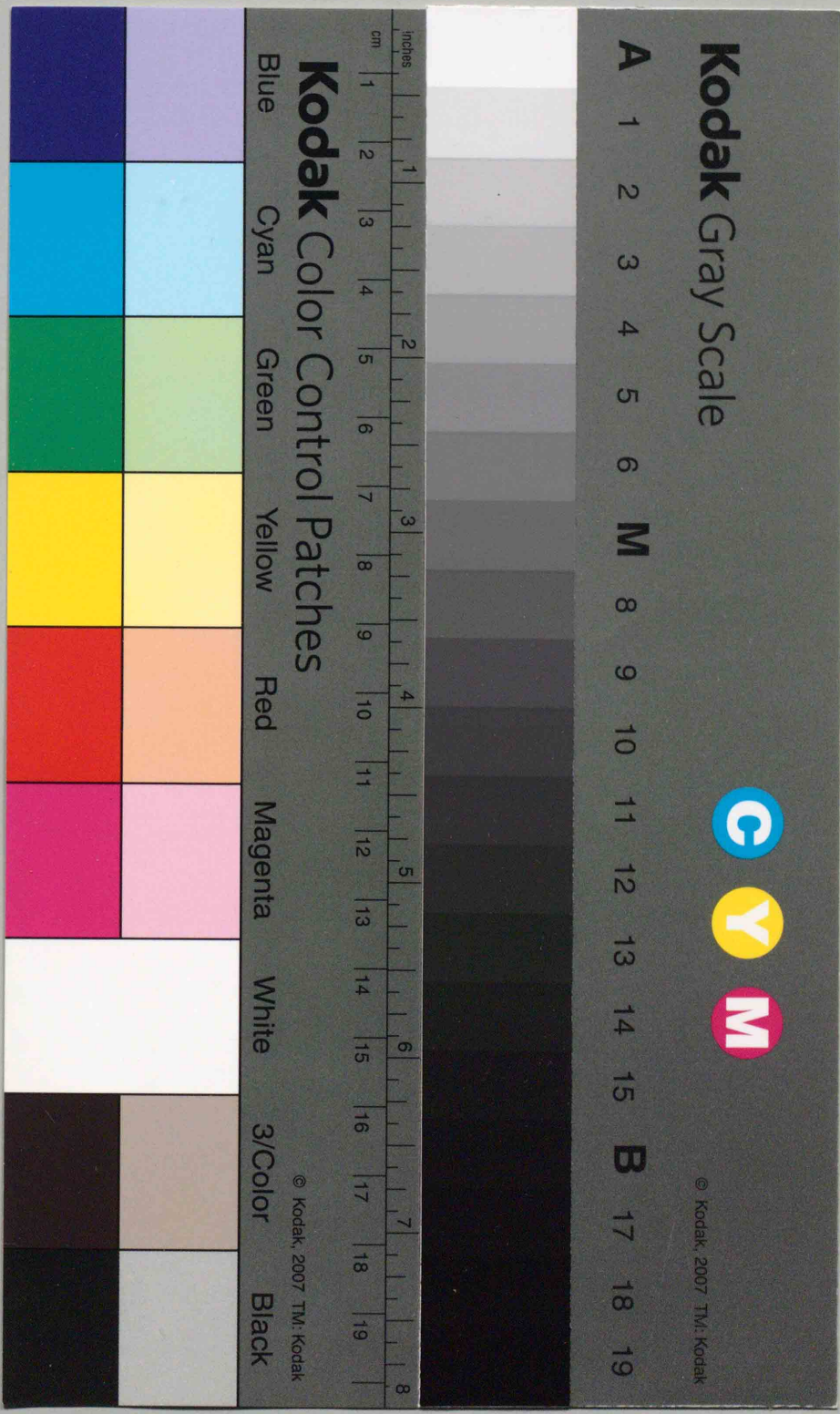


教科書文庫
4
302
44-1941
2000071233



40402

教科書文庫

4
302 307
44-1941
2000.0 171233



資料室

教科書文庫
4
302
44-1941
2000071233

4C
301
昭16.

士博學濟經
著孝正田太

書科教民公業實田太

版制新



濟定檢省部文
科民公校學業實日七十月一十年六十和昭

社會式株書科教校學等中

広島大学図書

2000071233



皇 大 神 宮



明治天皇御製

とこしへに民やすかれと祈るなる
わが世をまもれ伊勢のおほかみ

昭憲皇太后御歌

神風の伊勢のうちとの宮ばしら
ゆるぎなき世をなほ祈るかな

天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾
が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇
孫就きて治らせ。行矣。寶祚の隆えまさむ
こと、當に天壤と窮りなかるべし。

五箇條御誓文 (明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天
地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス
衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

皇室典範及憲法制定御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神
ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミ
ルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ
子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠
ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ增
進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此

ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

逵信大臣	文部大臣	陸軍大臣	兼內務大臣	大藏大臣	司法大臣	農商務大臣	海軍大臣	外務大臣	樞密院議長	內閣總理大臣
子爵	子爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵
榎本武揚	森有禮	大山巖	松方正義	山田顯義	井上馨	西郷從道	大隈重言	伊藤博文	黑田清隆	

市制町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進
 スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張
 シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要
 ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

國務大臣副署

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠

良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ
威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輒近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク

萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ
或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニ
シテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是
レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ
先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗
ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯
メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守
リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚
ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ
治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭

シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ
朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽
攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛
以下各大臣副署

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ

賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ領テ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ

攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシムコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其

ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘ
キ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以
テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シ
ク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ
誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯
ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述
スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ
皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事
ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ
皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承
シテ苟モ懈ラヌ前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナ
ル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ
ノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳ス
ルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱ス
ルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マヌ是
ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯

盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏
シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤
クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇
ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文
武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所
正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進
ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコ
トヲ期セヨ

御名 御重

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語 (昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ
永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道ヲ
ル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等青少
年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尚ビ廉恥
ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ
其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ
失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ
文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以
テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

序

身を實業に委ねようとする者は、その働く社會と、住む社會の如何なるものであるかを心得べきである。それは、法制や、經濟や、政治や、道徳などの知識を、別々に理智的に詰め込むことによつて達せられるものではない。要は、社會の共同生活が共存共榮の大精神にもとづいて行はるべく、これを體得實踐することによつてのみ、その理想へ進むべきことを知らしめるにある。

著者は、とくに、實業界に働かうとする青年のために、文部省の定める實業學校公民科教授要目に則つて想を構へた。説くところ中正を旨とし、社會の實相をとらへ、とくに、皇室中心主義の肇國精神が、わが國の文化を創造發展させたこと、ならびに、わが國、今後の政治や經濟は、この肇國精神を基

調として進むべきことを強調したつもりである。社會は生きてゐる。いま、世界各國は、文化のうへに悩みをもち、政治に經濟に、行詰りが叫ばれてゐる。著者は、刻々に移りゆくこの世相を眺めつつ、本書の筆を執つたのである。

昭和十二年七月

著者

目次

上篇

第一章	わが國	一
第二章	わが家	六
第一節	わが家族制度	六
第二節	家計	一六
第三章	わが郷土	三三
第一節	郷土の傳統	三三
第二節	郷土と地方自治	三五
第三節	市町村と府縣	三七
第四章	わが國體	三九

第一章 肇國の本義……………三九

第二章 國體と祭祀……………四五

第三章 國憲と國法……………四八

第四章 帝國憲法と皇室典範……………四八

第五章 立憲政治……………五八

第六章 法令……………六一

第七章 帝國議會……………六六

第八章 議員の選舉……………三三

第九章 政府……………七六

第十章 國務大臣と樞密顧問……………七六

第十一章 行政官廳……………七九

第十二章 行政と國民の協力……………八六

第十三章 裁判所……………九〇

第一章 裁判所と檢事局……………九〇

第二章 民事刑事の訴訟……………九三

第三章 司法と國民の協力……………九五

第四章 國政の運用とわれらの責務……………一〇〇

下篇

第一章 國民生活……………一〇四

第二章 わが國民生活……………一〇四

第三章 國民保健……………一〇四

第四章 社會改善……………一〇四

第五章 職業……………一〇四

第六章 國民生活と職業……………一〇四

第七章 分業と職分……………一〇六

第三節 勤勞と創造……………一七八

第三章 國民經濟……………一一〇

第一節 わが國民經濟……………一一〇

第二節 生産と消費……………一一三

第三節 企業と所得……………一一〇

第四節 經濟と道德……………一三八

第四章 産業……………一五〇

第一節 わが國の産業……………一四〇

第二節 資源と技術……………一四八

第五章 流通……………一五三

第一節 貨幣と物價……………一五三

第二節 金融……………一五九

第三節 商業……………一六六

第六章 財政……………一七三

第一節 わが國の財政……………一七三

第二節 租税……………一七七

第三節 官業と公債……………一八三

第七章 海外發展……………一八六

第一節 わが國の貿易……………一八六

第二節 拓殖と移植民……………一九〇

第八章 國民文化……………一九二

第一節 わが國民文化……………一九二

第二節 宗教……………一九五

第三節 教育……………一九七

第九章 國防と國交……………一〇三

第一節 國防と國民……………一〇三

第二節 國交と國民……………一〇六

第十章 わが國の使命……………一一一

目次

大日本帝國憲法	一
皇室典範	四
市制(抄)	八
町村制(抄)	九
府縣制(抄)	三

太田實業公民教科書 新制版

上篇

第一章 わが國

わが國

一、山紫水明の美に恵まれたわが秋津島根は、氣候がよろしきになつて、草木がよく繁茂し、春の花や、秋の紅葉と、四時の變化がいとうるはしい。また、千古波打寄せる長汀曲浦には、白砂青松が、つらなつて、一入すがすがしく、いたるところに風光明媚の地を見出すことが出来る。さらに五穀がよく稔つて、瑞穂の國の名をほしいままにし、魚介がよく繁殖して、いはゆる、鰯の廣物、鰯の狹物、の言靈も、御國風をしのばせる。古來浦安の國の名を負ひもつとほり、自然の美と人の

和とにおいて、すでに他國に比類のない姿を示してゐるが、それにも増して、われらの心から誇りとするものは、世界無比のわが國體である。

世界に國は多い。そして、それぞれ、その國勢や、人情や、風俗を異にし、また、建國の語事かたごころを異にしてゐる。しかも、多くは、幾度か興亡を繰りかへし、國亡びて山河ありのなげきを久しうせしめるもののあることにおいて、殆んどその歸を一にする。従つて、これらの國々において、建國の語事と國民とのつながりに、血の通ひを見出すことがむつかしく、つまりは路傍の話題に過ぎないのである。ひるがへつて、わが大日本帝國の肇國の語事と國史の成跡とをおもへ。すなはち、古事記や日本書紀によれば、大日本帝國の肇國の語事は、まづ別天神つみかみの顯現しましたまふ天地初發の杳冥やうめいにさかのぼる。次いで伊邪那命・伊邪那美命の二柱は、天神あまつかみの詔によつて、この漂つてゐる國を修理固成したまひ、やがて光彩うるはしく六合に照りかがやく皇

（聖壁 繪 畫 給 宮 神 治 明）
（筆 至 邊 田（左）、筆 郎 四 國 谷 滿（右））

子 父 は 情



昭憲皇太后慈惠醫院開院式に行啓（明治二十年五月九日）



明治天皇御不例御平癒祈念の赤子

祖天照大神の御出現を仰ぎ奉ることが出来た。天照大神は、皇孫瓊杵尊に、

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治らせ。さきくませ。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

との神勅を賜うて、この國に降したまひ、ここにはじめて大日本帝國が肇つたのである。そして、かかる語事は代々傳承せられて、皇祖宗の末流たる大和民族の國民的信念を靈貴ならしめ、また、よく新附の諸民族を同化心服せしめる素因ともなつた。神武天皇御創業以來、ここに二千六百有餘年。時に治亂をまぬかれなかつたとはいへ、皇祖の神勅によつて確立せられた肇國の精神は、つねに日月とともて明らけく、君臣の分もまた些かも亂れることがなく、皇統連綿として今日にいたつたのである。われらは國史をひもとくことによつて、かの筑紫の一角に打寄せた元寇の仇浪をはじめとして、近くは日

わが大君

清日露の兩役など、幾度か國難のあつたことを知つてゐるが、比類のない國民の忠勇は、よくこれを打攘つて、いまだ一度も外敵のために國土の神聖を侵されず、かへつて、その度に皇大朝廷の大御稜威のいやちこに輝くのを仰ぎ奉ることが出来たのである。世界の歴史は、國家興亡の歴史である。その噪音をよそに、毅然として搖ぐことなく、君と臣との關係に妙なる調を奏でつつ、天壤とともに隆えてゆく皇國の姿の、いかに感激すべき存在であることか。

二、神武天皇が橿原の宮に即位したまふにあたり、下したまうた詔に、われ東に征きしより六年になりぬ。皇天の威をかかぶりて、凶徒戮されぬ。邊土いまだ清らず、餘妖なほ梗しと雖、中洲の地また風塵なし(中略)。當に山林を披拂ひて、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち八紘を掩ひて宇と爲さん。とおほせられたまうた。これは、神武天皇の天業恢弘の御精神であらせられたのみならず、御歴代の天皇

一國一家
われら
御民

の八紘を一家とおほしめしてしろしめしたまふ御精神でもあらせられる。すなはち、皇祖天照大神の御神裔にましまし、その神勅によつて確立せられた天壤無窮の寶祚を踐ませたまふわが大君は、皇祖の大御心と御一體となり、われら國民を視たまふこと子のごとく、つねに廣大無邊の御仁徳を垂れさせたまふ。われら國民は、わが大君を現御神と仰ぎ奉り、かぎりない御恵みのもとに、億兆心を一にして、永遠に絶對の忠誠を捧げて仕へ奉るのである。まことに、義ハ君臣ニシテ情ハ父子なる大融合は、ひとりわが君臣の關係においてのみ見ることが出来る。而も皇室は、國民の總本家であり、國民は、その分家にあたる關係を基として成立つ國柄であるので、ここにうるはしい一國一家の團欒をなしてゐる。まことに萬邦無比の國體の精華は、ここにあるのである。

三、われらは、この尊い國土に生を享けたことの幸福をよろこび、かつ感激せずにはゐられない。いはんや、上に觀聖文武の今上天皇陛下

下を戴き奉り、國力が充實して、皇威が萬里の外にまでかがやきわたる昭和の聖代に際會したわれらにおいてをや。古歌に、

御民われ生けるしるしありあめつちの

榮ゆるときにあへらく念へば

とある。これこそわれらの祖先すなはち當時の國民の感激の聲であつて、今もなほわれらの歡喜と感謝の心を切實に敍べつくして、新たなるものがある。

第二章 わが家

第一節 わが家族制度

一、人の世に、わけても親しく懐しいのは、わが家庭である。そこでは、恩愛あふれる父母が、われらをいつくしみ、懐しい兄弟姉妹が、たがひに手をととりむつび、勵まし合ふ。長幼の序も、和氣靄々のうちにたもたれてゆく。まことに家庭の團樂は、この世の樂園である。

二、われらの家は、家の長たる戸主を中心とした、家族の團體である。われらは、遠く祖先より承け繼いだこの家が、永遠に榮えゆくことを祈つてやまない。これが、わが家族制度の特徴である。さらに、この團體のおのおのが、遠くそのみなもとに遡れば、みな同じ宗家にゆきつく。そして、その中心をなすものは、皇統連綿として彌榮えに榮えます。わが皇室であり、われらの家は、その後裔であり、支流でもある。つまりは、わが國は、皇室を中心とした一大家族であるから、祖先の崇拜は、やがて皇祖皇宗の尊崇となり、家名の尊重は、やがて國家の名譽の尊重となり、家の發展は、やがて國の發展を意味するのである。

三、われらが今日ありがたい御代の光に浴し、安らかに一家の生計を立ててゆけるのは、われらの父母が、かぎりない慈愛をもつてわれらをはぐくんでくれたからであり、また祖先が家を肇め、基を築いてくれたからである。父母、祖先あつての、この身、この家である。さらに、皇祖皇宗が廣大無邊の御仁徳を垂れさせたまうたのによること

戸主と家族

はいふまでもない。われらは、一日たりとも、父母の恩愛を思はずにはゐられない。祖先の苦辛經營を思はずにはゐられない。皇祖皇宗の御仁徳を仰がずにはゐられない。われらが家ごとに神棚や佛壇を設けて、八百萬神を奉齋し、天皇命の大御代の常磐に堅磐に榮えまさんことと、子孫の繁榮とを祈るのも、祖先以來の追善供養を怠らないのも、この至情のあらはれにほかならない。これは、わが國體および家族制度と離すことの出来ない關係にあり、わが國特有の美風である。われらは、常に神棚や佛壇の清掃につとめ、また時々の祭祀や法要を怠らず、一家の和合の中心をそこに見出さねばならぬ。

四、戸主は、家を統べ、家族を支配する。これを戸主權といふ。すなはち、戸主は、家族の居所を定めたり、婚姻や養子縁組などに同意を與へたりする。かういふ權利をもつてゐると同時に、その家族を養はねばならぬ義務をもつてゐる。さうして一つの家としてまとまつた生活をつづけてゆくのである。

親子

養子の縁組は、養親と養子たるべき者の同意で成立するが、養子たるべき者が十五歳未満のときは、その家の父母が代つて承諾する。そして當事者の協議なり裁判によつて離縁し得る。

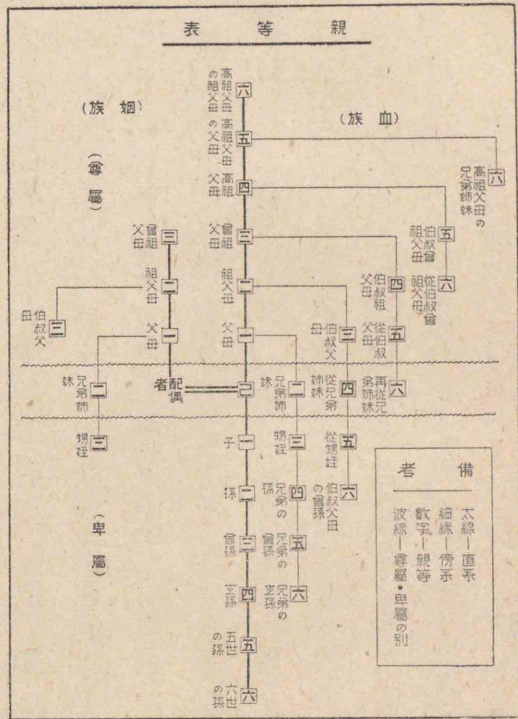
兄弟姉妹

未成年の子に對しては、父母がないか、あつても親権を行ひ難いときは、後見人が親権者に代つて、子の監督や、財産の管理などをする。

五、親子の縁は、まことに美しい。それには、直接に血を承け繼いでゐる實親子と、他家から養はれて實親子に準じた立場におかれてゐる養親子とある。實子には、嫡出子と、私生子と、庶子とある。養子は、家族制度の國における特徴で、つまり、その家を斷絶しないやうにするためのものである。親は子を育て、教育し、道にはづれたことをするときは、戒めたり、懲したりする。居所の指定もする。子の財産の管理もする。營業の許可もする。子の兵役出願の許可もする。これらを親權といふ。いづれも慈愛の泉から出てゐるのである。

六、親子が宿世の縁であると同じく、兄となり、弟となり、姉となり、妹となるのも、ふかい縁があればこそである。兄や姉は、幼きを助け、弟や妹は、長上を敬はねばならぬ。そして兄弟姉妹は、一つの輪である。その一つも缺けないやうに、一つも斷たれないやうにありたい。イギリスの詩人ウォーズワースは、七人の兄弟姉妹の一人が死んでも、「やっぱり、わたしたちは七人だ」と歌つたほどである。

七、われらには、家族のほかになほ血すぢのつながつてゐる血族と、婚姻によつて他の血族とつながつてゐる姻族とがある。これを親族といふ。親族は、自分から數へて六親等内の血族と、配偶者と、三親等内の姻族とである。親族の系統を、親系といふ。そして、自分から見て、父母、祖父、祖母あるひは子孫といふやうに、上下に連なつてゐるものを、直系となつてゐるものを、直系



といひ、自分から見て、兄弟姉妹甥姪伯叔父母從兄弟姉妹などのやうに、同一の始祖から分れてゐるものを、傍系といふ。また、自分にくらべて、その始祖に近いものを、尊屬といひ、遠いものを、卑屬といつてゐる。なほ、親族の間の距離を數へるには、親等といふ言葉をもつてする。それは、世數で定められてゐる。直系血族間では、その間の世數で數へ、傍系の血族間では、一方から同一始祖に遡り、さらに他方に下つて、その間の世數で數へる。姻族の親等は、配偶者を基礎として、同様に數へる。たとへば、妻の父母は、夫の一親等の姻族なのである。われらは、親族との交りに情誼を厚くする。さうしてこそ、家と親族とは強く結び、健かに伸び、やがて社會の發達にうるはしい形を見せることが出来るのである。民法も、親等の近いものの中には、扶養の義務について規定してゐる。

八、この世のなかには、男女の結合によつて伸びてゆく。一人の男と一人の女との、適法な終生の結合が、婚姻である。婚姻は、相互の同意によつて成立つ。けれども、男が満十七歳、女が満十五歳に達してからでなくてはならず、直系血族や、三親等内の傍系血族や、直系婚姻の間には、ゆるされなれないことになつてゐる。婚姻は、男女相互の同意で

夫は妻の財産を管理し、通常これを^{管理し、通常これを}使用し、収益を^をはかつてゆく権利をもち、婚姻により生ずる一切の費用を負担する。妻は、重要事件の處理については夫の同意を得ねばならぬ。

戸籍

戸籍簿は、一定の^{戸籍簿は、一定の手數料を拂つてそれを閲覧し、謄本または抄本の交付をうけることが出来る。}本籍地でも、さうでなくとも、常住して生活の本據とする處が住所で、それ以外に居住してゐる處が居所である。

成るといふが、うら若い者の考に落度がな^{いともいへない。}この意味で、男が三十歳未満、女が二十五歳未満であるときは、その家にある父母の同意を要する。婚姻は、これを市町村長に届け出ねばならぬ。それは、貴い契りの公の證文である。いふまでもなく、夫婦は、同じ家に暮す。妻は夫の家に入り、入夫なり、婿養子は、妻の家に入る。そして、たがひに扶け合つて、人類生活の基調をなすのである。

九、われらの家の所在や、族稱や、家における身分關係などは、戸籍にはつきり記されてゐる。われらは、出生や、死亡や、婚姻や、養子縁組や、隱居や、相續などがあつた場合は、一定の期間内に、市町村長に届け出ねばならぬ。かういふ戸籍は、取りまとめられ、地番號順に綴られる。それが戸籍簿である。それは、正副二本を設け、正本は、市役所または町村役場に、副本は、監督區裁判所に保存されてゐる。おたがひの貴い記録は、かうして永久に傳はつてゆくのである。われらは、戸籍のある本籍地のほかの、住所なり、居所なりに、九十日

家督相續

家督相續でも、戸主の一身のみについてゐる權利や義務は相續しない。

以上、滞在の目的で住まふ場合には、その地の市町村長に届け出ねばならぬ。これが寄留届で、その地を寄留地といふ。

一〇、家を遠く將來につながらしめたい意味で、戸主の地位は、その人の死亡や、隱居や、國籍喪失などによつて絶えぬやうに、相續されることになつてゐる。それを、家督相續といひ、戸主權をはじめ戸主のもつ一切の權利、義務が繼承される。通常は、戸主が死ぬと、その長子が相續する。わが國は、長子相續制によつて家を維持してゆく。

* 家督相續は、つぎの順序によつてなされる。

- (1) 法定家督相續人(第一種) 法定の推定家督相續人——民法の規定によつて、當然に相續人たるもので、被相續人の家族たる直系卑屬である。そして、(1)子は孫に先だち、(2)同親等の間では、男は女に先だち、(3)同親等の男または女の間では、嫡出子を先にし、(4)嫡出子または庶子は、女でも同親等の私生子に先だち、(5)同等な者の間では、年長者を先にする。これらの相續人たるべき者が、相續前に死んだり、相續權を失へば、その直系卑屬

が、その者と同順位で相續する(承。祖。相。續)。

(ロ) 指定家督相續人——被相續人の指定した者である。もつとも、指定後、法定の推定家督相續人が出来た場合には、效力を失ふ。

(ハ) 選定家督相續人(第一種)——父母または親族會が、被相續人の配偶者や兄弟、姉妹から選定したものである。

(ニ) 法定家督相續人(第二種)——被相續人の家に在る直系尊屬である。

(ホ) 選定家督相續人(第二種)——(ハ)に述べた者以外から選定されたものである。

一一、相續には、家督相續のほか、遺産相續がある。それは、死亡した家族の財産に屬してゐる一切の權利、義務を承継することである。その相續人は、相續される人に對する血縁によつて定まるもので、家に對する關係によるのではない*。

* 遺産相續人は、直系卑屬配偶者、直系尊屬、戸主の順位で、家に在ると否とを問はず、男と女とを分たず、同じ順位になつてゐる。同じ順位の方が

遺産相續

家族制度をとらない國には、家督相續はなく、遺産相續があるのみである。

相續の承認と拋棄

數人あるときは、相續財産を等分する。ただし、庶子と私生子との分は、嫡出子の二分の一といふことになつてゐる。

一二、相續は、必ずしもこれを承けたくないことがある。すなはち、相續人は、相續の起つたことを知つたときから三個月以内に、その相續を承けるか否かをきめる。それを、無條件で承けるのを單純承認といふ。もつとも、相續の拋棄といふことは、法定の推定家督相續人には、ゆるされてゐない。また、僅少の財産を承継いで、非常に多くの借金を返す義務を負ひたくないこともある。さういふ場合に、相續によつて得た財産の限度において、被相續人の債務などを辨濟するといふ制限をつけて承けるのを、限定承認といふ。

一三、われらは、自分の死んだ後に、財産の分配や、家督のことなどについて、争ひのないことを望む。そのために、財産の處分や、家督相續人や後見人や後見監督人や親族會員などの指定を、生前においてすることが出来る。それを遺言といふ。しかし、その效力の生ずるの

遺言

自筆證書でない
場合には、證人
または立會人を
要する。

は、遺言した人の死んだ後であるから、自筆で證書を認めるとか、公正證書とか祕密書類で認めるなどの方式をとらねばならぬ。もつとも、遺言によつても、法定の推定家督相續人は、被相續人の財産の二分の一を、その他の家督相續人は三分の一を、遺産相續でも、直系卑屬は二分の一を、配偶者及び直系尊屬は三分の一を相續するといふ權利を侵すことは出來ない。かやうな相續分を遺留分といふ。

第二節 家計

一家の
収入

一、われらは、家を基とし、収入を費つて暮しを立ててゐる。その収入には、臨時にはいろいろの種類の所得とがある。むかしは、富を財産の大小によつて示したが、今日は、むしろ所得の大小によるならばしである。

所得の
種類

二、所得には、いろいろの種類がある。労働者が働いて得るものを賃銀、地主の得るものを地代、資本を出した人の得るものを利子、事業

をもくろみ經營する人の得るものを利潤といふ。自分で自分の土地を耕し、自分の資本を利用すれば、賃銀も、地代も、利潤も、利子も、みな自分の所得となる。醫者や、辯護士などの自由職業者は報酬を得、官吏や公吏は、俸給や給料を得る。

生計費

三、われらの生計費は、合理的に消費され、分に應じ、入るを量つて出づるを制するやうにしなければならぬ。一體、われらの買ふものには、第一に、生きてゆくために必要なものがあり、第二に、文化のために必要なものがあり、いづれもこれを求めねばならぬ。とくに、文化品を用ひることは、人間社會としての誇りでもあり、生活向上の表れでもある。けれども、第三の贅澤品を求めるとは、身を亡し家を破るうへに、貧しい人の暮しのことも考へて、これをつつしまねばならぬ。四、われらは、つねに、いかにすれば最もよく生計をまかなひ得るかを考へねばならぬ。それは、まづ所得に應じて、しつかりした豫算を立てることからはじまる。買ひ物にあたつては、品質の良否や、一般

消費の
合理化

消費組合は、一
八四四年、イギ
リスのロッヂデ

一ルといふ町で、二十八人のフランネル職工が集り、一人一ポンドの出資によつて、組合員の生活の向上を目的としてつくられたのにはじまる。

勤儉と貯蓄

郵便貯金には、普通郵便貯金（一口十銭から二千圓までとし、その拂戻はいたるところの郵便局で出来る）のほか、特殊郵便貯金として、据置郵便貯金と、規約郵便貯金と、共同郵便貯金と、海外郵便貯金とある。

の物價のことなどに注意し、とくに所得の少い者は、團結して大口に直接生産者から求めれば安くになるといふ消費組合を利用しなければならぬ。非常時に際して買溜めを戒めることは勿論である。

五、われらは、國のためにそれぞれの職域に奉公する。そして、よく勤めるところには、所得の流れが斷えず、消費を合理化してゆけば、生計に餘裕が見出だされる。しかし、暮向きは、收支の相償ふだけをもつてよしとしない。所得の生ずる源となる財産なり健康なりが、いつ害をうけないともかぎらず、父母への孝養や、子供の教育のために、將來に對する用意をしておかねばならぬからである。つまりわれらの勤儉は、貯蓄と保險とにつながらしめねばならぬ。貯蓄の意義は、非常時において、とくに深い。貯蓄には極くわづかな金でも預け得る郵便貯金もある。貯蓄銀行や、一般の銀行には、當座に預ける方法もあれば、一定の期間を限つて預ける定期預金もある。さらに、一時におもはぬ収入のあつたときなどに、永く預けておいて、利殖を

はかつてもらふことなどの出来る信託もある。心の合つた人たちで資金の融通をはかつてゆくための信用組合に預けることも出来る。さらに、保險は、同種の危険にさらされてゐる者が、豫め保險料を出して、損害のあつたとき、または、契約満期の日における負擔を分つて保險金を得ようとするもので、これを社會的に見れば、共同生活全體を安全にし、その仕事を伸ばしてゆくことになるのである。

* 保險には、人事保險（生命・疾病・傷害保險など）、財産保險（火災・海上運送保險など）と、再保險（保險をうけた者が、その危険をさらに保險にかけるもの）とがある。原則として私營たるべきものであるが、社會政策的意義をもつた簡易生命保險や、健康保險のやうに、國や公共團體がやり、または参加することがある。さらに進んで、労働者の養老・廢疾・失業などにおよぶ労働保險をやるやうにならねばならぬ。なほ郵便年金も養老保險の一種と見るべき年金制度である。

財産

六、われらは、收支を經濟的にまかなつて、その餘分を蓄積してゆく。

この蓄積されたものが、財産である。財産には、土地と、土地の定着物たる建物や立木のごとき不動産と、衣服や家具などのごとき動産とあり、これらの物を、直接に支配する権利を物権といふ。また、たとへば貸金などのやうに、相手に返却といふ行爲を要求し得る権利も財産であり、これを債権といふ。さらに、われらの發明、發見なども、われらの財産と見なされ、これを支配する権利を、無體財産権といふ。

物権には、いろいろあるが、そのうち最も強力なものは、その物をみづから使用、収益、處分などをすることの出来る所有権である。また、債権の發生する原因にも、いろいろあるが、おもなものは、契約である。これには、贈與とか、賣買とか、物の交換とか、消費貸借とか、使用貸借とか、賃貸借とか、雇傭とか、請負とか、委任とか、寄託とか、組合とか、終身定期金とか、和解の十三種が、民法に定められてゐる。

不動産についての物権の得喪や變更は、これを登記しなければ、第三者に對抗することが出来ない。かうして不動産の取引を完全な

権利は、一定の期間に行使しないときは消滅することがある。これを消滅時効といひ、所有権以外の財産権について制定されてゐる。債権は十年間とし、債権または所有権以外の財産権は

二十年間である。また二十年間所有の意思をもつて公然・平穩に他人の物を占有するときはその所有権を得る。これを取得時効といふ。

私有財産制度

らしめるのである。債権はその性質が譲渡を許さないもののほかは、自由に他人に譲渡することが出来る。そして、たとへば、借りた金を返すといふやうな辨濟などによつて消滅する。とかく世のなかには、債権・債務の問題がおこるから、間違ひのないやうに、かうして法律で定められてゐるのである。

七、われらは、勤儉と貯蓄によつて、みづからの財産をもつことが出来る。また、それを自由に取扱ふことも出来る。なほ、さきに述べたやうに、財産を相續することも認められてゐる。このやうに、われらは、いはゆる私有財産制度の下に、安心して暮しを立ててゐるのである。とにかく財産は、おたがひが不斷の努力の結果、生みだされたものであるから、みづからの財産権を擁護するとともに、他人の財産権をも尊重しなければならぬ。そして、これを利用するにも、増殖するにも、社會公共の利益を無視してはならぬばかりでなく、分に應じて社會のために、これを利用することを心かげねばならぬ。

第三章 わが郷土

第一節 郷土の傳統

一、われらは、郷土を愛する。郷土は、われらに特殊な歡喜を與へてくれる。傳へられてゐる郷土の傳統には、祖先の聲が残されてをり、山川草木の一つ一つにも、祖先の息を感じる。われらは、これに親しまう。これに導かれよう。そして、郷土の歴史を力一ばい光榮あるものとして、われらのつぎに来る者に傳へようではないか。

われらは、郷土を忘れない。郷土は、われらの祖先から傳はつてゐる愛の結晶である。笑ひと喜びとある。泣きも、悲しみも、苦難にたへた思出にすぎない。それを愛せずにはゐられようか。しかも、われらは、同じ心を、やがて愛國の至誠にひろげてゆく。すなはち、魅力あるわれらの郷土も、見方によつて、狭くもなれば、ひろくもなる。他の市町村から見れば、わが市町村は郷土であり、他の府縣から見れば、わ

郷土の
傳統

が府縣は郷土である。また、外國から見れば、わが國は、われらの郷土である。かくのごとく、わが郷土を愛する心は、ただちにわが府縣を愛する心となり、やがて國を愛する心となるので、愛郷心と愛國心とは、つまるところ同じ心から出てゐる。

われらの郷土に鎮まりました鎮守の社は、郷土の人たちの、心の交りの結び目である。おたがひの祖先より今日にいたるまで、郷土の人たちは、この産土うぶぢの社を中心に、一致協力して、郷土の開設につくして來たのである。ともあれ、産土の社のふりごとから、年の始めや盆暮における、それぞれのならばしなど、何といふ感激をわれらに與へるであらう。われらは、今日あるを感謝するとともに、その美しい傳統を承け繼いで、郷土の特色をたもつとともに、ますます發展をはからなければならぬ。

二、われらの郷土には、山をめぐらした村落があり、田畑のみ打ちつづく農村があり、また、商工業の發達した都市もある。都市は、文化の

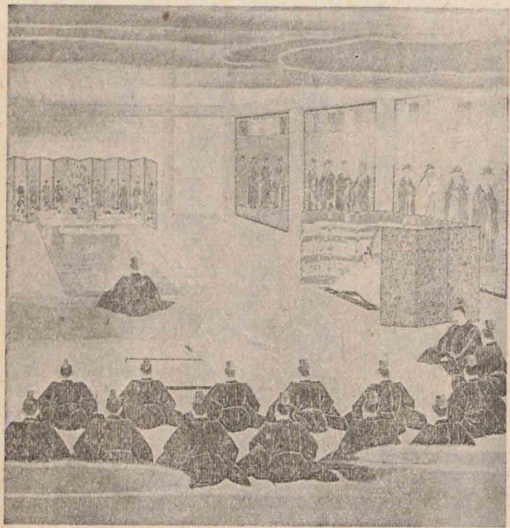
協同生
活

施設が完備して、文明の恩澤に浴すること厚く、農村は、生活のなごやかな反面、文化の光にめぐまれること薄く、いまも、むかしながらの不便な生活をしてゐる所が多い。一方、農村や山村では、きはめて人情がこまやかで、おたがひ同志が親しく暮してゐるに反し、都市は、朝夕の挨拶さへも交すことが少く、華やかな消費生活の裏には、頹廢のきざしがあり、濁つた空氣のうちに、いたく健康をそこねてゐる者もある。かやうに、農村にも、都市にも、よいところもあり、悪いところもある。われらは、めいめいの郷土を顧みて、協同一致して、その長所をますます發達せしめ、劣つてゐるところを補はねばならぬ。とくに、農山漁村においては、協同一致をもつて、文化設備の完備につとめて、文化の光に浴し、都市における保健設備や、市街美化の完成にも、協同一致が必要である。さらに、われらは、郷土の繁榮のために、共存共榮のころをもつて、産業を盛ならしめ、進んで有利な新産業をも興さねばならぬ。而も郷土の住みよさは、物質的な發展や設備の完備に

のみよるものではない。おたがひに人格を磨き、人情を惇くして、精神的樂園とするところに、眞の喜びがあるのである。

第二節 郷土と地方自治

地方自治の沿革



五箇條の御誓

ふ。わが國の自治が、今日の形を見るやうになつたのは、明治天皇の

五箇條の御誓にある「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」との大精神に則り、明治十一年、郡區町村編制法、府縣會規則、地方稅規則のいはゆる三新法が制定されたのは、つまり、ついで明治十三年に、區町村會法が設けられ、明治二十一年四月に、市制および町村制が發布され、明治二十三年に府縣制の發布を見ることによつて、次第に發達して來たのである。

二、自治の心とするところは、市制町村制公布の上諭によつて示されたまうたごとく、隣保團結の舊慣を存重して、お互の幸福を増進するにある。それは、上からの政治でなくて、下からの政治である。素人の政治である。名譽職の政治である。おたがひは、自治により、下から積極的に團結し、公共心を培ひ、やがて國全體として躍動する美しい政治を遂げるのである。

要するに、自治は、われらの自治團體に對する、われらの政治である。われらの團體のための政治であるから、公共的犧牲的精神がなくて

自治の精神

は、やつてゆけない。われらは、われらの團體の利害を委しく知つてゐる。そして、われらの團體の伸びてゆくやうに、その費用も出し、いろいろの工夫も仕事もするのである。最近、隣組の制度が全國的に普及し、隣保共助の實をあげつゝ、すすんで國の政策に順應し協力してゐるのは、まことにたのもしきことである。

第三節 市町村と府縣

一、市町村は、一定の土地に、一定の住民が、自治權をもつてゐる地方團體である。法人である。公共團體である。その事務を處理するために、事毎に全部の人が集つてやつてゆくわけにゆかないから、選舉によつて、一定の代表者——議決機關と執行機關とを設けてやつてゆく。議決機關は、市にあつては、市會および市參事會であり、町村にあつては、原則として町村會である。また、執行機關は、市町村長である。なほ、市町村は、市町村としてやつてゆく仕事や、住民としての

市町村の自治

公民と

その権

利義務

年齢や住居などの關係がよくても禁治産者・準禁治産者、破産者で復権しない者、一定の住所のない者、貧困で生活のため公私の救助または扶助をうけてゐる者および特定の刑に處せられた者は公民として認められな

市町村
會と選
舉

権利や義務については、條例を設けることが出来る。また、市町村の營造物についての規則も設けられるのである。
二、市町村の住民は、市町村を形づくつてゐて、自治權に服し、公の權利義務をもつてゐる。その團體の費用ももち、その財産や營造物を共用する權利ももつのである。その住民のうちで、二年以來住まひをし、滿二十五歳以上で、帝國臣民たる男子を、とくに公民といふ。公民は、住民としての權利義務のほか、名譽職たる市町村會議員に選舉される權利と、名譽職につかねばならぬ義務をもつてゐる。かやうな公民たるがためにもつてゐる權利義務を一括して、公民權といふ。

三、市町村會議員の任期は、總選舉の日から數へて四年間となつてゐる。われらが、公民として市町村會議員を選舉するのは、その議員をもつて組織する、議決機關たる市町村會によつて、市町村のやるべき仕事をきめてゆくためである。この選舉は、みづからの判斷によ

議員の定数は、市においては三十人、町村においては十二人を最低數とし、市町村の人口の多少によつて異つてゐる。

法定數は、議員の定數をもつて有效投票の總數を除いて得た數の六分の一以上である。

市町村
會の權
限

つて、正しい力ある人を選ぶことであつて、他人から干渉されたり、金錢などによつて買収さるべきものではない。また、この貴い權利は、すててはいかぬ。

* 選舉や、投票や、當選について注意すべきことは、つぎの數點である。

(イ) 市町村會の選舉人名簿は、毎年九月十五日の現在によつて、市町村長によつて調製される。そして、毎年十一月五日から十五日間、市役所町村役場、または、その指定した場所で、一般の縦覽に供し、その年の十二月二十五日に、その名簿が確定する。

(ロ) 投票は、一人一票で、被選舉人一名の氏名のみを書き、かつ、必ず無記名たることを要する。これを、單記無記名投票といふ。

(ハ) 有効投票の最多數を得た者が當選者となる。ただし法定數に達しない者は、當選者となることが出来ない。得票同數のときは、年長者を採り、年齢同じいときは、選舉長が抽籤して當選者を定める。

四、市町村會は、法令によつて定められてゐる範圍内で、市町村に於いての一切の事件を議決する。たとへば、學校の建築はどうする。

市町村會の權限を事項別にすれば一條例や規則の新設、改廢、豫算の議定、市町村税・使用料・賦課徵收、財産・營造物の管理處分、吏員の身分保證、市町村の事務上の書類や計算書の檢閲、市町村に係る願・訴訟・和解に關することなどである。

市參事會

名譽職參事會員は、十人を原則とし、二箇年の任期である。

上下水道や、公園や、避病院の設備はどうする。産業について、地方團體としてやるべきことはないか。道路や、河川や、港灣をどうする。區劃整理をどうする。あるひは電気事業を目論むこともある。かういふ仕事をするには、金がかかるが、それには、税や公債をどうする。市町村のもつてゐる財産などの管理や處分をどうする。——かやうなことをきめてゆくのである。

議員の職分は、かやうにひろい。これを行ふに當つては、もつばら公正を旨とし、私心をもつてやつたり、私黨をつくつたり、議案を通すために買収されるやうなことがあつてはならぬ。もとより議員は、選舉人から指示または委囑をうけて働くものではない。

五、市には、市會のほか、別に市參事會といふ議決機關がある。それは市長と、市會議員のなかから互選せられた數名の名譽職參事會員とから成る。そして、市會の權限となつてゐる事柄のうちで、その委任をうけたことについて議決をしたり、そのほか、市會不成立のと

市町村長

きとか、市長が市會を招集するいとまのないとき、市會の權限に屬することや、法律勅令に定められて權限となつてゐることを議決する。

六、市町村會で議決されたことは、市町村長によつて執行される。市町村長は、市町村會で選舉され、その任期は四年である。市長は、有給吏員であり、町村長は、名譽職を原則とする。

市町村長は、市町村の執行機關であるとともに、市町村を統轄し、外部に對して、これを代表する。その職權とするところは、ひろい。市町村會や、市參事會へ議案を出す。その議決されたことを實行する。財産および營造物の處理をする。收入および支出の命令をなし、會計の監督をする。市町村税や、使用料や、手数料などの賦課徵收をする。これらのことは、もともと市町村それ自身に屬する仕事であるから、これを、市町村の固有事務といふ。

市町村には、固有事務のほか、法律勅令によつて、國や府縣から委任された仕事がある。これを委任事務といふ。すなはち、衆議院議員

補助機

市町村の財政
府縣や國の經濟も財政といふ。市町村や府縣の

選舉や、府縣會議員選舉の事務を行つたり、兵役や、戸籍のことを掌つたり、義務教育を執行したり、傳染病豫防の仕事をしたりする。市町村長は、これらの仕事を、上級官廳の指揮監督のもとに行ふのである。

七、市町村長には、補助機關として、助役、收入役、その他の吏員がある。助役は、一人を原則とし、市においては有給であるが、町村においては、普通名譽職であり、市町村長の推薦によつて、市町村會がこれを定める。收入役、副收入役は、市町村の出納事務を取扱ふもので、その選任方法は、助役の場合と同じである。その他の吏員は、市町村長が任免する。吏員は、すべて市町村長の指揮監督のもとにあり、非違の行がある場合には、その懲戒をうける。なほ、市には、原則として、名譽職たる市參與がある。市長の推薦によつて、市會で定めるのである。

八、市町村は、市町村のためにやるべき仕事を考へてから、その資金を求め、出づるを量つて入るを制するのである。市町村の經濟を、財政といふ。市町村財政の財源は、大體つぎの三段に分ける。

財政を地方財政といひ、國の財政を中央財政といふ。

(イ) まづ、財産から生ずる收入によつてまかなふことを第一の原則とし、つぎに、使用料、手数料、過料、過怠金、そのほか法令により市町村に屬せしめてある收入がある。

(ロ) 右によつて、なほ不足するときは、市町村税および夫役、現品を賦課徴收する。市町村税は、大別すると、附加税と獨立税と分與税とになる。附加税といふのは、國税や府縣の獨立税に附加して、一定の割合を課するものである。獨立税といふのは、特別に財源を要する場合とか、負擔の公平をはかるために、附加税とは別な目的物に對して課するものである。分與税は、一旦國税として徴收したものを、そのまま、徴收地團體にかへす還付税と、徴收地團體に關係なく、一定の標準で地方團體に配分交付する配付税とから成つてゐる。

(ハ) さらに、市町村が、その負債を償還するためや、道路、上水道、下水道、學校などの新營改築や、また、天災事變などのために必要あると

きは市町村債を起すことがある。

* 財産から生ずる収入といふのは、市町村がその収益のために所有する財産から得るもので、かやうな基本財産を維持することは、市町村の義務となつてゐる。使用料は、市町村の營造物を使用する人たちからとるもので、手数料は、印鑑證明とか、身許證明などのやうに、市町村に、行政上の特別な手数をかける人たちからとるものである。過料は、條例違反のときにとり、過怠金は、懲戒をうけた吏員からとる。

* 夫役・現品とは、特定の事業のために出した勞役または現品である。それは、直接市町村税を準率として、これを金額に換算して定めるもので、金銭で代納することも出来、夫役は、代人をもつてすることも出来る。

*** 附加税において主要なものは、地租營業税・所得税などの國税へ附加するものや、段別税・船舶税などの府縣税へ附加するものである。獨立税には、市町村民税・舟税・自轉車税・金庫税・扇風機税・屠畜税・犬税などがある。

かやうな順序になつてゐるが、實際は、税なり、公債なりによる収入

納税の義務ある者は、(1)市町村内の住民、(2)三個月以上の滞在者(滞在のはじめに遡つてかける)、(3)この二者以外の者でも、土地や家屋や物件を市町村内に所有・使用・占有する者および營業所を定めて營業したり、演劇興行などの特定行為をなす者の三つである。

豫算お
よび決
算
市町村長は、毎會計年度の歳入出豫算を調製して、市町村會に出し、年度開始の一箇月前までにその議決を経ねばならぬ。

府縣の
自治

が、それぞれ重要な部分を占めることが多い。なほ、補給金といつて、國や府縣から、一定の事業を指定して、補給金や交付金が支給されることがある。その重要なものは、義務教育費の下渡金である。そのほか、委任事務の執行についても、補助金が交付される場合が多い。九、市町村の會計は、毎年四月一日にはじまつて、翌年三月三十一日にをはる。豫算には、この一年間における収入と支出とを見積る。いはゆる歳計である。その豫算による實際上の收支については、市町村長は、検査を怠ることなく、決算については、市町村會の承認を求めねばならぬことになつてゐる。

一〇、自治團體には、市町村のほか、府縣がある。最上級の地方自治團體である。市町村とおなじやうに、土地と住民と、自治權とから成つてゐる。その地域には、市町村と、島嶼とをふくんでゐる。その住民は、その府縣内の市町村の住民である。府縣は、かやうな自治團體であるうへに、市町村とちがつて、國の行政區劃となつてゐる。

府縣の
議決機
關

府縣會議員の選
舉は市町村會議
員のそれと略
同じである。た
だし候補者制度
である。

府縣はその自治権によつて法令の範圍内で公共事務を處理することが出来る。けれども自治を行ふ範圍は市町村のそれよりも狭い。またその執行機關をつくるにも自治を認められてゐない。しかも執行機關の權限は市町村のそれよりも大きく強い。

一、府縣の議決機關には府縣會と府縣參事會とある。府縣會は府縣内に區劃された數個の選舉區から選ばれた府縣會議員から成つてゐる。議員は名譽職であつてその任期は總選舉日から起算して、四個年である。府縣會には通常會と臨時會とある。通常會は會期が三十日以内で、毎年一回は、かならずこれを開かなければならぬ。臨時會は、必要のあるとき、七日以内の會期で開き、その事件のみについて議事を行ふ。しかし、知事は、必要に應じて三日以内の會期延長を行ふことが出来る。府縣會の議決事項は、府縣制に列舉されてゐる。これは、市町村會の場合に、概括して例示してあるのよりは、その權限が狭く、列舉以外の事項については、議決することが出来ない。

府縣の
執行機
關

島地そのほか、
交通不便の地
には、府縣支廳が
置かれてゐる。

つぎに、府縣參事會は、府縣會を一々開くにおよばないほどのことについて、府縣會から委任をうけたことを議決したり、臨時に急いで施設をしなければならぬ必要のあるときに、府縣會に代つて議決するのである。その權限は、大體、市參事會のそれよりもややひろく、訴願の裁決もし、委員を選んで府縣の出納の検査も行ふのである。府縣參事會は、議長と名譽職參事會員十人から成つてゐる。

一、二、府縣の執行機關は、府縣知事である。府縣知事は、國の行政を掌る官吏であつて、しかも、同時に、自治團體の執行機關となつてゐる。この點は、市町村長が、公選でその職にあるのとは異つてゐる。知事の補助機關には、總務、學務、經濟、警察などの部長たる書記官をはじめ、地方事務官、地方技師、屬などの國の官吏と、府縣の吏員とがある。

府縣知事の職權は、國の地方官廳としてのものと、地方自治團體の執行機關としてのものとの二とほりに分れる。國の地方官廳としては、内務大臣の指揮監督のもとに、また各省の主管事務については、

各省大臣の指揮監督のもとに、法律命令を執行したり、部内の行政事務を管理したり、所管内の官公吏を指揮監督する。そして、これらのことを行ふためには、非常急變に臨んでは、師團長に對して出兵を請うたり、部内の行政事務について府縣令を發したり、所管の事務を處分したりする權限をもつてゐる。つぎに、地方自治團體たる府縣の執行機關としては、内に府縣を統轄し、外にこれを代表する。そして、府縣費をもつて支辨すべき事業を執行したり、財産や營造物を管理したり、府縣税その他を賦課徴收したり、府縣會および府縣參事會に發案したり、府縣吏員を監督したりする。また、專決處分といつて、急施の必要ある場合に、府縣參事會の議を待たずに專決したり、府縣會や府縣參事會の權限に屬する事項を、その會の議決委任によつて專決したりする權限をもつてゐる。

府縣の財政

一三、府縣の仕事には、土木、教育、衛生、勸業、警察など、いろいろある。それを行ふ財源は、市町村の場合と異り、第一に府縣税をもつてする。

府縣税にも、國庫に納する附加税と、獨立税とがある。

そこへ國庫から補助するお金もはいる。あるひは、公債を募つたり、夫役や、現品や、使用料や、手数料や、過料や、過怠金からする収入もはいる。基本財産による収入もある。

府縣の豫算および決算については、大體市町村と同趣旨によつて定められてゐる。ただ豫算は、年度開始の一個月前の議決を要しないこと、決算は、翌々年の通常議會で、府縣會に報告すること、出納事務について、市町村のごとく獨立の地位を有する収入役を置かず、全く府縣知事の指揮命令によつて行動する出納吏が當ることなどが異つてゐる。

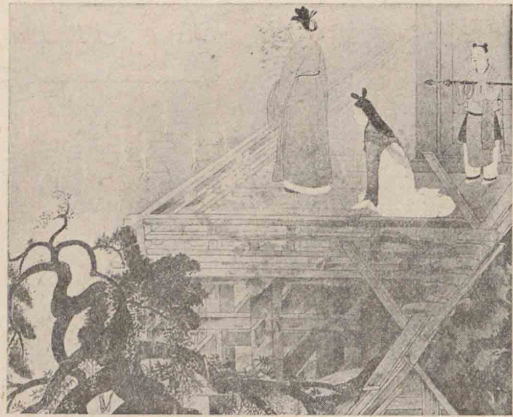
第四章 わが國體

第一節 肇國の本義

肇國の本義

一、わが大日本帝國の肇國の本義は、皇祖天照大神の神勅によつて確定せられたものである。すなはち、神代のむかし、皇祖天照大神は、

その大御業を永久に傳へさせたまふ思召によつて、皇孫瓊杵尊をこの國に降したまふとき、授けたまうた神勅によつて、大日本帝國は、皇孫のしろしめすべき國であることを確定したまひ、また、寶祚は天壤とともに永久に榮えますべきことを、いみじくも御啓示あそばされたまうた。これによつて、皇位の神聖と統治の大本ならびに君臣の大義は、永久不變に昭かとなつた。帝國憲法に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのも、この本義を成文化したものにほかならず、外國の主權者のごとく、權力によつてその地位を獲たものでもなく、國家統治の必要のため、人民によつて選ばれてなつたものでもなく、また、智力や徳望によつて推されたり禪讓されたりしたものでもない。實に皇祖の神裔であらせられる天皇は、皇祖の大御心の御表現であり、臣民國土の永久に生成發展する本源でもあらせられ、天皇統治の御本質もここにるのである。そして、民の籠の烟の少きを愁ひたまひ、



(筆浦九田野) ふまたしはなそみを煙の民皇天徳仁

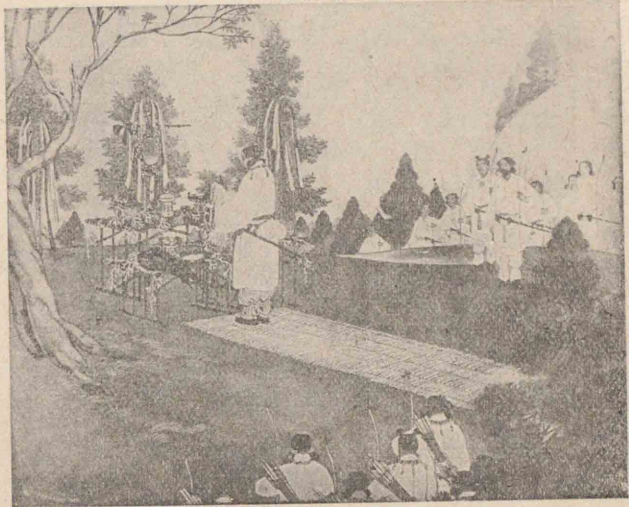
寒夜に御衣を脱がせたまふをはじめとして、御歴代天皇の廣大無邊の御仁慈も、畏れながら、この御本質にもとづく自然の御發露と拜せられ、かの外國の主權者の仁政が、往々にして己の立場を擁護するための政策にもとづくことのあるものとは、比較し奉るだに畏れ多いきはみである。

二、皇祖天照大神、瓊杵尊をこの國に降したまふにあたり、八咫鏡を授けたまひ、此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くがごといつきまつれとのたまはせたまうた。この神鏡奉齋の神勅に

よつて明かであるとは、神鏡は、皇祖の御靈代として、皇孫に授けたまうたものである。ゆゑに、皇祖天照大神は、この神鏡をとほして、永遠に御現存ましまし、御歴代天皇は、この神鏡を奉齋することによつ

て、皇祖天照大神の大御心に歸一し、その大御心をもつて大御心とし、われら臣民に御仁政を垂れたまふ。實に天皇の御政治は、神祇奉齋

をもつて首とし、政事は祭り事であり、祭政一致である。申すも畏きことながら、われらは、天皇の御仁政に浴し奉ることによつて、皇祖天照大神の大御心を拜し奉り、肇國の本義のいかに宏遠であるかを拜し奉る。敬神崇祖の根本精神は、實にここにあるのである。神武天皇、御即位の四年、我が皇祖の靈天より降臨りて、朕が躬を光し助けたまへり。今もろもろ天神を郊祀りて大孝を申べたまふべ



ふまたり祭を祇地神天に時靈の山見鳥皇天武神

の虜已に平ぎ、海内無事なり。

臣民の本分

し。とみことのりしたまひ、靈時を鳥見山に立てて、皇祖天神を祭りたまうた。御歴代の天皇もまた、皇祖皇宗の神靈を奉齋したまふこときはめて篤く、とくに御即位後、御一代御一度の大嘗祭には、天皇御親ら悠紀殿、主基殿に成らせたまひ、夜を徹して皇祖天神の大前に、神代ながらの莊嚴かぎりない親祭を行はせられ、親しく神饌、神酒を供進して報本反始のまことを捧げたまふ。かくのごとく御歴代の天皇は、祭祀によつて皇祖天照大神の大御心と御一體とならせられ、その大御心に應へ奉る大御心をもつて國民を愛撫したまふのである。

三、皇孫降臨に際して、皇祖天照大神は、また思金神は前事を取持ちて爲政したまへ。とみことのりしたまひ、そのほか、供奉仕へまつる諸神にも、それぞれ奉仕の御分擔をみことのりしたまひ、瓊瓊杵尊は、これら諸神を従へさせ、葦原の中津國に天降りまして、大御業を恢弘したまうた。これら供奉の諸神は、いづれも、われら臣民の祖先神であり、その子孫は、これら供奉の諸神の示させられた範のまにまに、天

皇に奉仕しまつたことは、國史に明かなところである。かく、われら臣民の本分は、皇祖天照大神の大詔おほみことのみことによつて、惟神かなたがらのまにまに定つたものである。爾來、御歷代天皇の臣民を愛撫したまふこと、父の子に對するごとく、臣民の天皇に對し奉る忠誠もますます醇化せられ、脈々たる忠勇義烈の國民性は、一死君國に報ずるの至誠となつてほどばしり、世々億兆心を一にして、天業の恢弘を翼賛し奉つた。かつて萬葉の詩人大伴宿彌家持は、海ゆかば、みづくかばね、山ゆかば、草むすかばね、大君おほきみの邊へにこそ死なめ、かへりみはせじ」と詠んだ。この歌の精神は、そのままわれら臣民の精神であり、永遠に榮えゆくわれらの子孫の精神である。而も天皇に對し奉る絶対無限の服従は、征服被征服の關係にもとづくものでないことは、勿論、權力服従の觀念さへも超越したわれらの大歡喜であり、われら日本人にのみあたへられた崇高な生活の第一意義である。われら臣民は、肇國の本義を辨へ、ますます學業を修め、人格の向上につとめて、至誠奉公もつて天壤

無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。

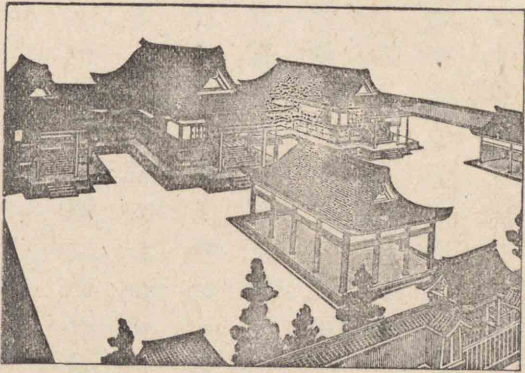
第二節 國體と祭祀

敬神崇祖

一、敬神崇祖は、わが肇國の本義にもとづく國民道德の支柱である。されば、皇室におかせられても、皇祖皇宗をはじめ奉り、天神地祇を敬ひたまふこと極めて厚く、宮中には賢所、皇靈殿、神殿の三殿を齋き奉り、宮中ならびに國家の大事には、これに御親祭を行はせられ、皇大神宮、橿原神宮などに奏したまふ。國民もまた、これにならつて神を敬ひ、ひとへに皇室の御繁榮と國家の隆昌ならびに國民の幸福を祈るのである。

わが國の津々浦々に鎮座する多くの神社は、それぞれ由緒正しい神々を鎮め奉つたものであるが、そのなかで、最も高い地位にましますのは、申すまでもなく、この國を肇はじめたたまへる皇祖天照大神を祀り奉る皇大神宮である。皇孫降臨に際して、皇祖天照大神の授けたま

うた神鏡は、御歴代の天皇、これと宮殿を同じうして奉齋したまうたが、第十代崇神天皇は、神威を穢したまふを畏れて、大和の笠縫邑に移し奉り、第十一代垂仁天皇は、さらに伊勢の五十鈴川上に宮を定めて、



これに移し祀りたまうた。これ今の皇大神宮である。皇大神宮は内宮と申し上げ、豊受大神を祀る外宮とあはせて神宮と申し上げる。それは、われらの心の宿であり、敬神の大本であり、國體の礎である。神社のなかには、なほ、皇祖皇宗を祭祀し奉つたものがある。また、建國にゆかりのある神を祀るものがある。また、氏族の祖先を祀るものもある。臣民にして、皇室國家や、それぞれの地方に功勞のあつた人々を祀るものもある。かやうにして、國民は、敬神の篤い心をもつて、その祭祀をねんごろに行ひ、神社を中

神社の格式

心として、美しい祖國愛を發揚してゐるのである。

二、神宮は、最高の地位に祀られてゐるが、その他の神社にも、その祭神と由緒とによつて、それぞれ格式が定められてゐる。*

神社の祭典のうち、大祭は、祈年祭、新嘗祭、例祭などをいひ、中祭は、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭およびその神社に特別のゆかりのある祭典をいひ、その他のものを、小祭といふのである。

* 神社の格式は、つぎのごとくである。

(一) 官幣社(大・中・小)。祈年祭、新嘗祭、例祭に、宮内省から神饌幣帛料を供進するものである。

(二) 國幣社(大・中・小)。祈年祭と新嘗祭には、宮内省から、例祭には、國庫から、神饌幣帛料を供進する神社である。

(三) 別格官幣社。とくに、皇室國家に功勞のあつた臣民を祭神とし、官幣社と同様の神饌幣帛料を供進する神社である。

(四) 府縣社、郷社、村社。府縣社、郷社は府縣から、村社は市町村から、神饌幣

帛料を供進する神社である。

(五)無格社。社格の最も低い神社である。

第五章 國憲と國法

第一節 帝國憲法と皇室典範

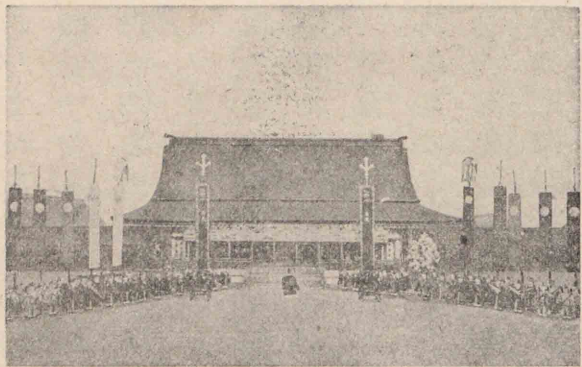
皇室典範

一、國憲とは、皇室典範と帝國憲法とをあはせて稱し、國法とは、他の法律・命令をいふのである。國憲と國法とは、國家の秩序の根本であり、社會安寧の基礎となるものであるから、われらは、心からこれに遵はなければならぬ。

皇室典範は、明治二十二年二月十一日、帝國憲法と同時に制定され、十二章及び増補から成り、皇位繼承や、踐祚即位攝政のことや、皇室御一家に關する敬稱、太傅皇族世傳御料皇室經費皇族訴訟および懲戒皇族會議など、國家の重大事たる皇室の御事について定めてある。天皇の御位は、萬世一系である。過去においても、將來においても、

皇位

一瞬時といへども缺くことを許さない。すなはち、天皇が崩御したまふときは、天之日嗣あまのひつぎの皇嗣が、直ちに御位に即かされたまふのである。



御大禮殿(紫宸殿の御儀)

これを、御踐祚ごせんそんといふ。神代から傳はる神器を承け、皇位を繼承されるのである。天皇が、御即位のことを祖宗に告げ、中外に宣したまひ、臣民が謹んで萬歳を奉唱する御大禮は、その尊い御儀式である。また、御踐祚の後は、一代の御統治の間かはることなき元號を建てられる。皇位は、天皇の崩御によつてのみ繼承される。中古のむかしは、御讓位といふことがあつたが、いまはそのことはない。それは、皇室典範にはつきり定められてある。皇位を繼承される範圍は、祖宗の皇統で男系の男子に限られ、その順位は、皇室典範に定められてある。

皇位の繼承は、
(1)皇長子(2)皇長孫(3)皇次子およびその子孫(4)皇兄弟およびその子孫(5)皇伯叔父およびその子孫(6)最近親の皇族といふ順序によつて行はせられる。

攝政
天皇が久しきにわたらせられる御不例などのため攝政を置かれるときは、皇族會議と樞密顧問の議を経ることになつてゐる。

二、天皇が御成年(滿十八歲)に達したまはなほなほ、または天皇が久しきにわたらせられる御不例などのために、まつりごとを親しくとりたまふことが出来ないときは、攝政を置かれる。攝政は、天皇の御名で大權を行はせられるのである。なほ、攝政に任ぜられる者は、成年に達せられた皇太子、または皇太孫と定められてゐる。皇太子、または皇太孫があらせられないか、いまだ成年に達せられないときは、その他の皇族が、攝政に任ぜられる。その範圍と順位も、皇室典範に定められてゐる。

皇室
天皇ならびに皇族の事務については、宮内大臣、内大臣、侍從長、侍從武官長が、それぞれ定まつた輔弼の任に當る。

帝國憲法

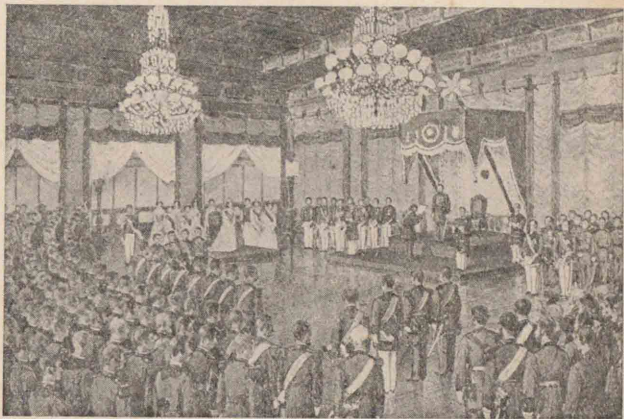
三、天皇の御一家を、皇室といふ。それは、御家長たる天皇と、御家族たる皇族とから成つてゐる。皇族は、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王妃、親王妃内親王、王妃、女王、竹の園生の彌榮えに榮えますこと、やんごとなく、尊いきはみである。

四、大日本帝國憲法は、明治天皇の御みづから制定したまうた欽定憲法である。すなはち、諸外國におけるやうに、君臣間で權力争ひを

したり、暴逆な君主をおさへつけようとする國民の運動によつて牛まれたものではない。血で購つたものではない。國民の考でつくつた民約憲法でもなく、國民と君主の相談づくでつくりあげた君民協約憲法でもない。

明治維新のはじめ、明治天皇は、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシと宣はせられ、政治は、國民をして、會議によつて論議せしめ、その公論によるべきことを明かにせられ、明治八年には、一方に、元老院を設けて立法に參與せしめ、他方に、大審院を設けて審判の權を鞏くした。明治十二年には、まづ、漸を逐うて地方から代議制を行はしめるために、府縣會を開いた。ついで明治十四年には、明治二十三年を期して國會を開く旨の大詔が發せられ、明治二十二年、大日本帝國憲法を發布する段取りとなり、翌明治二十三年、帝國議會を開くことになつたのである。かうして、千古不磨の大典が出来あがつたのである。まことに、憲法の發布は、昭代の盛事として、われらの永く忘れてはならぬ

憲法の效力と改正



憲法發布式

ないし、また、憲法を變更する力もない。憲法は、かろがろしく變へることが出來ず、もし、その必要のあるときは、天皇の御發議によつて、議案を帝國議會の議にかけられることになつてゐる。しかも、帝國議

いことである。帝國憲法は、七章七十六條より成り、最初に、肇國のはじめからきまつてゐる君主國體のことを宣明せられ、つぎに、天皇の大權事項を定め、臣民の權利義務について規定し、帝國議會をはじめ、立憲政體による各機關の組織權限および國家財政のあらましなどが規定されてゐる。

五、憲法は、かく國家の最高根本法である。従つて、その下に設けられる法律とか、命令は、憲法に反することを定められ

會は、法律などに對するごとく、これを修正することも出來ず、ただ、可とするか否とするかを議決するのみである。そして、天皇の御裁可によつて改正されることになるのである。つまり、欽定憲法であるといふ精神を貫いてゐる。

六、天皇は、憲法の條章に則つて、統治權を行ひたまふ。そして、統治權の一切のはたらきを親裁したまふのではない。立法權を行ひたまふときは、帝國議會の協贊により、司法權を行ひたまふときは、裁判所によることが、憲法上の要件となつてゐる。かういふ機關の參與を要せず、天皇の親裁したまふことを憲法上の要件としてゐるものがある。これを、天皇の大權といふ。

* 憲法上の天皇の大權事項は、つぎのごとくである。

- (一) 法律を裁可し、その公布および執行を命ずること。
- (二) 帝國議會の召集開會閉會停會および衆議院の解散を命ずること。
- (三) 帝國議會の閉會中、公共の安全を保持し、または、その災厄を避けるた

天皇の大權

緊急勅令は、つぎの會期に、帝國議會に提出して、その承諾を得べきものとされてゐる。もし議會でこれを承諾しないときは、政府は將來に向つてその效力を失ふことを公布しなければならぬ。

緊急勅令は、つぎの會期に、帝國議會に提出して、その承諾を得べきものとされてゐる。もし議會でこれを承諾しないときは、政府は將來に向つてその效力を失ふことを公布しなければならぬ。

戒嚴といふのは、戦時もしくは事變に際して、兵備をもつて全國または一地方を警戒することである。

(四) 法律を施行するため、または、公共の安寧秩序を保持し、および臣民の幸福を増進するために必要な命令を發したまひ、または、發せしめること(行政命令)。

(五) 行政各部の官制や、文武官の俸給を定め、文武官を任免すること。

(六) 陸海軍を統帥すること。

(七) 陸海軍の編制および常備兵額を定めること。

(八) 宣戰講和および諸般の條約を締結すること。

(九) 戒嚴を宣告すること。

(一〇) 爵位勳章およびその他の榮典を授與すること。

(一一) 大赦特赦減刑および復權を命ずること。

(三) 公共の安全を保持するために、緊急の必要があり、かつ、臨時議會を召集し得ないとき、勅令によつて財政上の緊急處分をなすこと(財政上の緊急處分)。

(三) 戦時や、國家事變の場合、憲法第二章の條規にかかはらず、統治權の行動をなすこと。

(四) 憲法改正の議案を帝國議會に發すること。

天皇が、大權事項に屬する政務を行ひたまふときは、通常、國務大臣が輔弼する。また、樞密顧問をして御諮詢に應へ奉らしめることがある。けれども、天皇は、これによつて御意思を拘束されることなく、御自由に親裁したまふのである。

七、勅旨を、直接に表示する形式には、文書によらない勅語と、文書による詔書、勅書、上諭とがある。詔書は、勅旨を臣民一般に宣誥するもので、たとへば、立后立太子などのごとき皇室の大事及び議會の召集、開會閉會、停會解散、宣戰講和元號のごとき大權の施行の公布は、これによる。勅書は、受命者にのみ公布して、公に宣誥しないもので、たとへば、憲法の改正案を議會に附せられる場合のごときである。上諭は、帝國憲法、皇室典範の改正、法律、勅令條約などの國憲國法及び豫算

詔勅

帝國臣民

などを公布するときに附するものである。

八、われらは、帝國臣民である。われらは、この國に生を享けたことを喜ぶ。われらは、天皇のしろしめす統治權に服さねばならぬ。一旦急あれば、矛をとつて戦ひに従はねばならぬ。身命を輕しとして起たねばならぬ。絶對無限の服從である。これは、ひとり國內に住まつてゐるときに限つたことではない。外國に住まつてゐても、やはり天皇の統治權に服することにかはりはない。しかも、それは、われらの矜りであり、歡喜である。

ここに帝國臣民といふのは、天皇と皇族以外の日本國民の全部のことである。臣民の族稱としては、華族と士族と平民の三つがあつて、その間には、法律による差別は少い。ことに、士族と平民との間は、全く同じである。そして、むかしのやうに嚴しい階級制度はなく、いづれの族に屬する人も、文武官になれることになつてゐる。また、原則として、如何なる仕事にも従ふことが出来るのである。

臣民の權利義務

九、帝國臣民の權利義務は、憲法に定められてゐる。素より廣大無邊の御稜威によるのである。その權利は、一言にしていへば、國民の生活上における自由權である*。

* 帝國憲法に掲げられてゐる帝國臣民の權利は、つぎのやうになつてゐる。

- (一) 法律命令の定めてゐる資格に應じて、均しく文武官に任せられたり、その他の公務につくこと。
- (二) 法律の範圍内で、居住移轉の自由をもつてゐること。
- (三) 安寧秩序を妨げることなく、臣民たるの義務に背かないかぎりにおいて、信教の自由をもつてゐること。
- (四) 法律の範圍内で、言論著作印行集會結社の自由をもつてゐること。
- (五) 衆議院議員選舉法および貴族院法の定めるところによつて、選舉權被選舉權を與へられ、または、貴族院議員に任せられること。
- (六) 法律によらないで逮捕監禁審問處罰をうけないこと。
- (七) 法律に定めてゐる場合のほか、住所の侵入および搜索をうけないこと。

- と。
- (八) 法律に定めてゐる場合のほか、信書の祕密を侵されないこと。
 - (九) 法律によるのほか、所有權を侵されないこと。
 - (一〇) 相當の敬禮を守り、一定の方式に従つて請願をなし得ること。
 - (二) 法律に定めた裁判官の裁判をうけること。

しかし、同時に、おたがひは、憲法によつて、臣民としての義務を負つてゐる。陸海軍によつて國が護られてゐればこそ、おたがひは、枕を高くして暮してゆくことが出来るのである。そこに兵役の義務がある。また、おたがひは、自分の住む國としてなすべき國防や、教育や、交通などの費用を出し得るやうにしてやらねばならぬ。そこに納税の義務がある。この二つの義務を果すのでなければ、國の存立も、維持も、發達も期することが出来ない。

第二節 立憲政治

一、世の進みゆくとともに、國家は、各個人の自由を認め、その幸福を進ますべきものであるといふ思想が高まり、一個人や、一階級のほしのままにふるまふ専制政治に代る、進歩した政治となつて現はれた。それが、立憲政治である。わが國においては、不世出の英明にましました明治天皇が、世界の大勢と、時代の進運とを察したまはれ、國安かれ、民幸あれと祈りたまふ大御心から、萬民の意思をくみとられる、この新しい政治の方式を採用したまうたのである。

立憲政治の基調の一つは、三權分立制にあるが、それは、憲法によつて、立法と、行政と、司法の三つの權力を、それぞれに獨立せしめ、たがひに相侵さないことになる。しかし、わが國においては、統治の大權は、すべて天皇にあり、ただ、その作用を、立法と、司法と、行政の三つに分ち、それぞれの機關が圓滿な統一をはかりつつ、天皇の御親政を翼賛し奉るのである。

立憲政治の基調のいま一つは、國民の政治に對する直接間接の參

立憲政治

三權分立制

國民參政

與を、その内容としてある。議會制度による立法への參與、文武官に任ぜられることによる行政への參與、陪審制度による司法への參與これである。かやうにして、立憲政治は、はじめてその明るく公正な機能を果すことが出来るのである。とくに、議會制度による立法への參與は、世界の立憲國に通ずる制度であり、立憲政治は、議會政治であるといはれるほどである。

二、政黨は、政治上の主義主張を同じくする人たちが、その共鳴者をひろく求め、その主義主張を、議會を通して實現しようとするのである。政黨は、みづからの使命を自覺して行動する場合には、立憲政治の發達を助け、國民の輿論を力強く議會へ反映することになる。けれども、ややもすると、黨派的打算をもつて事を判断し、正義に對する國民の信念を鈍らしめ、その結果、虚偽がみなぎり、不誠實がはびこり、多數を得ては、非理を押しとほして、反對黨を壓迫し、多數を得んがためには、不正手段を採ることも少くない。かやうなことは、斷じて許

政黨

しがたいところである。この意味において、最近、舊來の政黨は自發的に解消したのである。

わが國が支那事變下において、舉國一致の態勢をとり、大政翼賛運動を起し、上意を下達し、下情を上通して、臣道實踐にはげむ所以もここにるのである。尤もその運動の中核たる大政翼賛會は政黨でないが、廣く全國にわたる組織とともに強い政治力がある。

第三節 法令

一、われらの共存共榮の生活は、道德のみによつて、たもたれてゆくに越したことはないが、數多くの人たちの間には、ややもすれば、秩序を紊しがちであり、善惡の見きはめをつけてやつてゆく道德では、人を強ひることが出来ない。そこで、國法といふものが設けられてゐる。國法にもとづいて、おたがひの權利や義務が生まれる。國法は國の最高の權力、すなはち、主權によつて維持、強制されるものである。

國法の必要

二、國法には統治權と臣民の關係すなはち權力服從の立場に置かれてゐる關係を定めた公法と、臣民相互の間の關係すなはちたがひに平等で對等の立場にある關係を定めた私法とに區別される。前者には、憲法、行政法、刑法、裁判所構成法、刑事訴訟法、民事訴訟法などがあり、後者には、民法、商法などがある。また、民法のごとく、一般の場合に適用される普通法と、商法のごとく、特別の制限された場合に適用される特別法とある。あるひは、法律や命令といふ形で、はつきりときまつてゐる成文法と、永年の習慣をもつて法とする不文法との別もある。

三、わが國において、國法の淵源たる憲法ならびに皇室典範のほかの國法は、その制定の手續のうへから、法律と命令とに分たれる。法律は、帝國議會の協贊を経、天皇の御裁可によつて成立し、しかる後に公布せられる。そして、憲法は、臣民の重大な權利義務などについては、必ず法律で定めねばならぬことにきめてゐる。これを、憲法上の

立法事項といふ。命令は、帝國議會の協贊を要しないものである。

命令には、いろいろある。天皇のみづから發したまふものを、勅令といふ。また、天皇が、行政機關をして發せしめたまふものがある。それは、行政機關の別によつて、閣令、省令、府縣令、廳令、朝鮮總督府令、臺灣總督府令などといふ。なほ、朝鮮總督が、勅裁を経て出す制令と、臺灣總督が、勅裁を経て出す律令とがある。

* 憲法上の立法事項は、(一)戒嚴の要件および效力、(二)日本臣民たるの要件、(三)兵役の義務、(四)納税の義務、(五)居住および移轉の自由の制限、(六)身體の自由の制限、(七)裁判官の資格要件、懲戒規定および裁判手續、裁判所の構成、(八)住所の安全の制限、(九)信書の祕密の制限、(一〇)所有權を侵害する處分、(一一)言論著作、印行集會、結社の自由の制限、(一二)衆議院議員選舉法、(一三)議院法、(一四)特別裁判所の管轄、(一五)行政裁判所の組織および權限、(一六)會計検査院の組織および權限である。

四、われらは、國法が出来ても、それを知るやうになつてゐなくては、

どうにもならぬ。國民一般に周知せしめることを公布といふ。それは、法律や、勅令や、閣令や、省令などは、官報にかかげ、その他の命令は、各行政機關が定める手續による。この公布によつて、國法は、はじめて效力を發生するのである。國法の效力は、時と所と人とについて注意すべきことがある。

(イ) 時に關する效力。國法の效力は、過ぎ去つたことには、遡らないことを原則としてゐる。また、法令は、公布してすぐに行ふといふことの出来ない場合が多いから、一定の猶豫期間を置くのが原則である。これを、周知期間といふ。通常は、公布の日から滿二十日を経て施行されることになつてゐる。

(ロ) 所に關する效力。國法は、帝國の領土内に限つて行はれるのが原則である。領土外には、效力がおよばない。もつとも、他國の領海内にあつても、わが國の軍艦内には、わが國の法が行はれ、他國の領土内にあつても、わが國の大使館内と公使館内には、わが國

歐米諸國は、明治三十二年までわが國に對して領事裁判權をもち、わが國は現在中華民國に對して領事裁判權をもつてゐる。

國法の尊重

の法が行はれてゐる。これを治外法權といふ。また、文物や、制度が、著しくかけはなれてゐるときは、他國の領土内にある自國民に、自國の法が適用せらるべきことを、條約によつて定めることがある。これを、領事裁判權といふ。

(ハ) 人に關する效力。國法は、わが國の領土内にある一切の人に適用されるのが原則である。われら臣民に對しては、いふにおよばず、わが國に住む外國人にも適用されてゐる。もつとも、他國の君主や、大統領や、皇族や、大使や、公使などには、行はれないことになつてゐる。いふまでもなく、これは、國際間の儀禮である。

五、われらは、共同生活體の一員として、共存共榮のために、進んで國法を守るの、當然の義務である。また、國法は、一たび定められたうへは、たとひ社會の事情に多少の變化があつても、かろがろしく改變すべきものではない。われらは、國法の眞に目的とするところの何であるかを見て、いたづらにその末節につけこんで、いはゆる脫法行

國法と
道徳

爲をしたりするやうなことがなく、つねに活きたものとしてあらしめたい。

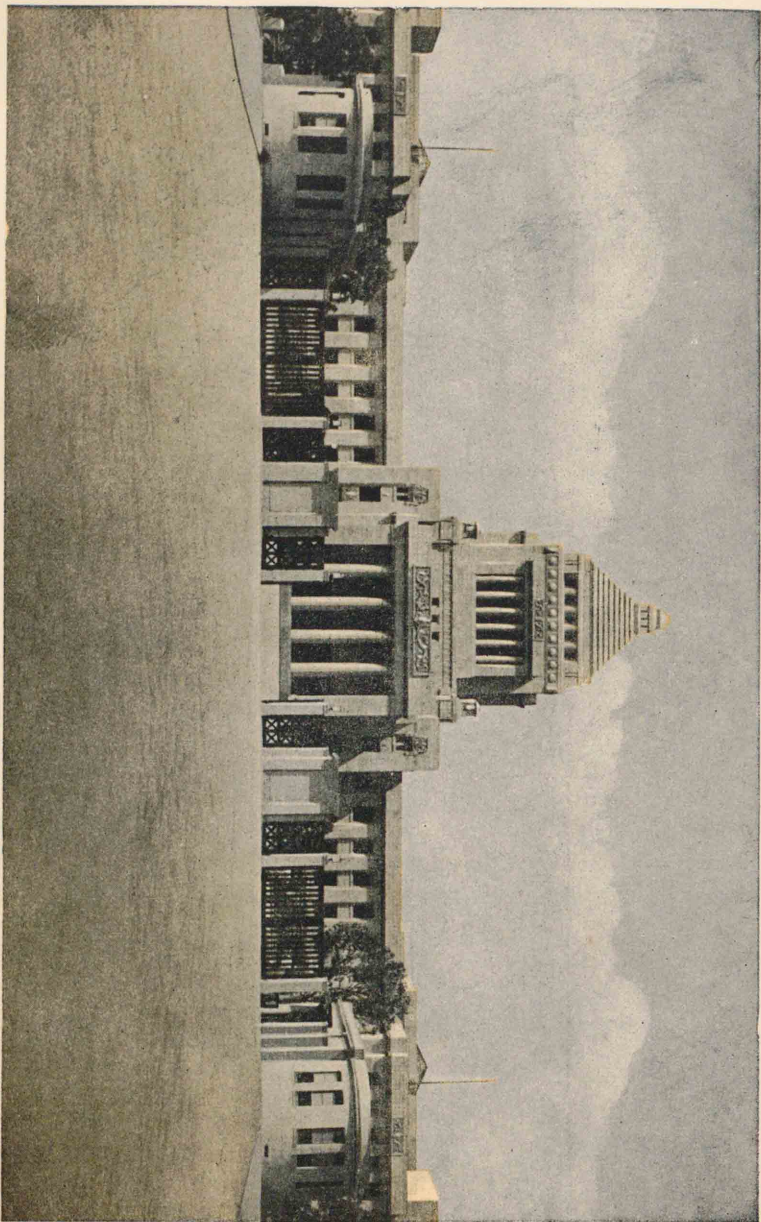
六、國法は、道徳上の法則とちがつてゐる。道徳は、われらの生活の全般にわたり、しかも、おたがひの良心によつて行はれ、國法は、社會の秩序の最少限度を、統治權の強い力によつて守らしめるものである。われらは、何かわるいことをすれば、道徳によつてみづから良心を責められるとともに、法によつて、罪として制裁をうけることにもなる。

第六章 帝國議會

第一節 帝國議會

一、帝國議會は、國民の輿論を反映せしめる國民參政の機關である。帝國議會の任務とするところは、主として立法に協賛し、豫算を議定するにある*。

帝國議會の
權限



豫算のうち、皇室經費は、増額を要する場合のほかは、議會の協賛を要しないし、憲法上の大權にもとづいた既定の歳出は、政府の同意がなければ廢除・消滅を行ふことは出来ない。法律の結果により、または法律上政府の義務に屬する歳出についても、同様である。

法律の制定は、必ず帝國議會の協賛を経て、天皇の御裁可を仰がなければならぬ。法律案は、政府も出し、議院みづからも出すことが出来る。その議案は、これを修正することも出来る。緊急勅令の承諾もなす。國法のうちには、命令もあるが、法律といふ重要なものが、帝國議會を通してきめるといふことは、立憲政治の特色である。

つぎに、帝國議會は、國の財政についても、權限をもつてゐる。國の豫算は、帝國議會の協賛を経てから、天皇の御裁可を仰いで成立するのである。豫算は、國防や、教育や、産業などの經費を、まづ第一に原則として、おたがひの負擔となる租税によつてまかなふこととしてゐる。従つて、この見積は、國家にとつても、國民にとつても、大切であり、近來は、とくに、財政上の問題が重大視されるやうになつて、立憲政治は豫算政治であるとさへいはれてゐるほどである。要するに、國民の負擔も、國家の繁榮も、これによつて定まるからである。

* 帝國議會は、なほ、各、單獨に、つぎの權限をもつてゐる。

(イ) 上奏權。これは、勅語に對して奉答する場合に、文書に認めて捧呈したり、時の政府當局者の施政の不當や國務大臣の非違の行ひなどについて彈劾しようとしたりするのである。その内容には制限がない。もとより、この上奏を御嘉納あらせられるや否やは、天皇の御判斷による。

(ロ) 建議權。これは、政府當局者に對して、ある法律案を出してもらひたいとか、ある鐵道もしくは港灣を建設改修してもらひたいといふやうな希望を通知する權限である。その内容については制限がない。

(ハ) 質問權。これは、政府の、これまでしたことや、これからやらうとすることに對して、辯明を求めようとする權限である。質問は、議員が三十人以上の賛成者を得てなすことが出来る。議院としての決議は、いらない。國務大臣は、質問に對して答辯する義務がある。

(ニ) 請願受理の權。帝國臣民が請願書を議會に提出した場合、議會は、これを受理する權限をもつてゐる。請願を、しかるべきものとして取りあげたときは、これを政府に廻し、もしくはその趣旨によつて建議をなすことが出来る。

帝國議會の組織

貴族院議員の員數
 (イ) 皇族議員の數に制限がない。
 (ロ) 公侯爵議員の員數に制限がない。
 (ハ) 伯爵議員十八人、子男爵議員それぞれ六十六人。
 (ニ) 勅選議員百二十五人以内。

二帝國議會は、貴族院と衆議院とから成つてゐる。これを、二院制度といふ。かやうにして、一方に、社會の各階級を代表せしめ、他方に、審議を慎重ならしめようとするのである。兩院の間には、權限のうへに差別はない。ただ、豫算關係の議案は、まづもつて衆議院に提出することになつてゐる。これを、豫算先議權といふ。

(一) 貴族院。貴族院は、皇族・華族・勳勞・學識ある者、帝國學士院會員および多額納稅者から組織されてゐる。

* 貴族院令は、貴族院議員の資格を、つぎのやうに定めてゐる。

(イ) 皇族男子にして、成年に達した者(任期終身)。

(ロ) 公爵および侯爵にして、滿三十歳に達した者(任期終身)。

(ハ) 伯爵子爵および男爵にして、滿三十歳に達し、各、その同爵のなかから互選せられた者(任期七年)。

(ニ) 國家に勳勞あり、または學識ある滿三十歳以上の男子にして、とくに勅任せられた者。これを、勅任議員。または勅選議員といふ(任期終身)。

(ホ)帝國學士院
會員議員四人。
(ハ)多額納稅者
議員六十六人以
内。

議會の 作用

(ホ)滿三十歳以上の男子にして、帝國學士院會員中から四人を互選して、選に當つて勅任された者。これを、帝國學士院會員議員といふ(任期七年)。
(ハ)滿三十歳以上の男子で、北海道各府縣において、土地あるひは工業商業について、多額の直接國税を納める者、百人のうちから一人、または二百人のうちから二人を互選し、その選に當つて勅任せられた者。これを、多額納稅者議員といふ(任期七年)。

(二)衆議院は、衆議院議員選舉法によつて選舉せられた議員から成り、その任期は四年である。

三、帝國議會は、毎年召集される。これを、通常議會といつて、その會期は三個月になつてゐる。貴衆兩院議員が、それぞれ各院に集つて、議會が成立すると、天皇は、勅命をもつて日を定め、兩院議員を貴族院に會せしめて、開院式を行はせられる。さうしてから、議會はその行動をはじめることが出来る。これを、開會といひ、この日から會期を數へるのである。そして、會期の盡きたのち、やはり勅命によつて閉

議場が混亂したりなどして議事を進まずことが出来ないやうな場合には、その反省を促すために、停會を命ずることがある。それは、議會の成立を消滅させるのでなく、その行動を一時停止するのである。



(景光御の御還後式) 幸行式院開

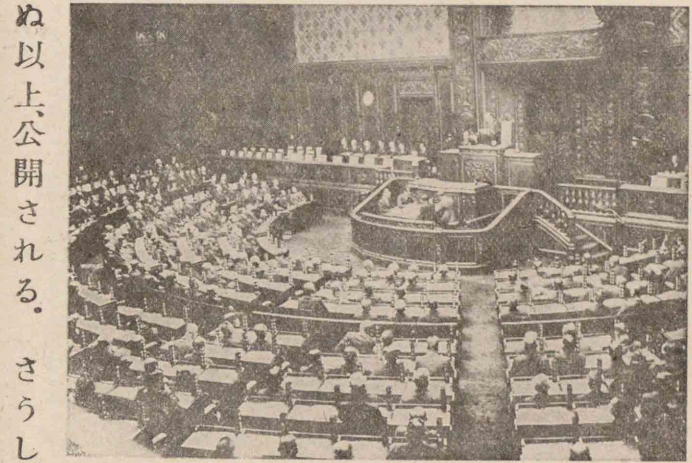
會を行はれることになつてゐる。議決未了の議案は、つぎの會期にもち越されない。會期は、三個月となつてゐるが、必要あるにおいては、勅命によつて延長することが出来る。なほ、臨時緊急の必要があるときにも、議會を召集することが出来る。これを、臨時議會といふ。

衆議院議員の任期は、四年であるが、その間において、解散によつて選舉を行ふことがある。解散の行はれる政治上の原因は、いろいろあるが、そのおもな場合は、政府當局者の施政が、反對黨などによつて批難されるやうな場合に、選舉民の考はどうであるかをたしかめようとする場合などである。衆議院

小宮

七一
1713

が解散を命ぜられると同時に、貴族院は停會となる。解散の場合は、その日から五個月以内に特別議會を召集しなければならぬ。



開會 開會のときは、これを開くことは出来ない。これを定足數といふ。
中會 議決は、出席者の過半數により、もし可否同數である場合には、議長がこれを決する。また、議案は、兩院の議が同一會期において一致したときは、始めて帝國議會の協賛を経たものとなる。なほ、兩院の本會議は、政府の要求あるか、その院の決議によつて秘密會とせぬ以上、公開される。さうして政治を明るくものとし、一般國民と議

兩院の議員は、現行犯罪または内亂罪を除くほか、會期中その院の許諾なくしては逮捕されることなく、議院において發言した意見や表決について、院外において責任を負ふことはない。

會とを結びつけ、輿論に正しい方向を與へしめるのである。

* 會議にかける問題の全部を統轄する本會議の審議は、それぞれの問題については、豫算決算請願懲罰建議の常任委員會により、また特別の問題のためには、特別委員會を設けて、慎重に審査を経たものについて行ふを原則とする。とくに、豫算委員會は、豫算のみならず、國政全般について論議される重要なものとなつてゐる。

第二節 議員の選舉

一、衆議院議員の選舉權は、年齢二十五歳以上の帝國臣民たる男子に與へられてゐる。納税によつて制限されない、いはゆる普通選舉制度である。また、被選舉權は、年齢三十歳以上の帝國臣民たる男子に與へられてゐる。

* つぎにかかげられてゐる男子は、選舉權も被選舉權もない。

(イ) 禁治産者および準禁治産者、(ロ) 破産者にして復權を得ない者、(ハ) 貧困により、生活のため、公私の救助または扶助をうける者、(ニ) 一定の住居を有

選舉權・被選舉權

特定の罪といふのは、皇室に對する罪、外患に關する罪、放火および失火・通貨偽造・文書偽造・印章偽造・偽造・誣告・瀆職・竊盜および恐喝、横領の罪ならびに贓物に關する罪を指すのである。

しない者(ホ)六年の懲役または禁錮以上の刑に處せられた者(ヘ)特定の罪を犯して、六年未滿の懲役の刑に處せられ、その執行ををはり、または、執行をうけることなきにいたつたのち、その刑期の二倍に相當する期間、ただし五年より短いときは、五年とする)を經過するにいたるまでの者(ト)六年未滿の禁錮の刑に處せられ、または、前述の罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、その執行ををはり、または、執行をうけることなきにいたるまでの者(チ)華族の戸主、(リ)現役または召集中の軍人、兵籍に編入せられた學生、生徒および志願によつて國民軍に編入せられた者。
なほ、被選舉權は、(イ)選舉事務に關係ある官吏および吏員にして、その關係區域内に在る者、(ロ)在職中の宮内官、判事、檢事、陸軍および海軍法務官、行政裁判所長官および評定官、會計検査官、收税官吏および警察官吏、(ハ)歸化人、歸化人の子にして日本國籍の取得者および日本人の養子または入夫となつた者には、與へられてゐない。

議員の選舉

二、選舉に當つて投票の仕方は、府縣會議員選舉の場合と同じく議員候補者制度であり、單記無記名投票である。市町村長は、毎年九月

候補者は、選舉の期日または告示のあつた日から選舉の期日前七日までに、選挙長に届け出る。また選舉人名簿に記載された者は、他人を候補者として届け出ることが出来る。供託金は候補者一人につき二千圓(またはこれに相當する國債證書)となつてゐる。

參政の覺悟

選舉の際、地方長官は選舉公報を發行して有権者に漏れなく配付するが、それには候補者の政見を掲げることが出来る。なほ候補者の意見を廣く知らしめる

十五日現在で、その日まで引き續き六個月以上その市町村に住居を有する者の選舉資格を調査し、十月三十一日まで選舉人名簿を調製し、十一月五日より十五日間、一定の場所で一般の縦覽に供する。原則として、この名簿に登録された者のみ投票することになつてゐる。北海道各府縣を、人口や行政區劃にもとづいて、それぞれ若干の選舉區に分け、各選舉區ごとに投票を行ひ、選舉區内の議員定數で有效投票の總數を除して得た數の四分の一の法定數を超え、比較的最多數の投票を得た者を當選人とする。

三、選舉は、帝國議會の議員として、國の重要な政務を議するのに最も適した人を選ぶことにある。この大切な選舉は、金錢によつて買収されることなく、また、この權利をすてて投票しないごときは、立憲國民としての資格がない。もつとも、自治團體の議員選舉と異なることは、衆議院議員が、國の政治を議するといふ立場にあるといふことである。彼等は、一地方の議員ではない。一團體の議員でも

目的で、一回分の文書の郵便による頒布を無料で扱ふとか、講演會場として小學校を利用せしめるなどの便宜をはかつてゐる。選挙運動は議員候補者・選挙事務局長・選挙委員または選挙事務員でなければ、演説や推薦状によるほかなすことが出来ない。また戸別訪問をする事は出来ない。

國務大臣には、各省大臣でない者もとくに勅旨によつてなることが出来る。いはゆる無任所大臣である。宮内大臣は、専ら宮

ない。よしんば一地方に關することが問題となつても、それは、國全體から見て、これを解決すべきである。それが眞の代議士である。なほ、公正に行はるべき選挙に對して、これが取締の立場にある警察官吏や、その他の役人たちは、職權を濫用したり、干渉したり、干渉がましいことをしてはならぬ。選挙は、國民の自由な心を自由に映し出すことによつてのみ、正しくその目的を達し得るのである。

第七章 政府

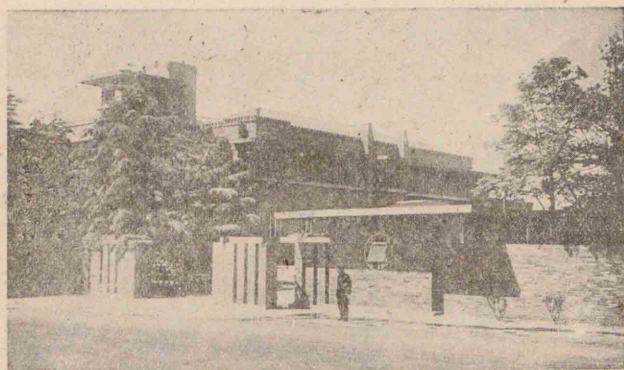
第一節 國務大臣と樞密顧問

一、憲法上の機關として、國務大臣がある。國務大臣は、原則として、内閣總理大臣および各省大臣である。國務大臣は、おのおの單獨に天皇を輔弼し奉り、詔勅などに副署することを職とするものである。輔弼は、大權事項について御諮詢に應へたり、進んで意見を奏し奉つて、その御採擇を請ふことである。また、副署とは、天皇の御名に副つ

内閣

中のことだけを掌るもので、國務大臣ではない。

て詔勅などに名を署することである。國務大臣の副署は、天皇の發せられる御行爲について副署した國務大臣みづからの責任を明らかにするものである。



内閣總理大臣官邸

二、國務大臣は、また、合議制の内閣を組織しても、輔弼の任にあたる。すなはち、法律案や豫算案や決算案について、外國條約や重要な國際條件について、官制や規則や法律施行にかかる勅令について、天皇より下付せられ、または、帝國議會より送致する人民の請願について、豫算外の支出について、勅任官や、地方長官の任命とか、進退などについて合議し、輔弼し奉るのである。

三、天皇の至高の顧問として、樞密顧問がある。樞密院に顧問たる者は、國家の元勳および練達の士であつて、

樞密顧問

年齢四十歳以上の者が任ぜられることになつてゐる。そして、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人、および書記官をもつて組織し、會議は合議制に則り、原則として御前會議である。國務大臣はその職責上、樞密院において顧問官たるの地位をもち、議席に列し、表決する権限をもつてゐる。樞密顧問は、國務大臣のやうに進んで意見を奉らない。重要な國政について天皇の御諮詢のあつた場合に、これに應へ奉るに過ぎない*。もとより天皇が、その意見を採りいれられると否とは、御自由である。

* 樞密院の審議事項は、(イ)皇室典範によつて、その権限に屬してゐる事項、(ロ)憲法の條項または憲法に附屬する法律、および勅令に關する草案および疑義、(ハ)憲法第十四條による戒嚴の宣告、憲法第八條および第七十條の勅令、そのほか罰則ある勅令、(ニ)列國交渉の條約および約束、(ホ)樞密院の官制および事務規定の改正に關する事項、(ヘ)前諸項に掲げたもののほか、臨時に諮詢せられた事項である。

第二節 行政官廳

一、行政は、立法、司法および憲法上の大權事項を除いた一切の統治權の働きに屬する政務である。そのひろい範圍にわたる政務は、五つに分ち得る。

(イ)内務行政。これは警察行政と助長行政との二つに分れる。われらが安らかに眠り、仕事をしてゆけるのは、警察があるからである。警察は、公共の安寧、秩序を維持してくれる。これを、警察行政といふ。われらは、知識を開發するために、學校へゆく。あるひは通信のために、郵便局を利用する。汽車に乗つて遠くへもゆく。農業や、商業や、工業をするについて、おたがひの手で出來ないやうなことを、國が助けてやつてくれる。それらを助長行政といふ。内務、文部、農林、商工、遞信、鐵道、拓務の七省で、それぞれ分けて管掌してゐる。

(ロ) 外務行政。これは、外國に對して、國なり、國民なりの利益の保護、増進をはかるにある。外務省の所管に屬する。

(ハ) 軍務行政。これは、軍の編制、軍需品の供給、徴兵、徴發の仕事をするもので、陸軍省と海軍省との所管に屬する。

(ニ) 司法行政。これは、裁判の結果を執行したり、裁判所を配置したり、犯罪を捜査したりするなどの司法事務に關する仕事で、法務行政ともいふ。司法省の所管に屬する。裁判には關係しない。

(ホ) 財務行政。これは、財政の仕事を掌るもので、税とつたり、專賣をしたり、國債の發行や整理をしたり、國の財産の收入や、管理や、支出などのことをするのである。大藏省の所管に屬する。

二、これらの行政をする機關を、行政官廳といひ、全國にわたる事務を掌る中央行政官廳と、一地方に限られた事務を掌る地方行政官廳とに分れてゐる。

(イ) 中央行政官廳

中央行政官廳
と地方行政官廳

中央行政官廳の中樞となるものは、内閣であつて、各國務大臣によつて組織され、行政の方針を定め、行政各部の統一をたもつことを職としてゐる。合議制によつて事をはこんでゆく。また、内閣總理大臣は、各省大臣の主班として、その統一をたもつほか、各省の主管に屬しない事務を掌つてゐる。その補助機關には、書記官長などがある。内閣總理大臣の發する命令を、閣令といふ。各省大臣は、國務大臣として、内閣の一員たるほか、單獨の行政官廳として、それぞれ行政の一部を擔任し、その主管事務について、下級官廳を指揮、監督してゐる。各省大臣の發する命令を、省令といふ。現在、行政の各部は、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、遞信、鐵道、拓務の十二省に分たれ、各大臣がその長官となつて、政務次官、次官、參與官がそれぞれ一人と、局長、書記官、事務官、秘書官、屬など、それぞれ若干名とによつて補助されてゐる。

中央官廳には、そのほか、會計検査院と行政裁判所とある。會計

検査院は、天皇に直隸し、國務大臣に對して特立の地位にあり、官金の收支や、官有物および國債に關する計算を検査確定して、會計を監督する。合議制である。行政裁判所は、行政官廳の違法處分によつて權利を侵されたとおもふ者が、法律勅令によつて、その處分の變更または取消を請求する訴訟をゆるされたことについて審判するところで、やはり合議制である。

(ロ) 地方官廳

地方官廳としては、各府縣にそれぞれ府縣知事が置かれてゐる。その府縣内における教育・衛生・警察・産業・土木・社寺・徴兵などのことを掌り、内務大臣の指揮監督のもとにあるが、各省の主管事務については、各省大臣の指揮監督をうける。府縣知事から出す命令を、府縣令といふ。府縣知事は、たとへば、暴動などの非常事變に際して、師團長に出兵を求めるところも出来る。その補助機關に、書記官、地方事務官、地方警視、地方視學官、地方技師、屬警部などがある。北

海道における北海道廳長官も、その職とするところは、ほぼ府縣知事とおなじであり、その發する命令を、北海道廳令といふ。

東京府には、警視總監がある。東京府内の警察・消防および衛生事務などを掌つてゐる。知事とならんで、内務大臣の指揮監督のもとにあるが、各省の主管事務については、それぞれ各省大臣の指揮監督をうけてゐる。警視總監の發する命令を、警視廳令といふ。非常事變の際の出兵請求權は、知事と同様である。

樺太廳長官は、樺太における最高の行政官廳で、主として拓務大臣の指揮監督をうけてゐる。その職とするところは、北海道廳長官に似てゐる。非常事變の際の出兵要求權ももつてゐる。

朝鮮總督は、朝鮮における最高の行政官廳として、諸般の政務を統理してゐる。内閣總理大臣を経て、上奏したり裁可をうける權限をもち、安寧秩序をたもつために、陸海軍の司令官に出兵を請求することも出来る。補助機關に政務總監、局長などがあり、また、諮

詢機關として、中樞院がある。朝鮮總督から出す命令には、朝鮮總督府令と制令とある。前者は、一般の行政命令であり、後者は、勅裁を経て發するもので、法律と同一の效力を有する。朝鮮は十三道に分れ、地方官廳として知事が置かれてゐる。

臺灣總督は、臺灣における最高の行政官廳で、拓務大臣の監督をうけ、諸般の政務を統理し、總督府令を出し、勅裁を経て律令を出す。律令も、法律と同じ效力を有する。安寧秩序をたもつためには、陸海軍の司令官に出兵を請求することも出来る。補助機關に、總務長官や局長などがある。臺灣總督府の管内には、五州に州知事が置かれ、三廳に廳長が置かれてゐる。

滿洲國駐劄特命全權大使は、内閣總理大臣の監督の下に、關東局の事務を統理する。涉外事項については、外務大臣の監督をうける。また、關東軍司令官を兼ねてゐる。

南洋廳長官は、わが國の委任統治たる南洋群島における、最高の

關東局の事務は、關東州廳の監督、關東州における政務の管理、南滿洲鐵道株式會社、および

び滿洲電信電話株式會社の事務の監督とである。

官吏

官吏となるには、原則として、一定の資格がなくしてはならぬ。そして、一般文官の任用資格は、文官任用令に定められてゐる。

行政官廳である。主として拓務大臣の指揮監督をうけ、部内の政務を掌つてゐる。南洋廳令を出すことが出来る。

なほ、國の稅務を處理する稅務監督局長や稅務署長、鑛業に關する行政事務を掌る鑛山監督局長などが、これに屬する。

三、上述した、いろいろの行政官廳を組織し、または、補助機關として國務を擔任してゐる人を、官吏といひ、文官と武官とある。文官には、行政官と司法官とある。文武官の階級には、大臣や總督などのやうに、直接に天皇によつて任命される勅任官と、内閣總理大臣の奏宣によつて、天皇より任命される奏任官と、官制によつて委任をうけたものから任命される判任官とある。勅任官と奏任官とは、これを高等官といふ。なほ、勅任官のうち、親任式をもつて敘任される官吏を、親任官といふ。官吏は、その職務を行ふに忠實であり、祕密をたもち、上官の命令に服し、品位をおとさず、瀆職罪に觸れるやうなことをしてはならぬ。官吏は、一面に、これらの義務をもつとともに、他面には、俸

給や、恩給や、退官賜金や、遺族扶助料や、死亡賜金や、一時扶助金や、實費支辨をうけたりなどの権利をもつてゐる。なほ法律に定めた場合のほか、みづからの意思に反して免官されないことになつてゐる。

第三節 行政と國民の協力

一、行政の組織や、行政官廳の任務については、すでに述べたとほりであるが、政府としては、國運發展のためにやらなければならぬことが極めて多いのであるから、われら國民は、何から何まで政府に任せて顧みないといふのではない。われらは、立憲自治の國民である。なるべく政府に手敷をかけることのないやうにとめて、自治的協力によつて、めいめいの郷土の開發につとめることは勿論、進んで政府の行政に協力して、國の發展を促すやうにしなければならぬ。とくに、わが國は、萬邦無比の歴史を有し、國を擧げて一大家族をなしてゐる國柄であるから、われらは、相互に他のためをはかること、あた

國民の協力

警察

かも一家におけるごとくでなければならぬ。われらの行政に協力する道は多い。これを廣くいへば、國民の多くが従事するところの農・工・商業その他の業務が、いづれも國のため世のために重要なものであることを自覺して、各、その業に勵んで、これが改良進歩をはかることも、さらに、學術上の研究・發明や、政治・經濟上の改善や、社會事業の進歩などに力を協せることも、すべてその一つである。とくに、治安の維持と災害防止については、われらの協力に俟つところが多い。

二、治安の維持と災害の防止とをつかさどるものは、主として警察である。警察の行政は、前にも述べたとほり、内務行政の一部であつて、やはり統治權の働きに屬する政務であるから、われらが警察行政に協力して、犯罪を防止することや、公共の安寧・秩序をはかることや、災害を防止することや、公衆衛生のためにつくすごときは、行政に協力するについての、われらの重要なつとめの一つである。警察の權力は、職として内務大臣によつて統轄され、その下に、府縣知事・北海道

廳長官があり、さらに、その下に屬する全国各地の警察署長が、部下の警察官吏をして職に當らしめてゐる。また、時として憲兵や軍隊が當ることもある。東京府には、とくに、警視總監が置かれてゐる。

* 警察の仕事は、およそ、つぎの三つに大別される。

(一) 司法警察。これは、犯罪を捜索し、證據を集め、犯人を逮捕して、司法機關の仕事を助けるにある。

(二) 保安警察。これは、國家および公共の安寧秩序をたもち、個人の身體や、生命や、財産などの障害を除いたり、豫防したりするにある。

(三) 行政警察。これは、たとへば産業警察とか、交通警察とか、衛生警察とかいふやうに、おたがひの幸福の保持増進のためにする國家のいろいろな行政に附隨して行はれるものである。

二、われらの生活は、火事や、地震や、暴風や、洪水などによつて災され、時としては、一都市一町村を全滅させることさへある。國は、市街地、建築物や、工場法など、いろいろの規定を設けて、その災害を未然に

災害の防止

公衆と衛生

傳染病には、急性と慢性とある。前者は、ペスト・コレラ・赤痢(疫痢を含む)腸チフス・パラチフス・發疹チフス・流行性腦脊髄膜炎・痘瘡・猩紅熱・デフテリアのやうに傳染病豫防法で制定されたものをはじめ、麻疹、流行性感冒・マラリア・百日咳、流行性耳下腺炎・回歸熱・狂犬病などをいひ、後者は、結核・癩病・トナホムなどである。

防ぐやうにしてゐる。いろいろの災害のうち、火災は、最も多くわれらの日常生活を襲ふ。これを豫防し、これを消し止めるために、消防組を設ける。また、水害の多い地方には、水防組を設ける。われらは、共同一致、よくこれらの團體の自衛のためにつくさねばならぬ。

三、世のなかの進むにつれて、一方に衛生や醫術の發達を見たが、他方に、健康上の危険も増し、また、一人に得た病氣の、他人に傳染することも速い。ここにも、われらの社會の問題として考へねばならぬことがある。いはゆる公衆衛生である。もし、傳染病の發生することなきときは、速かにその手當を加へ、淺はかな考から、これを隠すことなどしてはならぬ。もとより常々から、かやうな病氣に冒されないうに、春秋二期の清潔法や、定期の種痘や、傳染病の豫防注射や、寄生蟲の驅除などについて、みづから進んでやる心がけがなくてはならぬ。また、公共團體の衛生設備についても、上水道下水道を完備し、汚廢物の處理設備を整へ、避病院を設け、健康診断や、公衆衛生のために、市町

村専属の醫師を雇ふやうにしたい。

第八章 裁判所

第一節 裁判所と検事局

一、われらは悪を忌み、罪となることに觸れず、他人との利害衝突を避けねばならぬ。しかも、われらは、一旦罪を犯し、もしくは罪の疑をうけた人たちが、國法にてらして公平に裁かれ、おたがひの間における利害の衝突が正しく解決されることを望んでやまない。これをなすことを、司法といひ、しかも統治權にもとづいてあるといふ意味で、司法權といふ。司法權は、天皇の御名によつて、裁判所において行はれることになつてゐる。司法は、嚴正である。裁判官は、ただ法規だけに従つて裁判する。法規の解釋や適用については、何人からも指揮干渉をうけない。裁判官の職務は、獨立してゐるうへに、その地位を保障されてゐる。すなはち、裁判官は、かならず法律に定めた資

司法權
の獨立

裁判所
の組織

格ある者をもつてこれに任じ、刑罰もしくは懲戒處分によるのでなければ、その職を免ぜられない。また、懲戒法も、法律で定めることにしてある。なほ、原則として裁判を公開し、對審判決の傍聽を許してゐる。かうして司法權の獨立がたもたれ、公明が維持されるのである。

二、裁判所には、通常裁判所と特別裁判所とある。前者は、通常の民事刑事を裁判する裁判所であり、後者は、特別の民事刑事を裁判する裁判所である。民事裁判といふのは、おたがひの間における利害の衝突に對する裁判であり、刑事裁判といふのは、罪を犯し、もしくは罪の疑をうけたものに對する裁判である。通常裁判所の仕組は、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四階級の裁判所から成つてゐる。區裁判所は、一人の判事が裁判權を行つてゐる。いはゆる單獨制である。地方裁判所および控訴院は、それぞれ三人、大審院は、五人の判事の合議によつて、裁判權を行つてゐる。裁判となる事件のうち

東京では、民事刑事の事件が多いので、とくに、東京地方民事裁判所と東京地方刑事裁判所とを置く。

検事局

検事は、判事のやうに憲法上の地位を保障されてゐない。けれども刑罰の宣告なり懲戒の處分なりによるものでなければ、自分の意思に反して免職されないことになつてゐる。

は、いろいろのものがある。その輕微な事件および破産事件は、區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を第三審、すなはち終審裁判所としてゐる。その他の事件は、地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を終審裁判所としてゐる。つまり審理を慎重にするとともに、法の解釋を一定するためである。これを、審級制度といふ。なほ、地方裁判所以上には、民事部と刑事部とが設けられてゐる。つぎに、特別裁判所は、特別法によつて組織されたものであつて、陸軍海軍の軍法會議や、領事裁判權の行はれる土地における領事館などである。

三、各通常裁判所に、検事局が附設されてゐる。検事の職とするところは、刑事について罪を犯した者を捜査し、公の訴をおこし、法の適用を請求し、かつ、判決の適否を監視することにある。民事についても、公益に關する事件には、その訴訟に干與することが出来る。いはば、検事は、裁判について國の利益を代表するものといふべきである。

検事は、行政官であつて、上級の役人の指揮監督を受け、全國を通じて一體となつて活動してゐる。

辯護士

辯護士は、一定の資格を有し、辯護士名簿に登録し、辯護士會に入會して、はじめて開業することが出来る。

四、裁判は、公正に行はしめるため、罪を犯したものととして裁かれる者にも、その事實などを充分に主張もし、辯明もせしめねばならぬ。けれども、原告として訴を起したり、被告として辯明するときことは、法律上の知識の乏しい者では、その目的を達し得ないことがある。かやうな場合において、原告の委託をうけて、訴訟代理人となつたり、民事・刑事に關する被告のために、辯護の勞をとる辯護士がある。それは、裁判所の命令に従つて辯護する場合もある。その仕事の範圍は、ひろい。辯護士は、官吏でも、公吏でもない。一種の自由職業である。

第二節 民事・刑事の訴訟

裁判上の手續を訴訟といひ、これは、民事訴訟と刑事訴訟とに分れ

民事訴訟

てゐる。

一、民事訴訟は、私法上の権利の保護を目的とするもので、訴訟の提起から判決執行への順序によつて行はれてゐる*。

* 民事訴訟を起さうとする者(原告といふ)は、訴状を裁判所に提出する。裁判所は、訴へられた者(被告といふ)に對して、準備書面を提出させたり、當事者を呼び出したりなどして、準備を整へ、當事者の口頭辯論を行つて、判決を下す。もし、この判決に不服のある場合は、上級の裁判所に、その旨を申立て、その審判を求めることが出来る。これを、上訴といふ。判決が確定すると、執達吏をして強制執行せしめる。

刑事訴訟

二、刑事訴訟、これは、國家の安寧秩序を紊す一定の犯罪行為に對し、刑罰の適用の確定することを目的とするもので、公訴の提起、豫審、公判、判決および刑の執行への順序によつて行はれてゐる*。

* 刑事について、被告人の告訴、第三者の告發、本人の自首などにより、罪あることが認められたり、想像されたりしたときは、檢事および司法警察

官吏は、犯罪の證據および犯人の捜査をし、檢事は、公訴を提起する。ついで、檢事は、事件の性質に應じ、豫審を請求するか、または、直ちに公判を請求する。豫審が請求された場合には、豫審判事は、被告人を訊問し、證據材料を集めたり、證據調を行つて、公判に附すべきや否やをきめる。公判は、判事、檢事、裁判所書記、被告人および辯護人などが出席のうへ、原則として公開のもとに、これを開く。檢事が、まづ、被告事件の要旨を述べる。ついで、裁判長が訊問および證據調を行ふ。それがはると、檢事が、事實および法律の適用について意見を述べ(論告といふ)、被告側も意見を述べ、ついで、裁判長から判決が言渡される。判決に不服があるときには、檢事または被告人は、一定の期間に上訴することが出来る。かやうにして、有罪の判決が確定すれば、刑が執行される。

第三節 司法と國民の協力

一、裁判所は、司法權の發動するところとして、國家の安寧と、國民の福祉とをもたらすために、重大な任務をもつてゐる。實に、司法權の

國民協力

獨立と、その公平無私の裁きとは、國家生活の威信をたもつうへに、きはめて必要なことである。しかし、われらは、司法権のみにたより、おたがひの間に、すこしも道徳的制裁がないならば、社會の安寧秩序は、たもたれるものではない。おたがひの間の僅かばかりの行違ひを、裁判にもちだして、これを争はうとしたりするときは、教養ある國民の恥である。われらは、出来るだけ司法官の手を煩はすにいたらないやう、おたがひは、おたがひの害となることを避け、進んでおたがひの利益となることをなすやうに心がけ、住みよく幸福に満ちた生活を營むやうに心がけなければならぬ。

二、われらは、また、民事・刑事の訴訟において、證人として呼び出される場合がある。證人は、その呼出しに應じ、いつはりを申立てないことを宣誓し、裁判所の訊問に答へねばならぬ。この證人義務は、裁判の審理を速かならしめるうへにも、裁判を明るいものにするうへにも、判決の公正をたもつうへにも、きはめて重要であり、かつ、尊い司法

證人義務

事務に參與することにもなるのであるから、われらは、正しい觀念をもつて、これにのぞまねばならぬ。

三、私法上の權利に關する争ひが、裁判によらずに、當事者双方の讓歩による和解的精神によつて解決されるのは、望ましいことである。そのために、裁判所は、當事者から申立のあつた場合、その双方の間に立つて、調停をすることが出来ることになつてゐる。この制度を、調停制度といふ。それは、借地・借家や、商事に關する争ひとか、小作争議などに認められてゐる。事件が調停に附せられたときは、それがをはるまで訴訟手續を中止し、裁判所が調停に立つか、調停委員會をして、これに當らしめるかするのである。

四、裁判には、官吏にして法律専門家である裁判官が事に當る以外に、われらも、國民として、裁判に參與することが出来る。この制度を、陪審制度といふ。すなはち、國民のうちから、陪審員として、一定數の人たちが法廷に立ち、事件の審理を聴き、事實の判斷に與つたり、意見

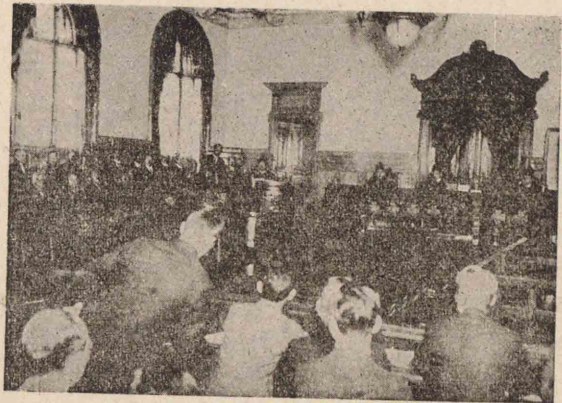
調停制度

陪審制度

陪審にかけられる場合は、一つは死刑または無期懲役もしくは禁錮にかかるとあり、一つは長期三年を超える有期の懲役または禁錮にかかるとあり、一方裁判所の管轄に屬し、被告人の請求したものである。

の答申をしたりするのである。裁判官はこれにもとづいて法律を適用し、判決を下すのである。わが國の陪審制度の内容は、國民をして

刑事事件の一部について、事實の判断に與らしめることになつてゐる。



陪審席は左側(審判員)

* 陪審員の資格は、帝國臣民たる三十歳以上の男子で、その年の九月一日現在において、引きつづき二年以上、同一市町村内に住居し、引きつづき二年以上、直接國稅三圓以上を納め、かつ、讀み書きをなし得ることを要件としてゐる。市町村長は、毎年九月一日現在をもつて陪審員資格者名簿を作成し、その資格ある者のなかから、一定の手續を経て、抽籤の結果により、陪審員候補者を選定して、裁判所に報告しなければならぬ。裁判所は、陪審裁判のたびに、この候補者のなかから、一定

の手續により、抽籤で、十二人の陪審員を定める。

保護

五、われらの社會生活を紊し、法を犯して、刑罰に處せられた者は、一定期間、刑務所に收容せられるが、刑をへて釋放されても、一般社會は、これを冷やかな眼で見、なかなか受入れない。それがために、一旦は悔悟して新生活に入らうとした者も、自暴自棄におちいつて、再び罪を重ねるやうなことになる。われらは、かれらを迎へるに、出來るだけ、あたたかい心をもつてしよう。かうして、よみがへつたかれらの良心を、いたはり、はぐくまうではないか。また、かれらの自活のために、適當な仕事をあたへてやることも大切である。免囚保護もしくは釋放者保護の行はれるのも、そのためである。現在、行はれてゐる方法には、釋放當時における一時的保護と、收容所を設けてする直接保護ならびに家庭その他においてなされる間接保護があり、また、職業紹介、家庭融和、授産などの仕事、各府縣にある保護會の手で行はれてゐる。

第九章 國政の運用とわれらの責務

國運の
隆昌と
政治

一、いまや、わが國は、國運日に月に隆昌に、産業、軍事、科學など、あらゆる方面に、急速の進歩をなし、躍進日本の名は、世界の驚異となつてゐる。われらは、日本國民として、これを誇り、これをよろこぶ。しかも、これみな、われらの祖先が、御歴代天皇の御稜威のもとに、營々として努力した血と涙の結晶にほかならぬことをおもへば、われらは、ただに、報本反始の道に精進するばかりでなく、進んで國運の發展につとめねばならぬ。

およそ國運の隆昌をはかるの途は、正しい、力強い政治によるのほかはない。われらは、國政に參與する權利を與へられてゐることを顧み、選舉に神聖を期し、義務を怠らず、權利を亂用せず、國民全體の幸福を増し、人類の文化を高めるやうに心がけねばならぬ。とりもなほさず、それが政治の眼目である。

遵法と
奉公

二、長くも教育勅語には、「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてゐる。國家は、國憲によつて、存立を明かにし、國法によつて、秩序を維持し、生命財産の安全をたもつてゐる。われらの共同生活は、遵法によつて滑かに整へられるのである。われらは、つねに、政治的教養を高め、道徳的精神を深め、もつて國法の定めるところに副はねばならぬ。ことに、わが國の國法は、つねに民意を基としたまふ天皇の大御心にもとづき、議會の協賛を経て制定されたものであるから、これを尊重することは、われら國民の理想を實現することになるのである。そして、それが、無窮の皇運を扶翼し奉ることとなり、やがて全世界と融合して、人類文化の向上に貢獻することになるのである。

われらは、われらの祖國を、かぎりなく愛する。「君が代」の一曲に、肅然として襟を正し、無限の感激をもつて、聖壽の萬歳をことほぎ奉る至情が満ちてゐる。われらは、皇國の生々發展すること、天壤とともなきはまりなきを信じ、かつ、祈つてゐる。われらの至誠は、單なる遵

法をもつて足れりとせず、さらに進んで、義勇奉公のまことにつながらねばならぬ。われらの祖先は、

君が代をおもふ心のひとすぢに

わが身ありともおもはざりけり

の心からなる愛國の精神をもつて、君國に仕へまつり、もつて今日の大日本帝國をあらしめたのである。われらは、この精神を承け継ぎ、さらに、新文化の建設につとめ、日本の眞の姿を萬邦に輝かして、臣子の大任を全うしなければならぬ。

梅田雲濱詠

下篇

第一章 國民生活

第一節 わが國民生活

國民生活

一、わが國は、氣候概ね溫和で、地味も、農業に適するため、むかしから農をもつて立國の大本とした。豊葦原の瑞穂の國といふのも、土地が肥沃で、五穀がよくみのり、従つて國民生活が農業を主としてゐることを示すものであり、また、わが國の上下を通じて、年中、恒例の祭祀に、農に關するものが多いのも、この傳統のあらはれである。明治維新後、國力の急速な伸展につれて、國民の職業が、あらゆる方面に伸びてゆき、國民生活の根柢も、次第に農業から商工業へと移つてゆく傾向を見せてゐる。つまり、農村から都市への移動である。

農村と都市とは、いろいろの點において、興味ある對照をなしてゐる。農村の人々は、文化的享樂を求めて都市に集り、都市の人々は、自

農村と都市

然の美にあこがれて、田園をおとづれる。農村の生産物は、都市に賣られ、都市の加工品は、農村に買はれる。都市が、生活の資料を農村から得れば、農村は、都市から資本を得、あるひは、その手を通して財貨を得る。農村と都市とは、たがひに倚存關係をなし、兩者相俟つて、はじめてその生活を完成することが出来る。國民生活は、かうして農と工と、商と、すべてが均衡ある發達をなすことによつて、その充實を見ることが出来るのである。

二、氣候が溫和に、自然の美にめぐまれた大和島根に榮えるわが國民は、人情がうるはしく、つねに平和を愛し、しかも肇國以來、萬世一系の天皇を奉戴し、皇室を中心として、一大家族的國家を形づくつてゐる。皇室と國民とは、本家と分家との關係で、天皇は、われらの本家の家長であらせられる。ゆゑに、國民は、天皇を仰ぐこと親のごとく、天皇の國民を視たまふこと、子のごとくに拜せられる。そして、君民一體、忠孝一致の精神は、肇國以來の貴い傳統に芽生え、さらに、御歴代天

わが國
民性

皇の御恩澤には、ぐくまれて、われらの血管のなかに、濃く流れてゐる根ぶかい信念である。この貴い國民精神は、國民生活の大本をなし、わが國民の繁榮の根源は、かかつてここにあるのであるから、われらは、ますますこれを作興し、質實剛健の風をやしなひ、恭儉勤勉の氣を培ひ、産業の隆昌、學術の振興など、それぞれの方面において、わが國民生活を豊富にし、國家を興隆にみちびかなければならぬ。

第二節 國民保健

一、われらが學問を修めるうへにも、また、將來家を治め、進んで國のためにつくすうへにも、まづ大切なものは、強壯な身體である。國民のすべてが健康であつたら、その國家は、繁榮をきはめるであらう。しかも、健全なる精神は、健全なる身體にやどるといふ。精神が健全であれば、克己心が強く、複雑困難な仕事をもなし遂げることが出来る。わが國は、將來、産業に、科學に、軍事に、その他あらゆる方面におい

保健

て、世界を相手として、優越の地位を占めなければならぬのであるから、國民は、まづ、何をにおいても、強壯な身體をたもつことを心がけねばならぬ。

保健のうへで、第一に大切なことは、精神修養によつて、生活の規律を守り、攝生に注意して、身體の鍛錬につとめることである。生まれつき健全な者も、攝生を怠れば、次第に健康をそこなひ、生まれつき虚弱な者も、これを努めるときは、次第に健全になることが出来る。また、つねに身體衣服住居などの清潔をたもち、體育によつて、適當に身體の鍛錬をはかることが大切である。

體育には、いろいろの種類がある。武道、體操、競技、遠足、水泳、冷水浴などは、その主要なものであるが、これを、みな行へといふのではない。各自の體質や嗜好や境遇を考へて、適當なものを選べばよい。近來は、わが國の體育も、めざましく發達し、昭和十一年の國際オリンピック競技會では、ベルリンに選手を送り、マラソン競走に、水上競技に、世

人口

界第一位を占めることが出来たが、體育全體のうへから見ると、歐米各國に比べて、およばないところが多い。われらは、國民體位の良否が國家の盛衰にかかるところを、ふかくおもはねばならぬ。

二、われら國民の生活は、横へひろがつてゆく。いま、われらの同胞は、内地だけで七千萬餘人ある。これに、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋委任統治地の人口を加へたならば、一億人を超えるであらう。しかも、わが國における人口の増加は、内地だけでも、一年、七十萬人から百萬人にもおよんでゐるのは、國の發展から見ても、喜ばしいことである。それは生まれた數から死んだ數を引いたものである。もちろん、人間の數は多くても、その質が良くなくては、何にもならぬ。この意味で、優生運動が力をいれるのである。また、たとひ生まれても、死ぬ數が多くてはいかぬ。そこに衛生なり、醫療なりの問題がおこる。ともかく、一般的にいって、年とともに殖えてゆく同胞は、どういふやうにして生きてゆき、どういふやうにして、よりよい生活に進むことが

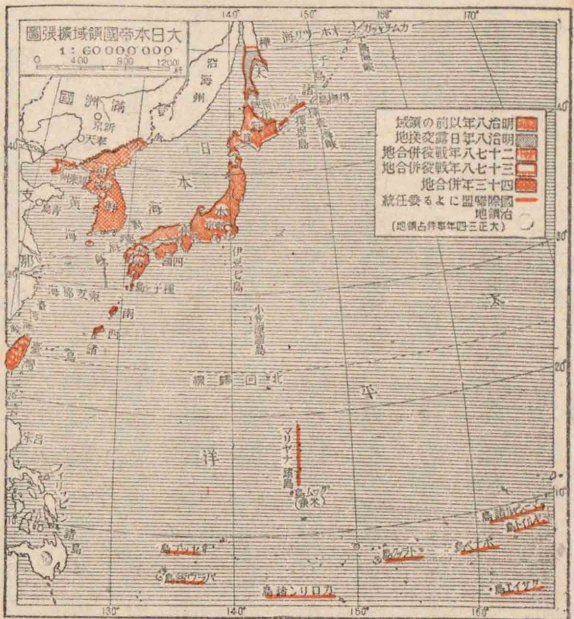
國土

出来るか。そこに人口問題が起るわけである。

三、人口問題の解決はその國土の廣さと、富源とに關係するところ

が大きい。この點において、人口の密度の高いわが國は、開發の餘地の多い滿洲國や中華民國と相携へ、さらに南方諸地域を加へた東亞共榮國圈を築きあげなければならぬ。

わが國の領土は、内地と朝鮮と、臺灣と、樺太とより成る六十七萬四千八百七十九方



列國の人口密度
（本國と屬領とを
合はせたもの）

（二方籽當）

日本	一三九人
中華民國	四八人
スペイン	一六人
イタリー	一八人
北米合衆國	一四八人
イギリス	一三九人
フランス	九八人
ソ聯邦	七人

籽の地域である。そのほか、つぎのやうに、租借地と委任統治地とがある。

(一) 關東州 これは、日露戦争の結果、ロシアから引き繼いで、滿洲國から租借してある土地である。面積は、三千四百六十二方籽になつてゐる。

(二) 委任統治地 これは、南洋群島のマリアナ、カロリン、マーシャルの諸島から成り、もとドイツの領土であつたが、ヴェルサイユ條約によつて、國際聯盟の管理に移され、さらに、わが國が、その委任をうけて統治してゐる。その地域は、二千四百四十九方籽にわたつてゐる。

年ごとに殖えてゆく人口について、未開の資源を開拓する仕事のことなどが考へられる。北海道、樺太、朝鮮、臺灣には、われらの開發を待つてゐる資源が多いではないか。さらに、南には南洋一帯が、北には滿洲國、シベリアの地が、遠くは南アメリカの富源が、開拓の移民を待つてゐるではないか。われらは、遠大の計を立てて、世界の富源の開拓に進まなければならぬ。

第三節 社會改善

社會政
策

一、われらの住む社會は、文化の進歩につれて、うるはしく發達してゐる。これを日々の暮し向の上からいつても、いまはいろいろな産業がおこり、働かうとする決心と働き得る力とがありさへすれば生活の途を見出し得る筈である。しかし、病のために働けない人もある。養つてくれる親がなくて、路頭に迷つてゐる人の子もある。環境に負けて、いぢける少年もある。かやうな、めぐまれぬ人たちの多くの不平や不幸の、よつて來たる根源および影響と、これに對する匡救策とを研究するのが、いはゆる社會問題である。

社會問題には、いろいろあるが、そのうちのおもなものは、労働問題と小作問題とである。労働問題は、大體賃銀を得て工場などに働く人たちの間に起る問題である。これは、大量生産のための工場工業の出現による、産業革命の結果として生まれたものである。すなは

ち、機械の發明による大量生産と、産業における自由競争主義とが資本の力を次第に強いものにしたばかりでなく、企業家の利潤の割合に労働者の受ける賃銀が少いために起る問題なのである。また、小作問題は、地主より田畑を借りて、一定の小作料を出して耕してゐる小作人の間に起るものである。すなはち、小作は、収益が、他の事業よりも少いうへに、小作人の生活費が一般に高まつて來たので、生活が苦しくなるために起る問題なのである。

わが國でも、いろいろの原因から、一時は労働者と資本家、または小作人と地主との争ひがかなり激しかつたのであるが、最近、その國家的損失にめざめ、たがひにたづさへ合つて生産能率の向上につとめ、一團となつて産業報國運動に精進してゐる。

社會問題は、いかに解決すべきか。それには、それぞれの立場によつて、いろいろの主張もあるが、社會改良主義の立場から、國家の行ふ施設が、いはゆる社會政策であつて、労働問題や、小作問題について、國

わが國の工場法は、大正五年九月から實施され、當時十人以上の労働者をつかさぶ工場と、事業の性質の危険な工場と、衛生上から見て有害の虞ある工場とに行はれ、原動力を用ひない寒天とか、凍豆腐とか、扇子とか、提燈だけを製造する工場には行はれぬ。

社會事業

家は、爭議の生じた場合に、労働爭議調停法や、小作調停法によつて解決の方法を講じたり、工場における労働者の健康および利益については、工場法を定めたりしてゐる。
なほ、負擔力のあるものには、累進的に重い税をかけたたり、所得や資本の少い人たちには、減免したりする。また、米價の高低が、生産者と消費者とに影響することを緩和するため、米穀統制法を設けたり、借地法や借地家調停法によつて、弱者の立場を擁護したり、公益質屋法によつて、小金融の途をつけてやつたり、救護法などによつて、憐むべき人たちを救つてやつたりする。

二、社會の改善は、いはゆる社會事業としても行はれる。社會政策は、國の施設として、社會問題解決の全般的な基調となるものであるが、社會事業は、社會の弱者を、直接に、しかも個別的に保護する福利的實際施設といふ點に重きをおく。それは、國によつても、公共團體によつても、篤志をもつて奉仕しようとする個人によつても行はれ、お

よそ、つぎのごときものがある。

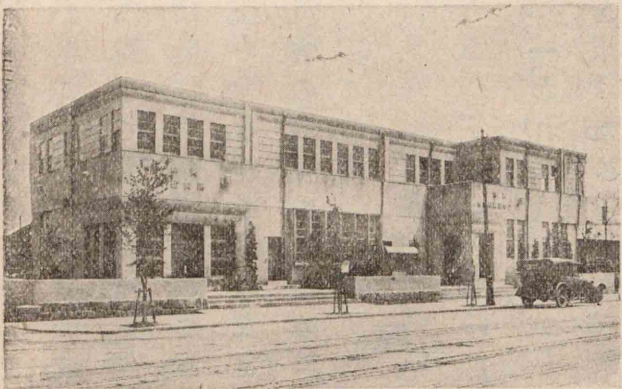
(一) 生活一般に關するもの。無料宿泊所、簡易食堂、公益質屋、公設市場、國民職業指導所、授産場、市町村營住宅、託兒所、公設浴場、隣保館など。

(二) 疾病に關するもの。無料または實費診療所、巡廻診療など。

(三) 老人、小兒の養育に關するもの。養育院、養老院など。

なほ、常時の施設でないものには、年末に貧困者に對する同情的な施し、仕事にあぶれた自由労働者に對する炊出しなどがある。

三、社會には、ややもすると、共同生活の發達を害し、善良の風俗をむしばみ、その秩序を紊す反社會のものが



(川石小京東) 所導指業職民國

反社會性の排除

發達を害し、善良の風俗をむしばみ、その秩序を紊す反社會のものが

ある。すなはち、不良少年は、罪なり悪なりをつくる卵であるから、少年教護法や矯正法によつて、これを感化矯正する。悪に染みやすい少年に對しては、少年法を定め、少年審判所を設けてゐる。精神病者に對しても、精神病者監護法や精神病院法を設けてゐる。反社會性は、發作的や誘導的にあらはれることもあるから、われらは、つねに長上の言を聽き、よき友を選び、たがひに戒めあつて、ここに、うるはしい社會の實現にとめねばならぬ。

第二章 職業

第一節 國民生活と職業

一、われらは、みづからの暮しを立てるため、また、國民の一員たる務を果すため、みづからに適する仕事を選んで働く。農業をし、工業をし、商業をするのは、そのためである。あるひは、教育家となり、醫者となるのも、そのためである。ただ、着ただ食、ただ住まひ得る、いはゆる

職業

る不勞所得をもつて生活してゆく、職業のない人たちや、人の憐みによつて、有るか無きかの世をすこす乞食の類は、社會人としての務を果さないものである。國につくす道も、つまるところ、みづからの職業に對して、精いつばいの力を出して働くことによつて成し遂げられるのである。そして、そこに、われらの成功の實が結ばれ、そこに相寄り相扶ける社會の維持發達を見るのである。

二、われらの従事し得る職業の種類や範圍は、世の進むにつれ、次第に分化し、その種類を増してゆく。われらは、力倆なり、趣味なり、體質を考へ、どこまでも虚榮を避け、父母、長上の意見を聽き、みづからに最も適する職業を選ばなければならぬ。そして、みづからの選んだ職業を貴いものとして、世に生きるところに、歡喜がある。そこに、獨立自尊の精神が生まれ、また、社會に對する眞の奉仕が出来るのである。われらは、自己の職業に對して、心からの執着と信念をもたなければならぬ。

職業の 選擇

分業

第二節 分業と職分

一、産業は、世のなかが進むに随つて、その生産上の過程を、多數の段階に分けて、それぞれに、その一段階づつを分擔し、多くの人の労働の成果を一まとめにして、はじめて一つのまとまつた生産となるといふ組織のものが多し。これを、分業ぶんぎやうもしくは協力きやうりきによる生産せいさんといふ。分業は、一人の労働者が生産の全過程を行ふよりも、多くの労働者がこれを分けて行ふ方が、労力や時間を省いて、生産が多いといふところから、次第に發達し、機械の發明に促されて、きはめて速い發達を遂げたのである。

二、分業によれば、(一)一部分の仕事を繰返すから、覚えやすく、練習も少なくて済む。(二)その人の長所によつて、適する仕事をなし、しかも同じ仕事を繰返してゐるうちに、工夫も、發明もする。(三)仕事を變へることをしないから、時間と費用とが省ける。(四)機械を使用し得る範圍がひろくなり、従つて統一した、よい品物が多く出来る。しかし、同時に、分業には、その害もある。(一)同じ仕事を繰返すから、單調なのに飽きる。(二)同じ姿勢で、同じ場所に働くなどのため、いはゆる職業病にかかるともある。(三)他の仕事を知らないから、失業したとき、轉業するのに困る。(四)一部分の仕事をすればよいから、女や子供にも出来、従つて、その人たちの健康を害するうへに、男の人たちの賃金を下げしめる。しかし、分業を行ふことは、害よりも利の方が多し。

三、かくのごとく、一つの産業においても、分業によつて、それぞれその生産能率をあげるやうに、國もまた、われらが、國を發展せしめるのに必要なあらゆる職業を、それぞれ分擔し、忠實に勵むことによつて、はじめて、その隆昌を見ることが出来るのである。すなはち、農業とか、工業とか、漁業とか、鑛業のやうに、物を生産し、または獲得する職業もあり、學者とか、教育家のやうに、眞理を究明し、人を教へ導く、職業もあり、官吏のやうに、國の政務にたづさはつて、直接われらの福利増進

分業の得失

分業の理を説き出したのは、經濟學の先祖といはれるアダム・スミス(一七二

分業と職分

をはかつてくれる職業もあり、商業や交通業などのやうに、生活に必要な物を運搬・交易することによつて、われらに生活の利便を與へてくれる職業もある。その他、いろいろの職業があつて、そのいづれを缺いても、國の發展をなめらかならしめることは出来ない。いはば、われらは、國民の義務を果すために、職業上の分業にたづさはつてゐるのである。さらに、われらは、地域的分業の大切なこともわすれてはならない。それは、天然の關係で發達したもので、國力の充實の上には大切なことである。いづれにしても、自分一人の怠慢や不正が、必ず他の人々に影響し、ひいて國の發達を害するものであることを思ひ、忠實にその職分に勵まなければならぬ。

第三節 勤勞と創造

勤勞と創造

一、職業は、つねに精神をこめて働き、不斷の研究を怠らず、とくに、日進月歩の科學を應用し、學得した知識は、絶えず應用の才能によつて

職業と道徳

實用化しなければならぬ。かやうな勤勞と研究とは、他人につかはれて働く場合においても變りのあるべきはずがない。

二、われらの職業は、われらの暮しを立ててゆくほか、それぞれの職業には、それに伴ふ社會への奉仕がある。農業は、國民に食糧を與へ、工業は、加工製造によつて物品を供給し、商業は、安くて良い品を、速く消費者に届けねばならぬ。職業上の道徳も、必ずそこにあらはれる。粗製濫造をしたり、暴利をむさぼることは、内に對しては、國民をあざむき、外に對しては、國の名を汚すことになる。そのほか、かりそめにも落度のないやうに心をくばることは、われらのつとめである。

三、この世には、職業の種類を選ぶ自由があるところではなく、働く考と力とをもちながら、働くことの出来ない失業者がある。それは、經濟界の不況時に、あらはれるものである。われらは、かうした窮狀にある者に對して、心からなる同情をそそぎ、また失業の國家的損失を、も思ひ、救濟の手をさしのべねばならぬ。

失業

第三章 國民經濟

第一節 わが國民經濟

一、われらは、日本國民の一員として、あるひは農業を営み、あるひは商工業を営んで、それぞれ家としての經濟を立ててゐる。これを個人經濟といふ。おたがひは、わが國の天然資源をもつて産業に従ふこともあれば、外國から原料をもつて來て、加工製造することもある。また、これを外國に賣ることもあれば、内地で消費することもある。いづれの場合にも、その基礎となるものは、わが國である。世界各國は、いづれも同じ立場から、その國と民との繁榮をはかつてゐる。これを國民を單位とした經濟といふ意味で、國民經濟といふ。おたがひは、ばらばらになつて經濟を立ててゐるやうで、しかも國民全體として經濟を立ててゐるのである。われらは、わが國における國民經濟の全體の一員であることを心に銘して、努めなければならぬ。

わが國
民經濟

二、國民經濟のうちには、財貨を生産する農業・工業・水産業・山林業・鑛業などがあり、生産されたものを、欲しいとおもふ人たちの間に立つて、交易に與る商業・貿易業・銀行業・運送業・倉庫業などがある。そして、かうした生産や交易にたづさはることによつて、いろいろの所得を得る者があり、また、生産されたものを消費する者がある。すなはち、國民經濟は、生産とか、交易とか、所得とか、消費といふやうな形で現はれるのである。

わが國は、土地が狭いので、天然資源に恵まれないために、主として外國から原料を仰いで、これを加工製造する工業が盛で、農業・蠶業・水産業・鑛業・林業・畜産業などが、これについて營まれる。昭和十一年度における輸出入總額は、約四十九億七千百萬圓に達し、うち輸出は、約二十四億九千九百萬圓、輸入は約二十四億七千二百萬圓といふ状態である。このやうに、國と國とが交易をするために、國と國との間には、通商條約などが締結されて、たがひに有無相通じ、物の融通を圓滿

にすることにつとめてゐる。

三、國民經濟は、廣さも、氣候も、地勢も、獨得な國といふ圍のなかに營まれるものであるから、人口の多少や、地味の肥瘠や、氣候の差や、鑛物の含有量や、水力・水利の便・不便や、海産物の有無や、交通上の位置など、いづれも、その國の産業とふかい關係をもつてゐる。これが利用開發は、一にその國民の努力に俟つのであるが、それには、國民經濟が、つぎの二つの制度を基調としてゐることを注意したい。

(イ) その一は、おたがひは、經濟上の自由を得てゐるといふことである。農業でも、工業でも、商業でも、どんなことでも營むことが出来る。この自由が認められてゐるから、おたがひは、天賦の才能を發揮して競争する。いはゆる自由競争である。

(ロ) その二は、私有財産制度である。これを認める方が、仕事をすすらうへに勵みがあり、おたがひの經濟の進むうへからも、社會が發達してゆく立場からも、よいものとして、文明國の多くは、この制度

を採用してゐる。

第二節 生産と消費

生産の
意義

一、生産とは、國やお互にとり必要な物をつくり、または物の價を増させることである。それには、農業・牧畜業・林業・水産業・鑛業といふやうな原始生産と、工業のやうな加工生産とがある。また、生産したものを運搬したり、消費者に届ける商業や、運送業も、物の價を増すことになるから、生産の一つといふことが出来る。かういふ生産をする人の多いほど、國民經濟は榮える。兵士や、教師や、醫者などは、生産する人ではないが、別の方面で、國にとつて大切な役目をつとめてゐる。生産する人たちは、買ふ人、すなはち市場をめざして行ふ。これを、市場生産もしくは商品生産といふ。おたがひの生活を見ると、かなり遠方で行くられたものや、外國で出來たものまで用ひてゐることがわかる。人から註文をうけてつくる註文生産は、次第に少くなり、

自分で自分のほしい品をつくる自己生産は、さらに少くなりつつある。いまの世のなかには、市場をめざして商品を生産するのが原則である。

生産の要素

二、生産は、どうして行はれるか。それは、農業でも、林業でも、鑛業でも、工業でも、土地とか、山とか、海とかがあつて、草木とか、鑛物とか、魚介とか、水力などがなければならぬ。さういふものを、自然といふ。しかし、自然ばかりでは、生産は行はれない。そのうへに、鋤とか、鋸とか、鶴嘴とか、網などの道具や、原料といふやうな資本がなければならぬ。さらにまた、耕すとか、紡績するとか、運搬するなどの、勞力も必要である。生産は、これらの自然と、資本と、勞力の三つをつなぎ合はせて行はれ、これを生産の三要素といふ。

自然

自然が、生産にとつて大切なことは、農業における地味氣候や、工業における水力や、商業における位置などにおいて見られる。自然のうち、土地について見るに、農業では、肥料をやつたり、土地を改良し

労働

たりする、勞力や資本を増すことによつて、收穫を増すことが出来るが、それが、一定の限度を越すにつれて、次第に收穫の割合を減じてゆく。これを收穫漸減の法則といふ。

つぎに、労働はどうか。われらが働くことは、われらの、この世に生まれ出た務である。國民經濟としては、消費するよりも、生産することの多い生産年齢の人が多くなければならぬ。國民の知力や體力がすぐれ、労働時間が適當に制限され、労働することを貴ぶ風習があつて、はじめて労働の能率があがる。

資本

工場、機械、器具、原料などは、資本である。従つて、それらを得られるお金も、資本と見られてゐる。つまり、生産や、營利のための手段となつて、収益を生む力のあるものが、資本である。資本は、生産したものを、再び生産や、營利の手段に用ひるため、貯蓄しておくことによつて生ずる。資本のうちには、工場の建物や、器具、機械や、店舗などのやうに、幾回もその用をなすものがあり、羊毛や、棉花などの工業上の原料

機械の利用を増すにつれて、(一)手工業者の職を奪ひ、(二)大量生産をしたり、特殊技能を要しないため、賃銀を下げ、(三)極度の機械利用による産業合理化のため、人間が機械に追はれるやうな結果を見るやうがある。

消費

品や、燃料としての石炭などのやうに、一度用ひると、その形を失ふか、變へてしまふものがある。前者を固定資本、後者を流動資本といふ。資本は、作業上の分業が行はれ、とくに、機械を用ひるやうになつてから、その能率を高めて來てゐる。機械を用ひるときは、(一)大量生産が出來、(二)原料も安く買はれ、(三)高價な發明品も用ひられ、(四)分業も利用され、(五)販路もひろげられ、(六)資本の融通もつき、(七)均一した體裁のよい品物がつくられ、(八)生産費を少くすることが出来る。かつて、機械によつてつくられるものは、粗製であるといはれたことがあつたが、それは、主として、わるい材料を用ひることにもとづくものであつて、正しい見方ではない。一言にしていへば、現代は、機械全盛の時代である。

三、生産するのは、消費するためである。交易は、消費者の必要とするものを、その手に入らしめるためである。收め得た所得も、生活のために消費する。このことは、反對に、消費するために生産し、交易し、

水火、風、雨のやうに、自然に消えてなくなる場合や、流行おくれや、物價の下落によつて、もつてゐる品物の價の少くなる場合などは、ここにいふ消費ではない。

所得を得るのであるといふことも出来る。消費とは、着る、食ふ、住まふといふ、おたがひの欲望を満たすために、財貨の效用をなくしたり、または少くする、いはゆる享樂的消費をいふのである。これを經濟的消費といふ。消費についても、上手にやるやうに、經濟主義が行はれねばならぬ。一定の所得によつて生活してゆく場合には、そのことが、とくに必要である。いはゆる家計に對する經濟主義としては、つぎの點に注意しなければならぬ。

- (イ) 入るを量つて出づるを制し、つねに餘裕を残す。
- (ロ) 生活の改善をはかる。生活の合理化である。一體、所得の少くなるにつれて、總所得に對する食料費の割合が増して來るものである。一般に、わが國では、所得の少いわりに、衣類費とか、婚禮や葬式などについての費用が多い。この意味から、生活の合理化をはかるやうにしなければならぬ。

(ハ) 都會地の生活に見る「御用きき」によつて用を辨じ消費組合を

利用しない習慣は、よくない。生産者と消費者との間に介在する商人が多ければ多いほど、その手数料も多くなるからである。

(二) なるべく貯蓄を勵んで、將來の計をなさねばならぬ。それには、勤儉にして奢侈をつつしむ必要がある。

(ホ) 保險によつて、不時の災害に對する用意をする。

これを、國民經濟のうへから見ると、いよいよ重大な意味をもつ。

(イ) 消費は、個人としても、國家としても、増してゆくものであるが、生産との間に調和を得なければならぬ。生産高が、消費高よりも多く、そのために品物が残ることがある。それは、主として企業家が、ばらばらになつて、いはゆる市場生産をしてゐるからである。それを生産過剩といふ。これを防ぐためには、企業家が一團となつて、操業短縮を行つて、生産を制限したり、企業熱を引締めるために、中央銀行で、お金を貸すことを手控へたり、割引貸付の利子を高くしたりする。反對に、生産高が消費高に追いつかない場合があ

る。これは、前に述べたやうに、人口問題として議論せられるのである。

(ロ) また、消費が所得と調和しなければならぬことは、國民生活上からも注意を要する。食糧が多くあつても、所得がなければ、どうにもならぬ。このためには、労働の機會を興へることも大切である。所得の少ないもの、つまり貧乏な人たちの多いことは、社會の缺陷である。これを退治するには、いろいろの方法があるが、とくに、おたがひの消費について、奢侈の慎しむべきことを忘れてはならぬ。何となれば、それによつて生活必需品が多く出來、安く得られるやうになれば、それだけ貧乏人が助かることになるからである。また、貯蓄についても、もし消費が所得よりもその度を越すにおいては、その實が擧らず、資本の増殖もなく、生産も盛になることが出來ない。この意味において、國民一般の勤儉力行が實現されねばならぬ。

企業

第三節 企業と所得

一、われらは、生産の要素と、その任務とを知つたが、これを、實際に如何に目論んでゆくかを考へなければならぬ。仕事を目論むことを企業といひ、個人でやることを、個人企業といふ。小さい商賣や、わづかな労働者をつかふ程度の工業や、小さい面積を耕す農業には、それでよい。けれども、少しく大きい事業になると、それでは資本力も弱く、切りまはす才能も片寄り、しかも、その人によつて、折角の事業が、をはることになるかもしれない。缺點がある。

二、個人企業の缺點を補ふために、共同の力をもつてする會社組織によつて事業を目論むことがある。

會社

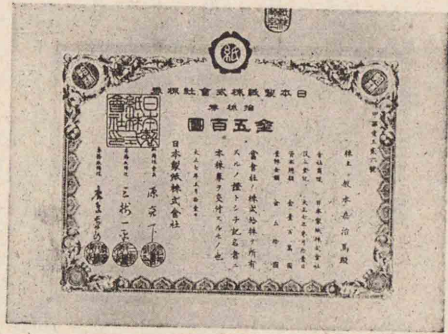
(イ) 合名會社。これは、二人以上の者が資本を出すとともに、みづから働いて、經營について、無限の責任を負ふものである。仕事の性質が、雇人にまかすことが出来ないとか、一人で備へてゐない才

能を用ひなければならぬといふやうな場合にはよい。しかし、これによつては、資本を集めることが充分といふわけにはいかず、一人のときよりも、仕事が敏捷に運ばない。

(ロ) 合資會社。これは、みづから働いて無限の責任を負ふ者と、資本だけ出して有限の責任を負ふ者とから成つてゐる。仕事をやる中心となるものは、無限責任社員であるが、資本だけ出してゐる有限責任社員も、業務や、財産状況の検査などをすることが出来る。大體において、事業の才ある者と、資本をもつ者との結合に俟つやうな事業を行ふのに適する。

(ハ) 株式會社。これは、多くの人たちから株式を募つて資金を得る仕組である。その株式を譲り渡すことは、自由であり、自分で引受けた株式の額を限度として、責任をもつ。議決機關に株主總會があり、執行機關に取締役があり、監督機關に監査役がある。そして、事業の成績は、公に報告すべきことになつてゐる。この組織に

よれば、大資本を集めることも、よい經營者を求めることも出来る。一般の人は、みづから經營に當らずに、資本を投ずる便利もある。しかし、とにかく投資してゐる會社の事業に通じてゐない株主もあ



株券

り、取締役は合議制であるうへに、他の機關のために制せられて、果斷に事を運べないことがあり、監査役も、情實にとらはれて、嚴格な監督をなし得ないこともあり、營業費も多くかかるといふ缺點がないではない。

(二) 株式会社合資會社。これは、仕事をする無限責任社員と、讓渡自由の株式をもつて出資する有限責任社員總會は、この人たちだけのもので成つてゐる。

企業
の
結合

カルテルやトラストは、國內市場を自由に左右し得るため、その利益をもつて、外國に對して、

の關係が密接である。出資一口の金額は均一で、その持分に對しては別に株券のごとき有價證券を發行せず、持分を讓渡するには社員總會の決議を経なければならぬ。仕事を決めてゆく機關に社員總會があり、その仕事を執行する機關に取締役があり、監督してゆく機關に監査役がある。

三、企業は、さらに進んで、同業者が一致して、たがひに競争を防ぎ、より大きい利益を擧げようとする仕組がある。これを、企業の結合といひ、それに二つの形がある。一つはカルテルもしくはシンジケート(企業の聯合)といふもので、企業會社の各個は、それぞれその獨立をたもちつつ、しかも相互の間に協定をして事を運ばうとするものである。これには、販路協定とか、生産額協定とか、共同販賣協定などがある。一つは、トラスト(企業の合同)といはれるものである。これは企業會社個々が、獨立の地位をすてて、團結して一つの強大な企業となつて行ふものである。カルテルが自衛的なものであるのに對し、

國內におけるよりも運賃・保険料などがかかつて高く賣らなければならぬにかかはらず、かへつて安く賣つて市場を擴げることがある。これをダンピング(不當廉賣)といつて、わが國では重税をかけてこれを防ぐことにしてゐる。

産業組合

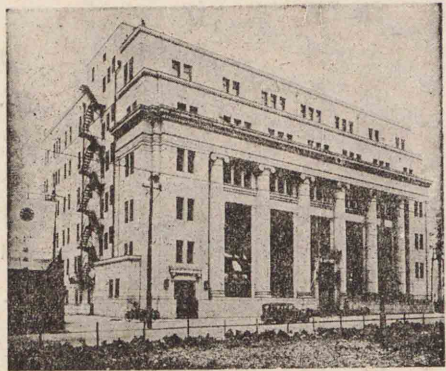
トラストは、進取的もしくは積極的に利益を得ようとするものである。企業相互の間の競争を避け、經營上の無駄を省く點から見ると、よい經營方法であるが、ややもすると、市場を獨占し、原料を供給する者や、その製品を販賣する者や、その品物を買ふ者や、それに従事する労働者や、トラストに入らない小企業者を壓迫することになる。戰時事變に際して統制經濟を行ふに當つては、當業者は政府と協力し、公益を念とし、あるひは團體をつくつて、指導者により統制の實をあげるやうにしなければならぬ。

四、大資本による企業は、小商人や、手工業者や、小農や、小所得者などでは、行ふべくもない。かういふ人たちのために、たがひに自助的な考で共同連帯して、營利なり、生産なり、消費なりの都合よくゆく仕組として考へ出されたのが産業組合で、それには、つぎの四種がある。

(イ) 信用組合。これは、加入した組合員に必要な資本を貸し、その人たちの零細な貯金もなし得る便宜のあるもので、いはば組合員

のための小銀行である。

(ロ) 購買組合。これは、産業や生活上の必要品を買ふのに便利なものである。大口に買へば安くつくといふ考にもとづいたもので、一般の消費組合も、このうちに入れられてゐる。



(内ノ丸京東) 庫金央中合組業産

(ハ) 販賣組合。これは、組合員をつつたものに、加工したり、もしくは加工しないで、取りまとめて賣るのに便利なもので、生産した人たちが別々に賣るため安く賣らうとするものである。

(ニ) 利用組合。これは、設備に大資本を要する機械や工場を、共同で設備して、たがひに生産上に利用するものである。産業組合は、相集つて聯合會をつくり、聯合して事業の遂行を期し、さらに産業組合や聯合會の普及聯絡をはかるため、産業組合中央會が設けられ、なほ産業組合が働くのに必要な資金を補ふ目的をもつて産業組合中央金庫が設けられてゐる。

産業組合は、相集つて聯合會をつくり、聯合して事業の遂行を期し、さらに産業組合や聯合會の普及聯絡をはかるため、産業組合中央會が設けられ、なほ産業組合が働くのに必要な資金を補ふ目的をもつて産業組合中央金庫が設けられてゐる。

さらに産業組合や聯合會の普及聯絡をはかるため、産業組合中央會が設けられ、なほ産業組合が働くのに必要な資金を補ふ目的をもつて産業組合中央金庫が設けられてゐる。要するに、産業組合は、たがひに助けあふ精神にもとづいて、ドイツの諺のごとく「一員が全員のために、全員が一員のために」といふ考でやるべきものである。だから、社會政策上、保護すべきものとして、所得税や、營業税を免ぜられ、勸業銀行や、農工銀行や、北海道拓殖銀行で金を借りるにも、便宜が與へられてゐる。

所得

五、おたがひは、所得を得るために働き、所得をつかつて生き、所得の一部を、將來のために貯へる。所得は、一時的の收入ではなく、繰返し繼續してはいる収入である。生産や交易の盛になることは、國民一般の所得が増すことになつて貴い。財産や、資本も、所得を生むから貴い。もつとも、所得は、必ずしも國民一般に平等には分たれてゐない。所得の多いものは富み、少いものは貧しい。國民經濟として、貧

所得の種類

乏を退治すべきことは、いふまでもないが、おたがひも勤め勵んで、その所得を増すやうに工夫するところがなくてはならぬ。

所得には、どんな種類があるか。生産の三要素中、自然のおもなものは土地で、それから生ずるものを、地代といひ、資本から生ずるものを、利子といひ、労働に對するものを、賃銀といひ、企業によつて得るものを、利潤といふ。そして、ある者は、その一つだけ、ある者は二つ以上を得ることがある。また、財産所得と、勤勞所得と、財産と勤勞の結合所得とも分け得られる。また、官吏や、教師や、醫者や、辯護士などのやうに、直接生産にあつからない人たちの所得は、直接生産者の所得から分れ出て來るものである。一體所得は、生産なりが濟んでから分たるべきはずである。しかし、實際は、生産のをはらないうちに、企業家が、労働者に賃銀を拂ふやうに、途中で分たれてゐる。この意味において、生産も、企業家の管理にあり、分配も、企業家によつて行はれてゐる。そして、利潤だけが、いろいろの拂ひをしたあとに、企業家

の手に残ることになる。かういふ所得は、いくら賃銀で働くといふやうな契約による契約所得と、役人の給料のやうに、法律規則できまつてゐる強制所得と、いろいろのものを拂つた残りの企業所得との三種がある。なほ、所得は、農家の小作料や地代を米麥の類をもつてすることを例外として、多くは貨幣をもつてする。従つて、貨幣所得を得たものは、それをもつて必要な財貨を買ふのである。

第四節 經濟と道德

一、富の生産と利用とは、人類の生活に缺くべからざることであるが、それは、つねに道德をはなれたものであつてはならない。一體、人生のための經濟であつて、經濟のための人生ではない。しかも、國民生活の根本をなすものは、道德であるから、經濟と道德とは、決して離すことは出来ないものである。しかるに、目的と手段をとりちがへて、經濟をもつて、人類活動の主要な目的であるかのやうに考へるのは、

經濟と
道德

大なる誤である。經濟をいやしむのも誤であるが、それを過重視するの誤である。たとへ、いかに多くの生産を得る方法があらうとも、それが、自分または他人の人格を無視したものであつたり、あるひは、他の生存を害するものであるならば、それは、道德のうへから許されない罪惡である。また、資本がなくては、生産の榮えるはずはないが、労働を輕んじて、同じやうに生産は成立たない。資本家と労働者とが協力して、はじめに完全な生産が行はれ、ここにも、協力とか、勤勉といふ道德の力が支配してゐるのである。また、おたがひの信用といふことも、經濟組織を完全にするために必要である。企業家と使用される者の間とか、商人と消費者の間などに信用がなかつたら、安心して取引することは出来ない。手形とか、證券とか、一枚の紙片が、多額の金圓に代用されて、經濟上の運轉を敏活にし得るのも、全く信用の力であるし、製品を、商標によつて信用するのも、同じ例である。

二、道德は、貿易において、とくに、痛切に感ぜられる。以前には、海外

貿易と
道德

の各地で、日本製品は粗製濫造だとか、見本品と實際品と、品質がちがふといふやうな非難があつた。それは、道徳を無視した一部の不良商人の行爲が、すべての日本製品のうへにおよぼしたもので、そのためにうけた損失は、個人としても、國家としても、きはめて多大なものがあつた。現在では、國民各自の自覺によつて信用を高め、以前の不名譽をとりもどすことが出来たが、かやうに經濟と道徳とは、密接なつながりがあつて、道徳を忘れて經濟的發展はのぞまれないのであるから、おたがひは誠實勤勉、力を合はせて、正しい道を歩まなければならぬ。

第四章 産業

第一節 わが國の産業

わが國
の農業
その他

一、われら九千萬の同胞は、約七十萬方秆の國土にわたつて、國民經濟を立て、世界各國のそれと、相對し、相通じてゐる。一體、わが國民經濟は、農業に、商業に、工業に、貿易に、どんな状態におかれてゐるか。

わが國の農業は、山が多いために、耕地は割合に少く、かつ、二毛作の出来るところは少い。農業は、人口の過半数に職を與へ、とくに戦時における食糧を確保する使命をもつてゐる。その意味で、後に述べるやうに、政府も農業の發達を促進するやう、種々の政策を實施し、農民みづから、農業報國運動にいそしんでゐる。養蠶は、農家第一の副業であり、その好況と否とは、農民の生活にひびくところが大きい。山林業は、山が多く、國土總面積の五割見當を林野とするほどであるが、盛になつてゐない。これは將來の目論見を立てて、造林に力を注ぎ、みだりに伐りつくさないやうにしなければならぬ。また、製紙の原料となるパルプも、内地には次第になくなつてしまひ、いまは、樺太のものを主として用ひてゐるが、これも、消費量の増加につれて、將來のために考へなければならぬ状況にある。

農業とともに、食糧問題のうへに重大使命をもつてゐるものは、水。

産業である。わが國は、世界第一の漁業國で、世界の三大漁場の一つをもつてゐる。しかし、漁港や、漁獲物の保存方法などについて、工夫

を要することが少くない。

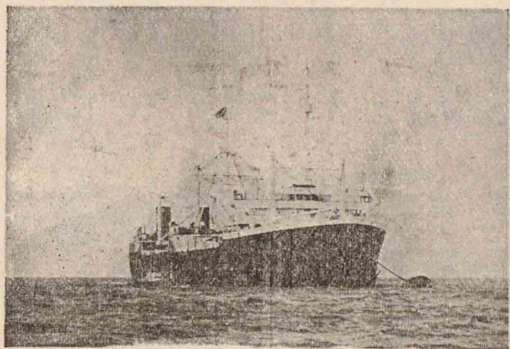
鑛業は、概して振はない。工業の發達に關係深い石炭は、永く産出する力がなく、鐵や、石油も、到底國內の需要を充たし得ない。

二、わが國の工業のうち、軍需工業は別として、最も重要な地位にあるものは、纖維工業である。最近は、化學工業や、金屬工業や、食料品工業や、電氣事業の發達も著しい。

(イ) 纖維工業。とくに、製絲業は、世界の生絲

總産額の約六割に當り、その輸出額も、つねに、わが國總輸出額の首位を占めてゐる。そして、これまで大部分をアメリカ合衆國などに輸出してゐたが、その偏重を避け、また國內物資の不足をも補ふ

わが國の工業



日新丸 (南水洋捕鯨船)

こととなつた。なほ、機械業を發達せしめて、絹布の輸出を増すやうにしたい。紡績業も、製絲業と肩を並べてゐる。原料たる棉花は、外國に仰いでゐるが、これを紡績ならびに織布して國內に供給するほか、東洋市場に多額を輸出してゐる。なほ、毛織物や麻などの纖維工業も次第に盛になつてゐるが、これも、その原料は、ほとんど外國に仰いでゐる。ステロプロフォン製造業も、被服物資の不足に刺戟されて長足の進歩を示しつつある。

(ロ) 化學工業。これには、製紙業や、セメント業や、マツチ製造業などのごとく、自給自足の域を脱して、海外に輸出してゐるものさへある。そのほか、過磷酸石灰や、硫酸アンモニアなどの窒素工業や、皮革ガラス染料製造のごときも、最近の發達に屬してゐる。

(ハ) 金屬工業。これは、いはゆる重工業として、産業全體の基礎となるもので、わが國における製鐵業は、近年とみに發達し、金屬機械器具類の製造技術は大いに進歩して來たが、資本についても、技術

についても、合理化すべきことが多い。自動車工業も、アメリカ資本に壓迫されつつも、新興産業として徐々に發達しつつある。

(二) 食料品工業。そのおもなものは、製糖業と製粉業とである。

わが國は、主としてジャバより粗糖を輸入して、これを精製し、そのほとんど全部を中華民國などへ輸出し、國內の需要は、臺灣における精糖によつて満たされてゐる。また、カナダやオーストラリアから小麥を輸入し、これを製粉して、中華民國や蘭領インドなどへ輸出してゐる。

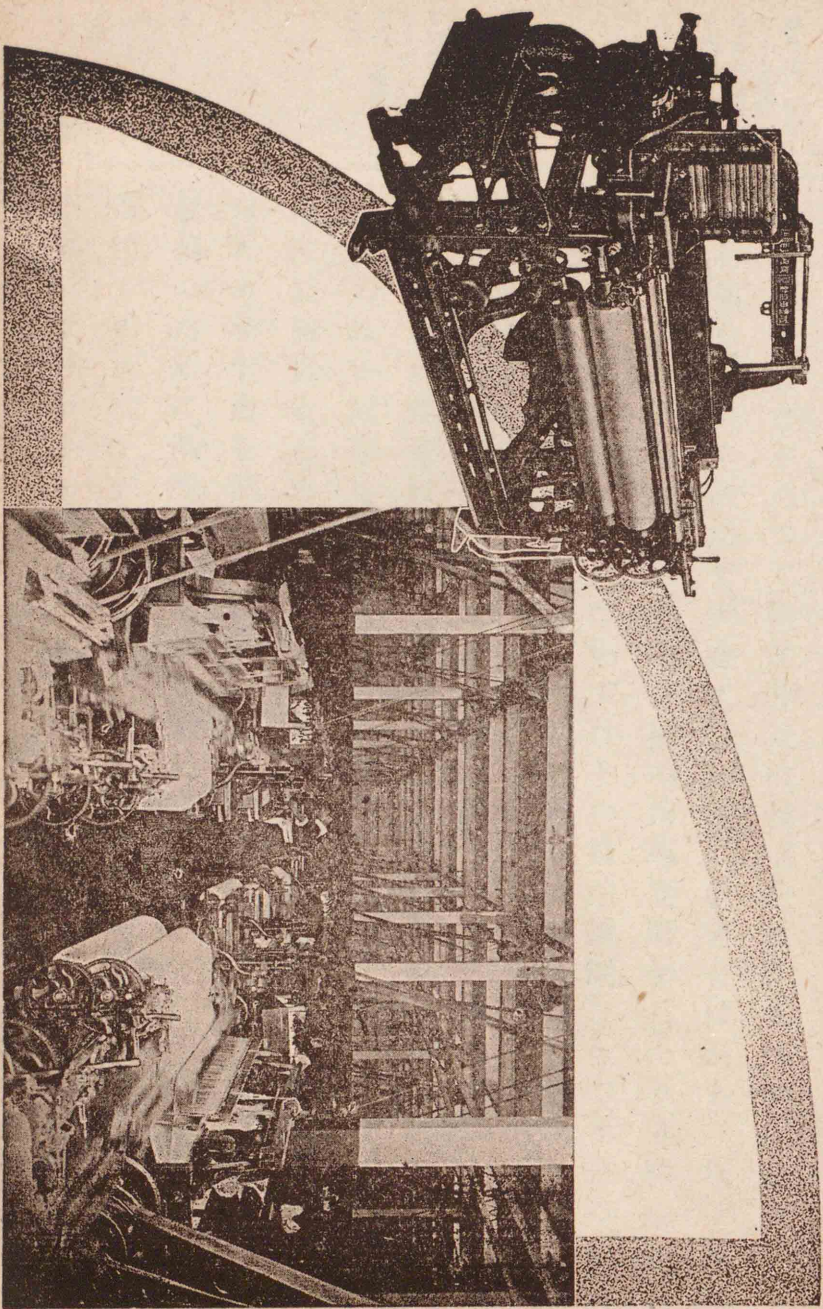
(ホ) 電氣事業。これは、紡績業とやらんで、わが國の主要工業の一つとなつてゐる。とくに、最近における發達は著しく、水力電氣においては、アメリカ合衆國について、世界第二位になつてゐるが、經營上の競争が激烈を極め、電力の配給などについても、無駄が少くなかつたが、最近、漸くその統制が出来るやうになつた。

三、産業の振興發達は、まづ當業者が自治に努めるとともに、産業組

産業助成

の 業 工 機 機

「明發氏吉佐田豊縣知愛」機織動自田豊品明發的界世
機同(左) 景光の轉運機回るけおに場工刈織紡田豊(右)



臺十四至乃臺十三は機織動自のこ、にのなけだよ扱取を臺十至乃臺八て八一工女は機織の來從
る來出かよこよ扱取

農會は、町村農會・市農會・郡農會・府縣農會、帝國農會に分れてゐる。

帝國農會に對するものとして日本商工會議所がある。

合などの協同機關を利用するにある。まづ農業にあつては、公共組合として農會があつて、農民相互の發達をはかるほか、試験場があつて、品種や、肥料や、栽培や、飼養についての改善をはかる。なほ、開墾の助成や、耕地の整理や、その他各種の指導獎勵をしたり、補助金を交付したりする。商工業については、その自治機關として、共同の利益をはかる重要物産同業組合や、茶業組合や、酒造組合や、輸出組合や、重要輸出品工業組合などが設けられてゐる。いづれも公共組合である。なほ、農業の農會におけるごとく、商工會議所がある。かやうな自治機關のほか、國家もしくは地方團體は、直接に工業上の研究試験のために、試験場などを設けて、當業者を指導獎勵する。商品陳列所を設けたり、博覽會を開いて、商品の紹介や、販路の擴張につとめる。外國貿易のために、港灣の修築や水陸連絡設備をする。領事や、商務官を派遣して、通商上の情報や、取引の便宜をはかる。なほ、商工業發達のため、補助獎勵金を給したり、新式の機械を貸與したりする。特許法

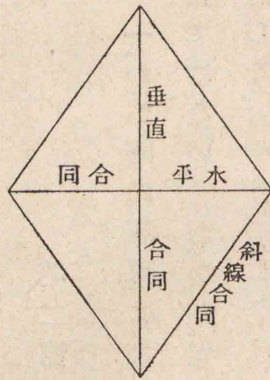
や、實用新案法や、意匠法や、商標法によつて、工業上の技術の進歩をはかり、他人の模倣をゆるさないやうにして、製造方法や、使用や、販賣、擴布についての智能權を保護する。粗製濫造をふせぐために、製造品の検査をしたりする。その他、重要産業統制に關する法律も制定されてゐる。

産業合理化

四、産業合理化は、經濟主義にほかならない。無駄を省くことである。仕事の能率を高めることである。とくに國防國家建設の途上にあるとき、その必要が一層痛感せられるのである。

(イ) 近代の産業は、仕事を計畫し、切り廻す才能ある企業家もしくは經營者と、資本を提供する資本家とに分れてゆくが、つねに、適材適所の實現を期せねばならぬ。事務と勞務とを問はず、冗員を淘汰し、なるべく人間の力を機械の力に代へるやうにしなければならぬ。もつとも、そのために生ずる失業については、社會政策上から救ふ途を講ずべきはいふまでもない。

(ロ) 事業の合同によつて、資本や勞力の無駄を減じなければならぬ。事業の合同には、同種類のものに對する、いはば水平的合同と、原料から製品となるまでの各事業の合同、いはば垂直的合同と、類似事業の合同、いはば斜線的合同とある。また、合同にまで進み得ないときは、同業者の協調によつて無駄を省くべきである。



産業合理化圖式

(ハ) 商品の規格、名稱を統一し、商品を劃一ならしめる。これは、多くつくつて安く賣るためには、最も大切な要件である。さうするのでなければ、生産費を低めることが出来ないからである。

産業の合理化を行ふには、資本家が、企業家をして、充分腕を振はしめなければならぬ。企業家も、資本の運用に全力をつくして、資本の效用を大ならしめるとともに、労働者を優遇し得る方法を探らねばならぬ。労働者も、國民經濟の發達のためにつくすべき義務を感じ

なければならぬ、消費者もなるべく規格の統一された商品を求めるやうにしなければならぬ。なほ、統制経済のもとにあつては、各企業を横につらねつゝ、國家の目的を達成するために産業合理化をはかる必要のあることはいふまでもない。

第二節 資源と技術

一、わが國民經濟は、天然資源に恵まれず、農産物も、工業用原料も、豊富ではない。だから、現在の資源の濫用を防ぐとともに、その開發を怠らないやうにしなければならぬ。耕地にも、まだ開發の餘地がある。山林のときは、濫伐をつつしみ、これが造成に心がけねばならぬ。石炭その他の燃料の使用についても、工夫しなければならぬ。棉花の栽培や、綿羊の飼育のときも、わが國の氣候、地味などに適するものを調べて、その増殖につとめねばならぬ。かういふ點について、われらは科學の研究を怠ることなく、これが利用の範圍をひろめ

資源の開發

ねばならぬ。しかも、わが國は、水力電氣をおこすに都合がよく、水産の世界に誇るべきものがあり、天恵の國際的位置の貿易に利用すべきものもあるから、これらについても、開發するなり、利用しなければならぬ。

資源の開發について忘れてならないのは、われらの善隣滿洲國の存在である。滿洲國は、三千萬民衆の熱望によつて、昭和七年二月創建された新しい國家で、わが國とは、特殊の友好關係をたもつてゐる。總面積百三十萬三千方呎、わが國の二倍弱に當つてゐる。農産物をもつて名高く、大豆、高粱、粟、玉蜀黍、大麥、小麥その他の穀類を多量に産出してゐる。ことに、滿洲大豆の聲價は、世界的に有名で、歐米各國へも輸出されてゐる。石炭、鹽の産出も多い。その他、畜産、水産、林産をはじめ、各種金屬類も豊富に産出し、その多くは、原料として日本へ運ばれ、精製されてゐるが、近來は、日本より資本を入れて、國內においても各種工業が勃興してゐるありさまである。建國日なほ淺く、文化

滿洲國の資源

技術の
進歩

の程度も低いために、まだ調査されない資源が、きはめて豊富であると推定されてゐる。われらは、共存共榮の立場から、相携へて、それらの開發に力をつくさなければならぬ。

二、わが國は、神代のむかしから、木の實や穀類によつて酒をつくり、植物纖維によつて布をつくり、またこれを染色するために、植物から染料をとり、あるひは粘土によつて器物をつくるなど、いろいろの技術が行はれてゐた。佛教の傳來は、わが國の技術方面にも、きはめて大きい進歩を見せた。明治維新後、各種工業の勃興につれて、近代科學の粹をきはめ、各種の技術は全く面目を一新し、いまや、わが國の技術は、歐米各國に比較して、何等の遜色なく、その技術にして利用すべきものは、悉くこれを利用し、さらに、わが國の獨創的考案を加へて、わが國情に適するやうに改善されるやうになつた。ことに、機械工業の進歩はめざましい。精密機械器具の製作は、手工に巧みで、天然資源にめぐまれないわが國民にとつては、きはめて適してゐるので、現

技術の
進歩

在では技術の優秀といふ點で、先進各國を凌駕するものをさへ製作するにいたつてゐる。化學工業もまた、日清、日露兩戰役後、長足の進歩を示し、歐洲大戰の後には、飛躍的な發展を遂げ、硫酸、硝子、人造絹絲、セルロイド、ゴム製品などをはじめ、多くは世界第一、または第二、第三の生産量を示し、ここにも、技術の優秀さをものがたつてゐる。その他、織機のごときは、却つて海外に輸出し、その精巧さにおいて、外國品を凌駕すると稱せられてゐる。そのほか、兵器の研究や、造船技術の進歩、冷凍業、鑄物業、電氣工業、電信、電話、土木工学など、いづれも、その技術において、歐米各國に比肩して譲らない。

三、近代科學の進歩發達は、一日といへども安閑としてゐることを許さない。今日の精銳も、決して明日を約束されてはゐない。われらは、奮勵努力して、最新の知識をまなび、つねに優秀な技術の保持者となつて、わが産業のためにつくさなければならぬ。

第五章 流通

第一節 貨幣と物價

貨幣と
兌換券

一、おたがひの生活は、お金を得て、つかふことによつて用を辨じてある。お金、すなはち貨幣は、賣買の仲立となり、價の目安となり、貯へておくにも、取扱ふにも、都合のよいものである。貨幣としては、古よりいろいろのものが選ばれて來たが、いまは、金銀が最も適するものとされてゐる。もつとも、いまわが國で實際に用ひてゐるのは、一圓・五圓・十圓・二十圓・百圓などの紙幣と、五十錢・二十錢の銀貨と、十錢・五錢のニツケル貨と、一錢・五厘の青銅貨である。なほ臨時通貨として十錢・一錢のアルミニウム貨と、五錢のアルミニウム青銅貨と、五十錢の政府發行の小額紙幣とがある。その紙幣を見ると、日本銀行から出てゐるものは、一圓紙幣には銀貨と、五圓以上には金貨と取換へてやるといふことが書いてある。いはゆる兌換銀行券である。つまり、

兌換制度は、昭和六年十二月十七日から當分停止されてゐる。わが國の本位貨幣は、五圓・十圓・二十圓の金貨である。

この紙幣は、さういふ實際の貨幣を基として出してゐるのである。貨幣には、十圓ならば十圓とあらはされた額と、その貨幣のなかにふ



わが國の金貨

くまれてゐる金屬の價と同じものがある。それを本位貨幣といつてゐる。けれども五十錢銀貨のごときは、實際そのなかにふくまれてゐる銀の分量は、それほど價がないにかかはらず、五十錢のものとして通用させてゐる。それを補助貨幣といつてゐる。これは、本位貨幣の助けとなるものである。もともとそれだけの價のないものであるから、一定の程度以上にはつかへなく、一般には、端數の勘定をするときとか、小さい取引にだけつかはれてゐる。なほ、金貨と銀貨のいづれかを本位貨幣單本位制といふとするか、それとも金銀

本位貨幣の純分量目、鑄造上の公差、通用上の最輕量目については、それぞれ定めがある。

貨雙方を本位貨幣兩本位制または複本位制といふことは、國によつてちがふが、いま世界のおもな國は、金本位制を採つてゐるものが多く、わが國もさうである。その金貨は、政府でつくつて、おたがひには鑄造することがゆるされてゐない。いろいろの人にゆるすことになる、いろいろの貨幣が出来て、取扱ふうへにも混雜するし、とかく質のわるい、量の少い——それだけの價のない、いはゆる悪貨をつくることになり、しかも、それを、こちらから拂ふときなどに用ひ、質のよい、目方のある良貨は、しまつておくことになるため、世のなかから姿を隠すことになるからである。(グレンシャムの法則)しかし、われらが金塊をもつてゆけば、手數料もとらず、金貨につくつてくれることになつてゐる。これを自由鑄造といふ。日本銀行には、いつ兌換券を持つて本位貨幣と取換へに來られてもよいやうに支度してゐる。それを兌換準備といふ。その準備方法は、金銀貨もしくは金銀塊を準備しておく正貨準備發行と、一定の額までは、政府

國の財政が非常にこまつて、兌換のための準備がなく、しかも支拂の必要があるときには、兌換をとめたり、はじめから不換紙幣として出すこともある。それは、とかく多くなりがちで、數へきれない額に達し、正貨は影をかくし、不換紙幣に打歩をまし、物價は高まり、國民の生活に壓迫し、外國への支拂にこまりぬくことになる。心すべきことである。

信用取引

から出した公債證書などを保證として發行する保證準備發行と、正貨および保證準備發行以上に兌換券を發行する制限外發行との三つあるが、支那事變下において特例が定められてゐる。すなはち、日本銀行は、大藏大臣の定める金額を限り、兌換銀行券を發行し、大藏大臣の認可を得れば、その額を超えても、年三分を下らない發行税を納めて發行することが出来る。そして、その發行高に對しては、同額の金銀貨、地金銀、政府發行の公債證書、大藏省證券その他確實なる證券または商業手形を保有しなければならぬこととなつてゐる。かういふ兌換券の發行は、日本銀行だけに(例外として、朝鮮においては朝鮮銀行、臺灣においては臺灣銀行にも)ゆるされてゐる。それは、銀行券を統一して濫用をふせぎ、金利の標準を示し、金融界の向ふべき方向を示すためである。

二、われらの買物や取引は、信用をもつてすることがある。これは、經濟の進むにつれて、日増しに多くなる。もとより信用制度は、貨幣

株券には配當を生じ、社債には利息がつく。金銭證券には、そのやうな収益をもたらない。株券をもつた人たちは、企業に参加したものであるが、社債券をもつた人たちは、會社に對して債權者の立場にあるのである。

を基礎としてゐるもので、他人をして、自分の財産權を一時利用せしめるのである。信用取引は、口頭でしたり、帳面に記入してやることもあるが、多くは證券をもつてする。その信用證券には、手形とか、小切手とか、銀行券といふ金銭證券と、公債證券とか、株券とか、社債券といふごととき有價證券とある。かういふ信用取引が盛になるには、産業が榮え、資本的生産方法が行はれ、經濟上の道德も進み、法制も整ひ、資金も豊かであればならぬ。信用證券のうちで、最もよく利用されてゐるのは、兌換券を別にしては、爲替手形と、約束手形と、小切手とである。

(イ) 爲替手形。これは、振出人たる債權者が、支拂人たる債務者に宛てて、受取人または、その指圖人へ、一定の期日(満期日)に、一定の場所、一定額を支拂ふべきことを委託した證券である。そして、前もつて引受をした支拂人を、引受人といふ。

(ロ) 約束手形。これは、振出人たる債務者が、受取人もしくは、その指圖人たる債權者へ、一定の期日(満期日)に、一定の場所、一定額を支拂ふことを約束した證券である。

(ハ) 小切手。これは、銀行に當座預金をしてゐる者(振出人)が、銀行へ宛てて、自分の名指人もしくは小切手の持參人に支拂つてくれといふことを委託したものである。爲替手形と似た點があるが、預金に對することと、一覽拂である點とがちがつてゐる。そして、振出してから十日以内、名宛の銀行へゆき、拂渡しを請求せねばならぬ。ただし、政府振出のものは、一個年間有效とされてゐる。^{*}

* 手形や、小切手のうちには、甲銀行の乙銀行に對する拂ひ分もあれば、丙銀行からの受取分もあるといふやうに、いろいろ複雑な關係が起つてゐる。それを一々取つたり拂つたりしてゐては、手數もかかり、時間もかかるので、各銀行の間に組合をつくつて、一定の時間を集つて、その拂ひ分と受取分のきまりをつける仕組がある。これを手形交換所といふ。

三、一體、品物の賣買は、貨幣といふ目安によつて、金何圓といふやう

價格

手形は、その權利を譲渡することをあらはす裏書によつて、轉轉と流通する。小切手は、裏書もなく流通し、拾つた人でも受取ることが出来る。便利であるとともに、危険も多いから、それを防ぐために指圖式にするとか、表面に併行する二つの横線を引いて、中に「銀行」と書いて、銀行だけに拂つてくれといふのや、「何々銀行」と書いて、拂ふべき銀行を指定する線引小切手の定めがある。

物價

物價を知るには物價指數を見る。それは、一定の所における一定の時の一定の品物の價格を百としておいて、後に同じ所における同じ時の同じ物の價格を調べて、その高低を示すものである。

にあらはされてゐるが、その價格はどうしてきまるか。もちろん賣手は、それ以上にまうけを得て賣らうとする。けれども、買手の方で、それだけの價あるものと見なければ、値段を高くつけても、買つてくれるはずがない。つまりは、お金をもつてゐる人たちが、買ひたいといふ考、すなはち需要と、品物をもち、あるひはもち得る人が、賣らうといふ考、すなはち供給と一致した場合に値段がきまり、賣買が行はれる。なほ戦時事變に際しては價格に統制を加へることがある。

四、物價とは、世のなかで、賣買される多くの品物の價を平均したものである。物價は、世のなかに流通してゐるお金や、信用取引の多少によつて、變動するものである。所得が多くなると、物價が高ければ、費えが多く、所得が少くなると、物價が低ければ、暮しは樂である。また、生産する者にとつては、生産に要する費用が少く、買手が多く、しかも物價が高くなれば利益となるし、また、原料や賃銀の高いために、生産費がかさむことになれば、よしんば高く賣れるとしても、利益は少くな

る。普通に、物價を測定するときには、地代や、家賃や、賃銀などは入れず、有形物だけについて見る。

第二節 金融

金融機關の任務

一、事業をするには、資金を入用とする。そのやうに、産業のために、お金のほしい人があると、お金の持つてゐて、さういふ人たちに貸して、有利につかひたい人もある。その兩者の間にお金が融通されることを、金融といひ、その仲立の役目をつとめるものを、金融機關といふ。そのおもなものは、銀行、信託會社などである。なほ、われらが生活費をまかなふために、お金を預けたり、それを引き出して費つたりするときにも、金融機關を利用する。

二、お金を銀行へ預けておくと、銀行は、利子をつけてくれる。また、銀行は、お金のほしい人たちに貸して、その人たちから利子をとる。いはば銀行は、拂ふ利子と受取る利子の差でまうけてゐるのである。

銀行

われらが預けるのは、その銀行を信用してのことであり、また、銀行がお金を貸すのも、その相手を信用してのことである。いはば銀行は、信用商賣をしてゐるのである。銀行が信用されてお金を預かることを、受信的業務といひ、反対に、銀行が信用してお金を貸すことを、授信的業務といふ。受信的業務たる預金には、永い一定の期間預かる定期預金がある。銀行は、安心して、そのお金を他へ利用することが出来る。これに反して、預けた人から請求があれば、いつでも拂つてやる當座預金がある。銀行としては、いつ引出されるかも知れないから、全額でなくとも、相當の額を準備しておかねばならぬ。従つて、當座預金の利子は、定期預金のそれよりも低い。しかし、當座預金は、商賣人が取引するときや、一般の人たちが買物をするときに、前に述べた小切手を振り出すことによつて、一々現金のやりとりをするこゝとを省くことが出来、非常に便利であるから、盛に利用されてゐる。なほ、特別當座預金といつて、引出すときに小切手を用ひず、貯蓄のた

當座預金は、國によつては、利息をつけず、なかには却つて預かつたり拂つたりする現金の取扱をしてやるといふ意味で、手数料をとつてゐるものさへある。



支拂地 大阪市 102
 昭和△年七月拾日
 支拂地 東京市
 昭和△年九月拾日
 秋山三平
 春野一男
 ¥12,300.-
 支拂日 振出日 振出地 支拂期日 受取人 支拂人 金額 摘要

◎注意 (利息ハ) 當座又ハ一定定期預金形ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得
 拒絶證書作成ノ義務ヲ免除スル場合ハ下方ニ記名捺印スルコト

第壹貳號

為替手形

印

金壹萬貳千參百圓也

年12,300.-

支拂期日 昭和△年九月拾日

支拂地 大阪市

支拂場所 株式會社住友銀行本店

振出地 東京市

右金額秋山三平 殿又八其

指圖人此為替手形引換御支拂相成度候也

引受拒絕證書作成ヲ免除ス

支拂拒絕證書作成ヲ免除ス

昭和△年七月拾日

住所 東京市日本橋區室町二丁目貳番地

夏川二助 印

住所 大阪市東區高麗橋參丁目四番地

春野一男 殿

引 昭和△年七月拾四日

春野一男 印

受

印

102 支拂地 大阪市

昭和△年七月拾日

東京市

昭和△年九月拾日

秋山三平 春野一男

年12,300.-

番號 振出日 振出地 支拂期日 受取人 支拂人 金額 摘要

◎注意 (利息ハ覽拂又ハ一覽定期拂手形ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得 拒絕證書作成ノ義務ヲ免除スル場合ハ下方ニ記名捺印スル)

表書之金額冬原四郎 殿又ハ
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)
引受及支拂各拒絶證書
作成、義務ヲ免除ス

住所 大政市東區北濱魯丁目六番地

昭和△年七月拾五日

秋山三平 印

殿又ハ

表書之金額
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)
引受及支拂各拒絶證書
作成、義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

殿又ハ

表書之金額
其指圖人ハ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)
引受及支拂各拒絶證書
作成、義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書之金額正ニ受取候也

住所 大政市東區北濱魯丁目六番地

冬原四郎 印

昭和△年九月拾日

第 〇 七 號

約 束 手 形

印

金 八 千 零 百 圓 也

¥ 8,300.-

支 拂 期 日 昭 和 △ 年 九 月 拾 日

支 拂 地 大 阪 市

支 拂 場 所

株 式 住 友 銀 行 本 店

振 出 地 大 阪 市

右 金 額 貴 殿 又 ハ 貴 殿 ノ 指 圖 人 へ
此 約 束 手 形 引 換 ニ 支 拂 可 申 候 也

昭 和 △ 年 七 月 拾 日

住 所 大 阪 市 東 區 高 麗 橋 各 子 自 置 地

春 野 一 男 印

大 阪 市 東 區 漢 矣 子 自 置 地

秋 山 三 平 殿

印

307

昭 和 △ 年 七 月 拾 日

大 阪 市

昭 和 △ 年 九 月 拾 日

秋 山 三 平

株 式 住 友 銀 行 本 店

¥ 8,300.-

番 號 振 出 日 振 出 地 支 拂 期 日 受 取 人 支 拂 場 所 金 額 摘 要

◎ 注 意 (利 息 ハ 覽 拂 又 ハ 一 覽 定 期 拂 手 形 三 限 リ 之 ヲ 記 載 ス ル コ ト ヲ 得
拒 絶 證 書 作 成 義 務 ヲ 免 除 ス ル 場 合 ハ 下 方 ニ 記 名 捺 印 ス ル コ ト

表書ノ金額 冬原四郎 殿又ハ
其指圖人(御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所 大阪市東區濱野目六番地

秋山三平 印

昭和八年七月拾五日

表書ノ金額 鐵三愛銀行大阪支店 殿又ハ
其指圖人(御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所 大阪市東區此谷寶善寺町五丁目五番地

冬原四郎 印

昭和八年九月八日

表書ノ金額
其指圖人(御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)
殿又ハ

拒絕證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額 正ニ受取候也

住所 大阪市東區堂島中町五丁目五番地
株式三愛銀行大阪支店
支配人 高杉新二 印

昭和八年九月拾日

BC 6902

昭和△年七月拾日	先渡	額金
	東洋堂	金叁千貳百圓也
3,200		00

BC 6902

小切手

金叁千貳百圓也

73,200.-

右金額此小切手引換三持參人御支拂可被成候也

昭和△年七月拾日

振出地 東京市

夏川二助印

東京市麹町區丸の内一丁目一番地
株式會社 第一銀行

印

めにするものもある。

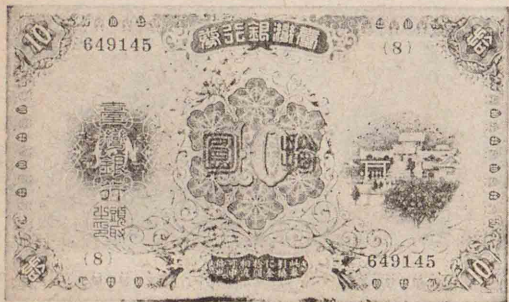
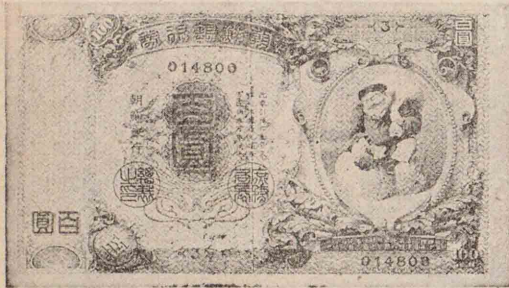
つぎに、授信的業務の一つは、手形の割引である。割引といふのは、たとへば、一個月さきに拂つてもらへるといふ手形をもつてゐる者が、それをすぐお金にしたいといふときに、それを銀行へ持つて行つて、その日から一個月目までの利子を引いてもらつて、その残りをもらふことである。これは、銀行からいへば、利子すなはち、割引料を先取りして、お金を貸すのである。従つて割引は、銀行として最もよいお金を貸す方法であり、また一般の經濟界としても、お金が滑らかに動いてゆく。――品物を製造する――賣る――買主から手形をもらふ――銀行で割引して、お金にする――そのお金で原料を仕入れる――また製造にかかるといふやうに、お金が動いてゆくといふ意味において、大切なこととされてゐる。なほ、割引のほかは、貸付がある。貸付をするときは、普通、擔保をとつてゐる。貸付は、普通に、期限がきまつてゐるが、當座貸越といつて、當座預金をしてゐる人がある。

一定の約束高までは、たとひ預金がなくても、小切手を振出して借りることの出来る方法もある。銀行はその約束をするときには、擔保をとる。

なほ、銀行の仕事としては、受信と授信の兩方にわたつてゐる爲替がある。たとへば、東京にゐる甲といふ商人が、大阪にゐる乙といふ商人から米を買つて、千圓のお金を送つてやらなければならぬと、きに、同じ東京にゐる丙といふ商人が、大阪にゐる丁といふ商人に、反物を賣つて、千圓のお金を受取ることになつてゐるとすれば、甲が、丙から丁に宛てた手形を買つて、乙に送つてやれば、乙は、その手形を丁のところへもつて行つて、拂つてもらふことにすればよいわけである。さうすれば、送金するにはおよばず、危険もなく、費用もかからない。けれども、さういふ手形を探し出すことは、容易でない。銀行は、各地に支店をもち、さうでなくても、取組店があつて、割引してやつた手形の、各地で取立てなければならぬものをもつてゐるから、さう

いふ手形の要求に應ずることが出来る。もつとも、甲が乙に拂つてもらひたいといふ乙宛の爲替手形を銀行から買つて、乙に送るといふ方法をとつてもよい。さうして、手形を受取つた乙は、その手形をその土地の銀行の支店へ持つて行つて拂つてもらへばよいわけである。

以上は大體、普通銀行の仕事のあらましであるが、そのほかに、政府の特別の保護監督のもとにおかれ、一般に、普通銀行でやらない仕事をしてゐる特殊銀行がある。たとへば、日本銀行は兌換券を發行する。臺灣における臺灣銀行、朝鮮における朝鮮銀



券換兌行銀灣臺(下)・券換兌行銀鮮朝(上)

行も兌換券を出してゐる。なほ、普通銀行では、原則としてやらない、不動産を抵當として、長期かつ、低利の金を借りたいといふ農民などに貸すことを目的とする日本勸業銀行とか、農工銀行とか、北海道拓殖銀行とかの不動産抵當銀行がある。これらの銀行は、債券を發行して資金を得てゐる。また、工業者が、債券や、社債券や、工場などを擔保として金を借りたのに應ずる日本興業銀行がある。やはり債券を發行して、さういふ目的に應ずる資金を得るのである。これを、動産銀行といふ*。もう一つの特種銀行たる横濱正金銀行は、外國爲替を仕事としてゐる**。

* 日本興業銀行は、一般の會社などの株とか、社債とかを募るときに、保證に立つてやつたり、あるひは、さきに、みづからその株や、社債に應じて、後に、一般の人たちからこれを募るといふ仕事もする。

** 外國爲替とは、たとへばアメリカ合衆國へお金を送るときに、銀行へ行つて、アメリカ合衆國宛の爲替手形を買ふことである。ドルといふア

外國爲替の仕事は、大きい普通銀行でもやつてゐる。

信 託

金錢信託の信託預金に對しては、信託會社は、貯蓄銀行と同じやうに政府へ供託金を出しておかねばならぬ。

アメリカ合衆國のお金を買ふことである。圓といふお金でドルといふお金を買ふ値段が、爲替相場である。爲替の組み方にも、いろいろあるが、普通に組むのは、電信爲替である。よく爲替相場が上つたとか下つたとかいふのは、電信爲替の相場を標準としてゐるのである。

三、銀行の仕事に似てゐるものに、信託事業がある。信託といふことは、われらの金錢または財産を、信託會社を信じて預けまかせることである。わが國の信託事業のおもなものには、つぎのものがある。

(一) 金錢信託。これは、お金を信託會社に預けて、それを貸して、まうけてもらふとか、それを、どういふやうに動かすかをこちらできめて、それによつて、やつてもらふとかするものである。

(二) 有價證券信託。これは、有價證券を預けて、その利子や配當を取つてもらひ、株主としてすべきことをやつてもらふとか、會社の責任で、他へ貸すなりして利殖をしてもらふとかするものである。

(三) 不動産信託。これは、不動産を預けて、地代や家賃の取立をし

たり、家の修繕などをしてもらふものであり、財産を永く子孫に傳へることが出来るのに都合のよいものである。

(四) 擔保付社債信託。これは、事業會社が、工場や機械などを擔保として社債を募らうとする場合に、その擔保を信託會社に預けて、社債を引受けてもらふのである。

(五) 保險信託。これは、信託會社をして、保險金の受取人となつてもらひ、その受取つた保險金を預かつたり、または、利殖してもらふものである。

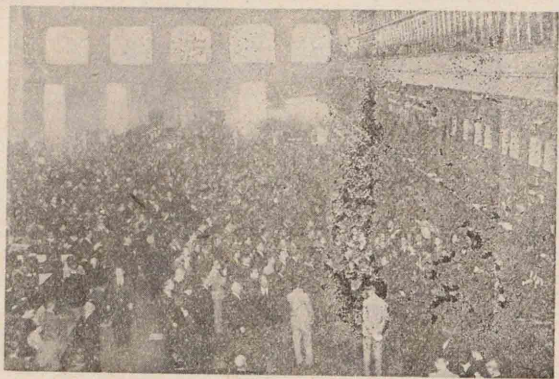
信託財産は、信託會社みづからの財産とはつきり區別しておかなくてはならぬことになつてゐる。だから、たとひ會社が差押へられるやうなことがあつても、信託財産は、安全である。

第三節 商業

一、物の交易の媒介を業とするものを、商業といふ。企業の一つで

商業の種別

ある。これによつて、生産者も、消費者も、交易のための時間と経費とを省くことが出來て、經濟界に貴い役目をつとめてゐる。商業には、



取引所

内國でやるものと、外國に對するものとのあり、外國に對するものは、とくに貿易といふ。内國商業にも、いろいろの形があつて、そのうちに、大取引の中心となる取引所がある。そこには、時を定めて、賣手と買手とが集つて、物の相場が定められる。いはば、大取引の需要と供給とが、鏡のやうに寫るところである。その取引には、實物市場の取引といつて、貨物の受渡を要し、差金で決済の出來ないものと、清算市場の取引といつて、差金で決算してよいものとある。また、取引所は、公債とか、株券などを發行したり、流通するうへにも、有用な役目をしてゐる。なほ、一般の

商業にも、生産者から直接買つて賣る卸賣商と、卸賣商から買つて賣る小賣商とある。また、都會地には、いろいろの品をまとめて小賣を大規模に經營してゐるデパートメントストアもある。商業は、生活必需品を圓滑に配給して國民生活の安定を確保し、國運發展上重大な役割を果すもので、この意味において商業にも報國運動が盛りあがつてゐる。

運送業

二、商業は、生産されたものを、消費者の手に入らしめるものであるが、それは、運搬されなければならぬ。その運搬を業とするものは、商業の一種で、運送業である。運送業は、交通機關によらなければならぬ。一體、交通機關があるからこそ、われらの國民經濟が動き、われらの文化が進むのである。交通機關は、國內はもとより、全世界に網のやうに張られてゐる。

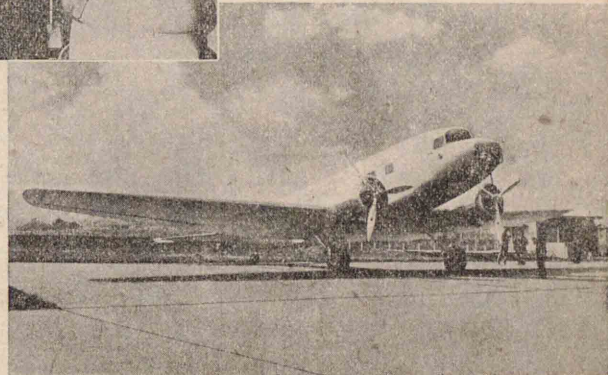
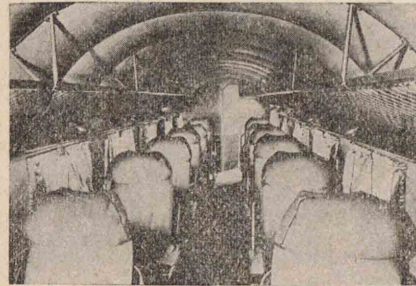
交通機關

交通機關は、運輸機關と通信機關とに大別される。

(イ) 運輸機關　これは、陸と、水と、空とに分れ、道路、鐵道、河川、運河、港

灣、航空路に、汽車、電車、諸車、船舶、飛行機、飛行船などが運行される。道路には、國道と、府縣道と、市道、町村道とあつて、われらの共同の使用に供せられる公道となつてゐる。鐵道は、全國にわたつて幹線、支線を交へ、統制ある鐵道網を形づくる必要上、わが國では、國の經營に屬してゐる。もつとも、主として局限された地方交通のためにする鐵道は、國の認可、監督のもとに、私營とすることも出来る。河川は、船や筏の航行の便にするもので、これには、河川法を施行されるものと、準用されるものと、そのいづれにも屬さないものがある。運河は、地面を切り開いて、船の航行の便にするものである。海上の交通は、全然私營である。もつとも、港灣の修築は、一般的の利用であるのと、巨額の經費を要する關係とで、國もしくは公共團體が施設する。とくに、外國貿易のためにする港灣は、いはば國の玄關として、その整備を期せねばならぬ。なほ、國は、燈臺のごとき、航路標識を設けたり、船舶の検査をしたり、船員の資格を定めたり、

機行飛客旅乘人四十
部内のそと
(社會式株送輸空航本日)



船長に重い責任を負はしめたりして、交通の安全をはかり、また、郵便物の運搬などに対しては、補助金をやつて、定期航海を行はしめてゐる。航空路は、國際間にもおよびつつある。

(ロ) 通信機關。これには、郵便・電信・電話などが屬する。電信・電話には、無線によるものも大いに利用されてゐる。これらの經營は、公共の利益をはかることを主として、わが國では、政府みづからが經營してゐる。また、郵便・無線電信の聯合條約によつて、締

交通 德

盟各國間に、たがひに利便をはかつてゐる。なほ、最近、ラヂオの發達も著しく、國家の監督のもとに經營され、文化の普及と、取引の發達とに資しつつある。最近は、さらに、電送寫眞も實用に供せられ、テレヴィジョンも實用に近づきつつある。

三、われらは、大都會の十字路に立つとき、人波や、電車や、自動車の流れが、ゴーストツプの信號によつて、整然と動いてゐるのを見る。そこに、交通道德が行はれてゐる。われらは、左側を通行し、歩道・車道の區別を守り、道路を、運動場のごとく用ひないやうにしなければならぬ。通信機關、とくに、電信・電話についても、その濫用のないやうにとめねばならぬ。また、道路・河川などの交通路にしても、汽車・電車・汽船などの交通具にしても、つねに清潔をたもち、われらの共通の利用を快くしなければならぬ。他人に迷惑をかけないやうにすることが、交通道德の原則で、しかも、これを實現するところに、おたがひの愉快が湧き、文化人としての誇りがあるのである。

四、商業は、交通機關によつて行はれるが、それを助けて滑かに行はしめるためには、倉庫が必要であり、他人のためにさういふことを行ふ倉庫業も發達して來た。そして、預かつた品物に對して出す預り證券は、その品物を代表するものとして、取引界に役立つてゐる。なほ、外國貿易とくに、仲繼貿易のためには、一定の期間内に輸出するならば、外國からはいつて來た品物に税のかからぬやうにしておく保稅倉庫や、さういふ品物を、加工製造までもなし得る保稅工場もある。なほ、倉庫に品物を置くにしても、これを運搬するにしても、水火盜難の害を被ることがないとはいへぬ。そのために、保險の制度も設けられてゐる。

第六章 財政

第一節 わが國の財政

一、われらは、國や、市町村の經濟を支へてゐる。われらが税を納め

財政の意味

るのも、そのためである。これによつて、國なり、市町村なりは、國防をはじめ、産業や、教育や、交通などの仕事をする事が出来るのである。もつとも、税などだけで足りない場合は、借金してやつてゆく。かうして、國なり、市町村なりの財政が成立つのである。すなはち、國家の治安をはかり、國民の文化・福利を進めるための費用を調達したり、管理したり、使用するための經濟が、財政である。

二、財政は、個人經濟、または、私經濟に對して、公經濟といふ。私經濟は、入るを量つて出づるを制しなければならぬが、公經濟は、まづ、その行ふべき仕事の額を定めて、しかるのちに、その收入を求めるといふ。出づるを量つて入るを制するの順序を採つてゐる。その收入も、租税のごとく強制して徴收するものが、主となつてゐる。かうな點が、個人の經濟と異つてゐる。しかし、財政は、どこまでも國民經濟の基礎のうへに立てられてゐるから、國民の負擔力以上に膨脹すべきものでない。

財政と國民經濟との關係

三、われらの暮しは、將來の目論見を立ててやる。いはんや一國の財政においてをや。その將來の目論見を豫算といひ、收支とも、一年を區切としてゐるから、歳入および歳出といつてゐる。その歳出に、より、年ごとに國のなすべき仕事が決まり、その仕事をなすについての元手となる歳入も、年ごとにきまつて、ここに國なり、公共團體なりの經濟生活が成し遂げられるのである。尤も戦争や事變の場合の如きは、その始めから終るときまでを區切りとして、特別の會計を立てることになつてゐる。

四、國の經費のうちには、産業の獎勵發達に資する生産的なものもあれば、國防や警察などのためにする消費的なものもある。もちろん、經費には緩急の別がある。なほ、經費がおたがひの負擔において支出せられる以上は、つねに節約を旨とし、冗費を省いて最大の効果を收めるやうにしなければならぬ。その經費の分配も、一局部なり、一方面なりに偏することなく、あらゆる階級に、あらゆる地方に、公平に支出されなくてはならぬ。これが、いはゆる經費の合理化である*。

* 國の經費は、膨脹する傾向がある。國防や交通や通信や教育や産業や社會政策などについて、施設すべきものが増加するばかりであるからである。また、經費は、國民經濟の實力と均衡をたもち、とくに、その負擔力に相應せしめるため、これを縮小する場合がないではない。

五、國の歳出には、いろいろの分類がある。まづ、國憲を行ふための憲法費がある。これには、皇室費と議會費とある。一般政務費として、陸海軍に關する國防費と、司法や警察に關する法務費と、教育に關する教育費と、産業の指導獎勵に關する産業費と、鐵道治水道路港灣に關する交通費と、労働や救貧に關する社會政策費などがある。また、税をとる費用や、公債についての費用など、ごとき財政を行ふための財政費もある。これらの經費は、豫算や決算には、各省別にかかげられてゐる。なほ、經費は、俸給や旅費などの人件費と、修繕新營の經費および備品兵器糧食の購入などの物件費とも分けられる。

歳入の分類

あるひは年ごとにくりかへされて支出する俸給や廳費のごとき經常費と、さうでない臨時費とも分けられる。そして、經常費は、原則として經常收入をもつてすべきことになつてゐる。

六、國や公共團體の歳入は、原則として貨幣による金納である。それには、年ごとにくりかへされる經常收入と、一年度もしくは數年度にわたつて收納される臨時收入とある。歳入には、國や公共團體が、その權力にもとづいて、強制的に徴收するものがある。租税とか、手数料とか、使用料とか、特別賦課金とか、違約金などが、これに屬し、これを、公經濟的収入といふ。これに反して、國家や公共團體が、個人と同じやうな立場で、一般經濟原則にもとづいて財産をもつたり、事業をやつて得る収入があり、これを私經濟的収入といふ。これには、土地や、鑛山を拂ひ下げたり、貸し下げたり、森林を利用したりなどすることによる官有財産收入と、印刷や、兵器の製造や、煙草、鹽、樟腦などの專賣や、鐵道、郵便、電信、電話などの交通事業による官業收入とある。

決算

七、國の財政は、豫算によつてやつてゆくが、その收支の嚴正を期するため、行政官廳に特立し、天皇に隸屬する會計検査院の監督をうけしめてゐる。會計検査院は、官金の收入、官有物および國債に關する計算を檢查確定し、會計を監督することを職とし、行政官廳が、會計法規を守つたか、出納に不正がなかつたかを調べる。決算は、豫算に對する實際の收支の結果である。決算書は大藏大臣が調製し、閣議を経て、會計検査院に廻付され、その検査を経て、政府から議會に提出して、その承認を求めるのである。議會は、これを審議した結果、不當もしくは不法の點を見出したときは、決議もしくは上奏によつて、政府の責任を問ふのである。

第二節 租税

租税の意味

一、租税は、國や地方自治團體の一般的經濟に當てるために賦課徴收するものである。租税は、國民一般から徴收し、個人たると法人た

るを問はない。外國人も、この國內に生活するかぎり、課税せられる。租税の賦課徴收には、不公平や苛斂誅求を避けるため、據るべき三つの原則がある。

(一) 財政上の原則 (イ) 租税は、豊富な収入を得るため、その生ずる税源が適當であり、負擔力に適應して課せられねばならぬ。(ロ) 確實な収入をもたらすため、時によつて不安定である税源は、避けねばならぬ。(ハ) 租税は、一般的經費に對應するものであり、經費は、次第に膨脹する傾向があるから、弾力性がなければならぬ。

(二) 經濟上の原則 (イ) 租税は、その税源を枯渴せしめないやうに、個人の經濟における活動の資源たる資産に課税せず、資産から生ずる所得に課税する方針でなければならぬ。(ロ) 國民の生活と經濟とを發展せしめるため、生活必需品や、原料や、幼稚産業に必要なものに對して、課税しないやうにしなければならぬ。

(三) 社會政策上の原則 (イ) 租税の賦課をして一般的ならしめ、身

租税の
種類と
組立

分や地位によつて、負擔を免れしむべきではない。ただ元首とか、外國使臣とか、公法人とか、下級者に對しては、例外がある。(ロ) 課税は、公平を得て、負擔力に應ぜしめるやう、財産や所得の大きいものには、累進的に課税し、さうでないものには、然るべき控除をすることである。(ハ) 財産から生ずる所得は、安定してゐるから重く、勤勞から生ずる所得は、不安定であるから、輕からしめねばならぬ。要するに、これらの原則は、國家の發展を第一義とする目的のために、正義と、公平とを旨として定め、國民をして、百年の大計のために、快く納税し、千里の道をやすやすと行くやうにあらしめたい。

二、租税には、いろいろの種類がある。國で収入する國税、地方自治團體で収入する地方税がある。國內關係でかける内國税、外國から來る品物にかける關税がある。所得や収入にかける税もあり、土地、家屋財産などにかける税もある。消費營業相續にかける税もある。かういふ各種の税を組立てて租税制度をつくるので、これを租税の

體系といふ。おたがひはこの體系により、生活の三方面から税を課せられてゐる。一は、おたがひの經濟における收入の方面から所得とか、財産の形成するときに課せられ、二は、おたがひの經濟における所有の方面から所得とか、財産がおたがひの所有になつてゐる間に課せられ、三は、おたがひの經濟における支出の方面から所得や財産の消費せられるにあつて課せられてゐる。そして、わが國における租税の中樞となるものは所得税である。所得税には、分類所得税と総合所得税とある。分類所得税は、所得を勤勞事業配當利子不動産・山林退職の六つに分け、それぞれ異なつた税率をもつて課税するのである。総合所得税は、各人のすべての所得を綜合し、所得額のうち、一定の金額(五千圓)を超える部分に對して、分類所得税を納めた上に、さらにもう一度、所得税を納めしめるものである。分類所得税は、比例税率で課し、総合所得税は累進税率をもつて課する。このほか、法人の所得に對しては、個人の所得とは別に、一定の税率を

もつて課する法人税がある。

しかし、所得税として捉へる所得は、限られた部分に過ぎないので、別に、消費する方面からも課税してゐる。すなはち、酒税清涼飲料税・砂糖消費税・織物消費税・揮發油税・物品税・遊興飲食税のやうな消費税がそれである。これらは、課税物件の生産者または販賣者によつて納税せられ、しかる後に、眞の消費者に負擔が轉嫁せられるのである。なほ、所得や消費にかける以外に、財産の流通に對しても、印紙税とか、相續税とかいふやうなものをかけてゐる。その他、國税には、地租・家屋税・營業税・鑛區税・取引所特別税・外貨債特別税・配當利子特別税・建築税・登録税・兌換銀行券發行税・噸税・取引税・有價證券移轉税・通行税・入場税・骨牌税・關稅・狩獵免許税がある。

三、おたがひは、國に對して納める税のほか、地方自治體に對しても、地方税を納めてゐる。これには、道府縣に納める府縣税と、市町村に納める市町村税とがある。しかして、地方税は、附加税と、獨立税と、

分與税などから成つてゐる。府縣税においては、國税に對する附加税として、地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税などがあり、獨立税として、段別税、船舶税、自動車税、電柱税、不動産取得税、漁業權税、狩獵者税、藝妓税がある。このほか、國よりの分與税として、地租、家屋税、營業税全部の還付税と、所得税、法人税、遊興飲食税及入場税などの一部を交付する配付税とがある。なほ、目的税として、都市計畫税や水利税などを課することが出来るのである。市町村税としては、國税たる地租、家屋税、營業税、鑛區税などの附加税と、府縣税たる段別税、船舶税などの附加税があり、獨立税として、市町村民税、舟税、自轉車税、荷車税、金庫税、扇風機税、屠畜税、犬税などがある。分與税としては、所得税、法人税、遊興飲食税及入場税などの一部を交付される。また、目的税として、都市計畫税、水利地益税、共同施設税などがある。

四、われらが税を納めればこそ、われらの團體的の仕事が出来る。税を納めることは、われらの公の義務である。これを怠つてはならぬ。

納税

ぬ。税のうちには、國民に申告を命じてゐるものがある。これは、税の公平と正確とを期するためであるから、正直でなければならぬ。また、税は、納むべき日をたがはぬやうに心しなければならぬ。

第三節 官業と公債

官業

一、官業は、財政上の収入をもたらすうへからも、社會政策などの見地からも、重要な役割をつとめることがある。もつとも、官業は、民業を壓迫することなく、その經營も、敏活を缺かないやうにしなければならぬ。官業のうちには、収入を得る目的のほか、公益を加味したり、また、公益のみをもつて目的としてゐるものもある。わが國における官業には、どんなものがあるか。

(イ) まづ、國の獨占事業として行はれる專賣がある。專賣は、煙草と、鹽と、樟腦と、無水酒精とについて行はれ、臺灣には、阿片および酒の專賣、朝鮮には、人參の專賣が行はれてゐる。

專賣には、消費税の變形として、専ら收入を得るために行はれる場合と、行政上の取締のために行はれる場合とがある。

鐵道の經理は、特別の會計をもつてし、その負擔において新線を建設したり、種々の改良を行つてゐる。

鑛業は、一般に未探掘の鑛山は國有とされ、特許によつて採掘せしめてゐる。また政府は、南滿洲鐵道株式會社のごとき事業會社の株式をもつてゐて、その配當收入を得てゐる。

(ロ) つぎに、郵便、電信、電話などの通信事業は、その統一をたもち、文化の普及をはからしめるため、これを官業とし、同時に、少からぬ收入を得てゐる。なほ、地方の小交通のためにするもの以外の鐵道は、官業となつてゐる。

(ハ) 山林は、民營とされてゐるもの以外に、國や公共團體の所有に屬するものを公企業としてゐる。それは、水源を涵養したり、洪水の害を除いたり、海岸地方の風や潮などによる害を防いだり、魚族のむらがるやうにするためでもある。また、永い計畫のもとに造林をして、模範林をつくつたりする。そして、その拂下げなどによつて、國に収益をもたらしることがある。

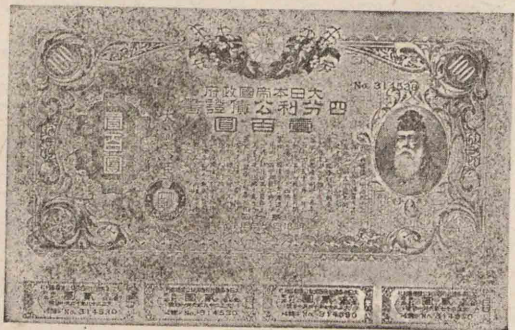
(ニ) 陸軍造兵廠や、海軍工廠などを設けて、國防ならびに軍機の秘密をたもち、造幣局や、印刷局によつて、貨幣の鑄造とか、兌換券や郵便切手や、收入印紙や、官報などの印刷を行はしめてゐる。そのほか、陸軍製絨所などもある。

公債

日清戦争の戦費二億餘萬圓のうち一億一千六百餘萬圓を、日露戦争の戦費約二十億圓のうち十五億五千五百餘萬圓を公債によつた。また最近ヨーロッパに起つた世界大戦も公債によつたものが多い。

國や公共團體は、時期によつて、歳出をまかなふだけの歳入のないときがある。かやうなときは、一年内に償還することとして、一定額をかきり、國は大藏省證券なり、一時借入金

二、國はその經費をまかなふために、税や、手数料や、官業や、官有財産などからの収入を得てゐるが、それでも不足するとき、とくに、戦争とか、不時の災害にあつたときなどは、公債によるよりほかない。公債



のうちには、道路とか、河川をつくるためや、有利な鐵道などを敷設するためのものがある。かやうに、産業の發達に資したり、元金も、利子も返し得るやうな公債を、生産公債といひ、さうでないものを、不生産公債といふ。不生産公債は、なるべく避けなければならぬ。また、生産公債も、それによる事業が、すでに國民の經營してゐる事業を妨げたり、奪ふやうな場合には、募るべきではない。そのほか、公債に

は、いろいろの種別はあるが、とくに注意すべきことは、内國債と外國債の別である。すなはち、外國市場で起債し、拂込も、元利拂も、外國で

をもつてし、公
共團體では、一
時借入金をもつ
てする。大蔵省
証券は性質上公
債であるが、制
度のうへでは、
公債としてゐな
い。

行ふものを、外國債といひ、それらを内國市場で行ふものを、内國債といつてゐる。内國債は、民間で仕事をする人たちの必要とする資金を吸収することのないやうにしなければならぬ。また、外國債は、そのために、外國の干渉をうけるやうなことをないやうにしなければならぬ。なほ、公債には、國債と、道府縣市町村水利組合などの募集する地方債とある。

公債は、その利子や元金を返さずにおくと、いつまでも將來の國民の負擔を増すことになる。まして、戦争その他の非常時に、税では間に合はず、公債によらうとしても、有利に募り得ないことになる。この意味において、公債を償還して、その義務を果すことは、大切なことである。償還の方法には、抽籤や買入などがある。

第七章 海外發展

第一節 わが國の貿易

わが國の貿易

貿易品には、食
料品もあれば、食
原料品もあれば、
原料品もあれば、
原料用製品もあ
れば、原料用製品
もある。これは、
主として、經濟
發達の程度によ
るもので、大體農
業國は、食料品を
輸出して全製品を
輸入し、反對に工
業國は、食料品や
原料用製品を輸
入して全製品を輸
出してゐる。

一、われらの國民經濟は、他の國民經濟に對峙し、そこに、國際間の貿易が成立つてゐる。結局、貿易は、正貨によつて決済せられるのであるから、輸出超過に越したことはない。もつとも、輸出入の差額の大小のみによつて、貿易の良否を判断するわけにはゆかぬ。輸出なり、輸入なりの高も増さねばならぬからである。わが國の貿易は、世界大戰の際に、都合のよい地位を得て、未曾有の輸出超過を見た數個年を除き、年ごとに輸入超過を示してゐる。もつとも、昭和十年頃から、輸出超過を見ることもある。

わが國における輸出の第一位は大體、生絲・綿織物で、つぎは人造絹絲・絹織物である。その他、罐頭詰食料品や、メリヤス製品や、陶磁器や、製茶や、精糖や、水産物なども、主なものである。相手國の主なものは、アメリカ合衆國と、滿洲國と、中華民國と、印度などである。輸入の第一位は、國防關係のものを別として棉花である。羊毛・鐵機類・小麥・肥料・木材などが、これについてである。その相手國は、アメリカ合衆國

貿易外
の受拂
勘定

を第一とし、印度、滿洲國、中華民國、イギリス、濠洲、ドイツがこれにつぐ。輸出貿易の進展を期するためには、どこまでも粗製濫造を避けねばならぬ。また、輸入については、贅澤品の多くならぬやうにするはもちろん、わが國で努力すれば生産し得るものを防ぐやうにとめねばならぬ。外國品であれば何でもよいといふ風習は改めて、國産品の愛用に精進せねばならぬ。もつとも、國産品たることを口實にして、國民に高い悪い品を賣りつけたり、あまりに國産品の使用を強調して、外國に對する輸出貿易を害せぬやうに心がけねばならぬ。

二、われらは、品物の輸出、輸入以外に、國際間にお金の支拂のあることを知らねばならぬ。われらの同胞が、外國に移民として稼ぎためたお金を送つてくる。出商業といつて、外國で、外國間の取引などによつてまうけたお金も流れ込む。外國へお金を貸したり、外國の會社の株をもつてゐると、利子なり、配當なりがはいつてくる。仲繼もしくは加工貿易によつて、運賃や、保険料や、賣買の口錢や、手数料などが落ちる。反對の場合には、外國へお金が出てゆく。かういふことを貿易外の受拂勘定といふ。

保護貿易

三、つぎに特記すべきことは、自由貿易制度と保護貿易制度の問題である。自由貿易は、輸入のときも、國は税をかけないことである。一體、その國で、ある品物をつくるのは、その品物が安く出來て、まうけがあるからである。國と國との間の分業を認め、かやうな品物を自由に輸出し、國內で出來ない品物を自由に輸入すれば、國にとつて利益があるといふのが、自由貿易論である。けれども、たとひ、いまは幼稚な産業でも、それを保護してゆくうちには、次第に發達して、外國品と競争の出來るやうになる見込のあるものがあるかも知れぬ。それを育てあげるといふ意味で、保護するため、外國で出來た安い品物が高くつくやうに、わが國へ到着したときに、關税をかけるといふのが、保護貿易論である。保護貿易の結果、買ひ手は、一時は高い値で買はなければならぬが、保護された結果として、やがて安く出來るやう

になれば、そのときから、消費者は得になるわけである。また、さうなれば、外國品に税をかけないで自由貿易にせよといふのである。しかし、實際に如何なる産業を選んで保護すべきかといふことは、むづかしい問題である。とにかく、われらは、消費者の立場にあつても、國民經濟全體の利害を忘れぬやうにしなければならぬ。

第二節 拓殖と移殖民

拓殖と移殖民

われらの國民生活は、次第に横へひろがつてゆく。われらの同胞は、日増しに殖えてゆく。いふまでもなく、人間そのものが、活動の主体であり、人間によつて、この世のなかが出來、この世のなかが進んでゆくのである。

われらは、殖えてゆく人口に應じて、われらの生活を進めるために、何をなさねばならぬか。もちろん、産業における技術の進歩改良が必要である。しかし、それにもまして重要なのは、人口の稠密な地方

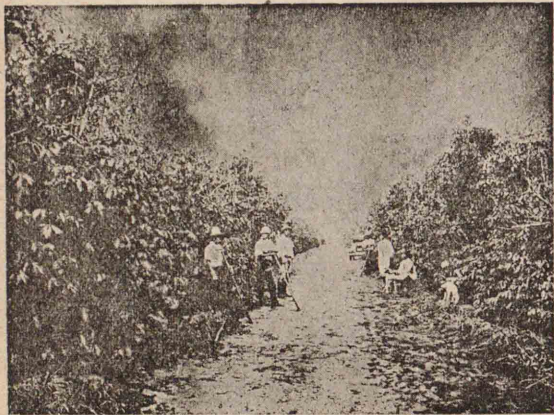


わがわ滿洲移殖民の耕作

から、稀薄な地方へ移つて暮すことである。移殖民である。未開の資源に向つて手を伸ばすことである。拓殖である。わが國は、現在、總面積に對する耕地面積の割合は、一割六分見當しかない。

まだまだ開拓の餘地がある。ことに、北海道、樺太、朝鮮、臺灣には、われらを待つてゐる資源が多いではない

か。さらに、ひろく海外への發展にも眼ざめねばならぬ。とりわけ滿洲國とは、有無相通ずるの本旨と、共存共榮の精神にもとづいて、經濟上の提携をはからねばならぬ。なほ南洋に、南アメリカに、經



わがわブラジル移殖民のヒーコ

濟上伸びてゆく餘地を見出さねばならぬ。われらが國を愛するのは、せまい國土を離れないといふことではない。わが國の發展のためこそ、進んで海外發展を志さねばならないのである。ヨーロッパの國民は、早くから海外に移住發展し、盛に未開の富源に手を伸ばし、そこに安住してゐる。われらは、とくに、東亞共榮圈の建設につき、遠大の計を立てて、富源の開拓につとめ、世界文化の發達に寄與しなければならぬ。

第八章 國民文化

第一節 わが國民文化

一、國家民族をはなれて、眞の文化はあり得ない。わが國の文化は、肇國以來、天皇を中心として、民族文化をかためたものであるが、しかも、われらの文化は、限られたわが國土のうちにおいてのみ築き上げたのではない。佛教傳來の波に乗つて入り來つた印度と中華民

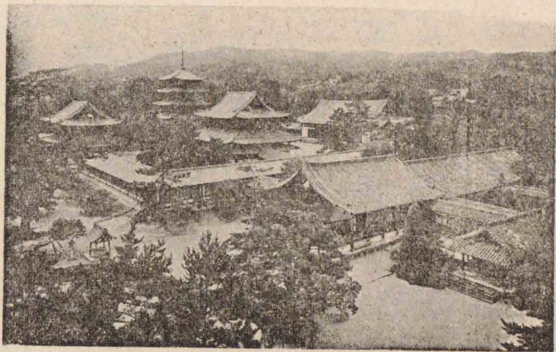
わが國
民文化

學藝

の文化とは、わが國の文化へ強くひびいてゐる。徳川二百餘年の鎖國を世界に開いてから、今日にいたるまで、西洋文明を勇敢に採り入れ、世界の文化水準にまで達せしめたことも、めざましい。これは、明治天皇が、維新に當つて、雄々しくも國民を導かれたまうたからである。また、ひろい眼をもつて、世界を見渡したわれらの先輩があつたからである。とまれ、かやうにして、わが國の文化は、大和民族としての強い自覺によつて、東西兩文明を統一したのである。

二、應神天皇の御代に傳つた漢籍は、わが國にはじめて漢籍の學習や、漢字の使用をはじめしめた。ことに、儒教は、わが國民精神と一致する點が多かつたので、盛に行はれるやうになつた。その後、わが國からも、僧侶や、留學生が、續々支那に渡つて、學藝を學んだので、文運大いにひらけ、天皇記、國記に續いて、古事記、日本書紀、風土記といふやうなもの、漢字をもつて編纂され、さらに、その音訓をかりた萬葉集のやうな歌集も、出來るやうになつた。宇多天皇の御代には、支那が亂

れたので、交通は絶えたが、そのため、外來文化の模倣時代が去つて、やがて國文學の隆昌を見るやうになつた。假名文字が出来て、土佐日



法隆寺

記・源氏物語・枕草子などの物語・日記の類や、古今和歌集その他の勅撰集も編纂された。これよりさき、佛教の傳來は、造寺・造佛の發達をうながし、建築彫刻なども進歩し、美術・工藝の方面も、めざましい進歩を見るやうになつた。降つて鎌倉時代・室町時代・徳川時代と相次いで、各方面に獨得の發達を遂げたが、明治維新とともに、新しい西洋の文物がはいるにおよび、わが國は、上下をあげて、その神髓を究めることにつとめ、いまや、學問においても、藝術においても、漸く世界の水準に達し、各國に比肩して劣るところがないのみならず、人類の文化に貢獻するやうな發明や發見も見られるやうになつたのである。

第二節 宗教

宗教

一、心靜かに悠久な時の流れを思ひ、遼遠な大空のひろがり考へるとき、限りある命をもつわれらは、心の奥に、永遠なるもの、絶對なるものは、みな絶對なるものの人によつてとらへられた姿ではないか。われらは、この神を得、佛を念ずることによつて、はじめて、はかない定命を、永遠なるものへつなぐことが出来る。安心立命が出来るのである。そして、この絶對無上なるものの存在と、われらとの關係が考へられ、そこに教理が生まれ、いろいろの宗教が樹てられてゐる。

二、わが國に行はれてゐる宗教は、大體、つぎの三つである。

(イ) 教派神道。徳川時代の末期から、惟神の道をもととして、これに佛教や儒教などの教理が加味された宗教——教派神道が起り

わが國の宗教

教派 神道十三派
神道教・神道修
成派・黒住教・
大社教・扶桑教・
實行教・大成教・
神智教・御魂教・
神理教・禊教・
金光教・天理教。

佛教十三宗
天台宗・眞言宗・
律宗・淨土宗・
臨濟宗・曹洞宗・
黃檗宗・眞宗・
時宗・融通念佛
宗・法相宗・華
嚴宗・日蓮宗。

キリスト教三派
ギリシア正教・
ローマカトリッ
ク教・新教。

はじめ、現在では十三派を數へてゐる。その祭神は、造化神や、自然神や、祖先神など、まちまちであるが、いづれも祖先崇拜教たる特徴をもつてゐる。

(ロ) 佛教。およそ三千年前、印度の釋迦によつて創始された宗教である。その教理の中心は、いはゆる因果觀で、萬有衆生は、過去と、現在と、未來の三世にわたつて、多くの因果でしばられ、それが輪廻轉生して、現世の苦樂となつてあらはれるのであるから、この理をわきまへ、煩惱を去ることによつて、常樂の涅槃に入ることが出来る。と説くのである。わが國へは、紀元一千二百十二年、欽明天皇の御代に傳來し、聖德太子の歸依によつて弘り、それ以來、ふかく、ひろくわが國民の信仰するところとなり、現在十三宗に分れてゐる。

(ハ) キリスト教。キリストを始祖として、約二千年前、パレスチナに起つた。現在、四億八千萬の信徒をもつ世界的宗教である。全智全能の造物主としての神を父として仰ぎ、その前に罪ある人類

信教の自由

人と教育

は、神の遣したキリストを信じ、神の意思に従順な生活をするることによつて救はれるといふのが、その教理の大體である。わが國へは、足利時代の末期に傳來し、いくたの迫害をうけて今日にいたつてゐる。

三、われらは、われらの安心立命を、われらの信ずる宗教につなぐ。それは、他人が干渉すべきものでない。われらは、憲法に明示されてゐるやうに、公共の安寧を亂さないかぎり、いかなる宗教も信ずることが出来るのである。

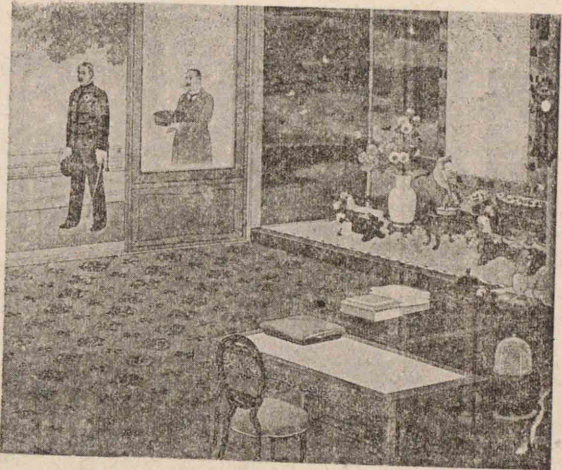
第三節 教育

一、われらの生活は、知力に俟つことが少くない。教育のない者は、心の鏡も磨けない。教育は、われらの知をひろげ、徳を磨いてくれる。明治維新に當り、五箇條の御誓にもとづいて、舊弊を打破して、家に不學の徒なからしめるための學制(明治五年)を布かれたまひしをはじ

めとし、明治二十三年十月三十日、不朽の大文章ともいふべき教育に
關する勅語をもつて、國民の嚮ふべきところを示したまへる明治天

皇の大御心は、まことに仰ぎ見て、尊い
極みである。

家庭教



賜下御語勅るす關に育教

するうへに、非常な重要性をもつてある。

學校教

三、われらは、満六歳に達すると、國民學校へ入學し、八年間國民とし

二、教育は、家庭にはじまる。父と母
とのあたたいふところに育てられ、兄
弟姉妹と楽しい朝夕をすごす幼い日
の幾春秋は、その間に、人間としてのわ
れらの情操が培はれ、意志が鍛鍊され、
知的の教養をうけて、品性が陶冶され
るのである。まことに、家庭でうける
教育は、人間としてのわれらが芽生え

て最少限度の基本的な教育をうける。知育と、徳育と、體育と、相俟つ
て、健全な國民たるべきの基礎を築くのである。國家は、これを義務
教育とし、特別の理由がなくては、免除または猶豫しないことに定め

25	文理科大學	研究科	大	高等學校(七年制)	中	高等女學校	師範學校	實業學校	青年學校	國民學校(高等科)	國民學校(高等科)	特殊教育所
24												
23												
22												
21												
20												
19												
18												
17												
16												
15												
14												
13												
12												
11												
10												
9												
8												
7												
6												
5												
4												

わが國學校系統

卒へて、上級の學校へ
進み得ない者には、青
年學校教育の普及を
はかつてある。青年
學校は、國民學校の課
程を卒へて職業へつ
かうとする者に、實務
上の知識や、技能を授

け、その心身を鍛鍊し、徳性を涵養せしめ、併せて軍事教練を施さうと
するものである。

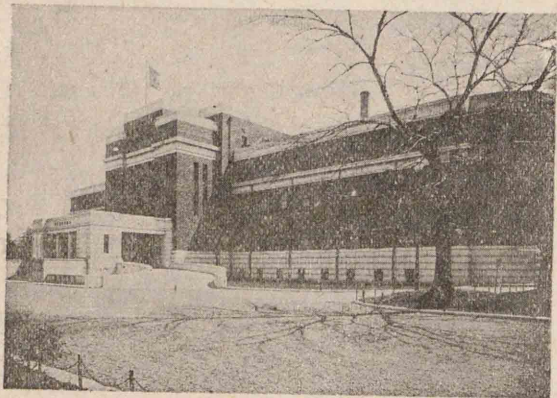
學問は、究めれば究めるほど深く、かつひろい。果てしない野原に草を摘むやうなものである。それには、階級もある。初等教育から中等教育、高等教育へと進む。また、學ぶべきことも、普通教育と、職業教育と、専門教育と、特殊教育とに分れる。その經營にも、國家が直接なすものと、公共團體に屬するものと、私人によるものとある*。

* わが國の中等普通教育機關には、中學校と、高等女學校とあり、同じく職業教育機關には、商業學校、工業學校、農業學校などがある。高等普通教育機關には、高等學校、大學豫科などがあり、専門教育機關には、高等商業學校、高等工業學校、高等農林學校、美術學校などがある。大學は、最高學府として、學問の蘊奥を究めるところで、その單一な分科を研究する單科大學と、各單科大學を綜合した綜合大學とある。なほ、特殊教育機關としては、盲學校、聾啞學校などがある。

社會教育

四、われらは、學校のほか、社會そのものによつても教育される。新聞や、雑誌は、社會の動いてゆく縮圖である。古今東西の書籍によ

つて、知識を新しくし、趣味を豊かにする。ラヂオも聴き、名士の講演も聴く。博物館や、博覽會を見て、ひとまとめに文化と、産業の粹を知



（野上京東）館物博學科

る。かうして、われらは、いろいろな文化の機關によつて、知らず識らずの間に教育されてゆくのである。それが、いはゆる社會教育である。われらの住むところには、愚かな者のないやうに、われらの團體の、どの一人を抜き出して見ても、他の團體の、いづれの人にも劣らぬやうにしたい。不幸にして教育の機會を得なかつた人たちにも、その喜びに浴せしめたい。それが、いはゆる成人教育である。なほ、純粹の教育機關ではないが、各市町村に設けられてある青年團は、公民教育および體育の普及をはかり、また、社會公共へ協同の奉

國民文化の創造

仕をする男女青年の自治組織として重要な役割をつとめてゐる。
 五、わが國は、徳川時代に、鎖國令が布かれて、外國との交通は、永い間絶えてゐたので、國民は、ほとんど西洋の近代科學に觸れることが出来なかつた。だから、明治維新後において、一度これらの物質文明を知るにおよんで、その影響をうけたことは、極めて多大で、しかも直ちにこれを吸収し、同化して、わづか六、七十年の間に、西洋各國に比して優劣のないまでに發展するにいたつた。しかしながら、われらは、今日まで外國からは、いろいろの文化を傳へられながら、まだ、わが國からは、外國へ傳へたものは、きはめて少い。われらは、すでに、むかしからの東洋文化はいふまでもなく、西洋の文化をも、ほとんど残すところなく採り入れたのである。このうへは、われらは、東西文化の長短を取捨し、これを融合して、光輝ある新しい日本文化を創建し、もつて世界をして、あまねくわが文化のめぐみに浴させるやうにつとめる覺悟がなければならぬ。

第九章 國防と國交

第一節 國防と國民

軍備

一、われらは、つねに平和運動に精進するとともに、他國との紛争が、不幸にして戦争によつて解決するほかないといふ非常時のために備へなければならぬ。軍備には、まづ、兵力の整備が必要である。陸軍も、海軍も、空軍も、戦時に充分に活動し得るやうに養成されてゐなくてはならぬ。いざ事あるときには、速かに軍需品の供給をはかるとともに、外國との交通が絶たれても、國民生活の安全が維持されるやうにしておかねばならぬ。すなはち、人と物と、國家のあらゆる資源をふくめての國家總動員の準備を要する。

二、わが國の軍備は、天皇陛下を大元帥と仰ぎ奉り、その下に陸海軍の軍人があつて、直接その任に當つてゐる。すなはち、陸軍に參謀本部、海軍に軍令部があつて、參謀總長および軍令部總長が、大元帥陛下

わが國の軍備

の下に國防用兵のことを掌つてゐる。なほ、陸海軍の編制や、常備兵額を定めることは、大權に屬し、議會の權限でない。

(一)陸軍。これは、内地を東部・中部・西部・北部の四軍管區とし、更にこれを十四師管區に分け、各區に一個師團を配備し、東京には、禁裡守護のため、別に近衛師團を置いてゐる。各師團は、平時には、歩兵二個旅團と、騎兵・砲兵・工兵・輜重兵各一個聯隊とから成つてゐる。師團によつては、別に騎兵旅團・野戰重砲兵旅團・電信聯隊・鐵道聯隊・飛行聯隊・戰車聯隊などが配置されてゐる。朝鮮には、二個師團・臺灣・關東州には、それぞれ陸軍諸部隊を配備してある。師團には、師司令部・朝鮮軍・臺灣軍・關東軍には、軍司令部が置かれてゐる。

(二)海軍。これは、帝國の海岸および海面を四海軍區に分ち、各海軍區に軍港を設けて、艦隊の根據地としてゐる。軍港には、鎮守府が置かれ、司令長官が統轄してゐる。軍港の下に要港があり、要港部が統轄してゐる。現在、軍港は、横須賀第一海軍區と、吳第二海軍

兵役

區と、佐世保第三海軍區と、舞鶴第四海軍區とにある。なほ、海軍の陸上部隊として、海兵團・防備隊・海軍航空隊などがある。各種の艦船は、それぞれ常備艦隊たる第一・第二兩艦隊その他の艦隊に配屬してゐる。

三、わが國は、國民皆兵の制度のもとに、帝國臣民たる男子は、憲法および兵役法の規定するところによつて、滿十七歳から滿四十歳までの間、兵役に服するの義務がある。

(一)常備兵役。これは現役(陸軍二個年・海軍三個年)と、豫備役(陸軍十五年四個月・海軍十二年)とに分れ、豫備役は現役を終つた者がこれに服する。

(二)補充兵役。これには、第一補充兵役(陸軍十七年四個月・海軍一個年)と、第二補充兵役(陸軍十七年四個月・海軍十六年四個月)とである。

(三)國民兵役。これには、第一國民兵役と、第二國民兵役(滿十七歳

から満四十歳まで」とある。

なほ、師範學校卒業者に對しては、短期現役兵制度があり、中等學校以上の卒業者に對して、在學中、教練の檢定に合格した者に對しては、幹部候補生制度がある。また、青年學校の教練をへた者の在營期間は、とくに、短縮されてゐる。

四、一朝有事の秋に當つては、國民みな起つて護國の任につく。國をおもふ途にふたつはないと、明治天皇がお詠みになられたのも、この大御心と拜察する。従つて、全國民は、ひとつ心になつて、迅速に、強力に、國家のため動員をなし得るやうに心がけてゐなければならぬ。

第二節 國交と國民

一、隅田川の水のテームス河に通ずるごとく、われらの生活は、物質上にも、精神上にも、全世界とのつながりをもつ。われらは、門戸を閉ざしてゐては、われらの生活を進めることが出来なく、ここに、外國と

國交

國防と國民

國際法

の平和な交際が望まれる。世界の歴史は、絶えない國際間の争闘を記すとともに、國際協同への努力と發展とをも録してゐる。

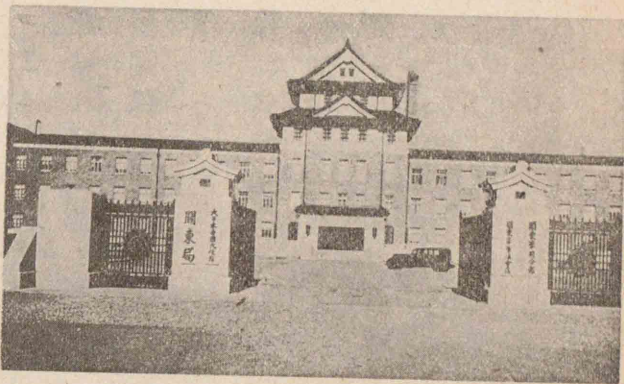
二、もちろん、國家のうへに、國家はない。國家を強制し得る權力もなければ、法律もない。しかし、文明諸國は、平時および戦時の權利義務關係を規定する國際法をもつてゐる。そのおもなものは、條約と慣例とである。國際間に結ばれた約束を條約といふ。條約の締結には、當事國が、それぞれ全權委員を任命し、おたがひに協議を遂げて、條約書を作成し、これに署名調印し、さらに、當事國の元首の批准を経て、それが交換されて、はじめて條約として成立する。わが國においては、條約の締結は、天皇の大權に屬し、御批准に當つては、樞密院に諮詢されることになつてゐる。なほ、國際慣例にも、文明國に久しく行はれ來たつた、いろいろのものがあつた。

三、本國を代表して、外國に派遣せられ、あるひは權利を主張し、あるひは親善に努力して、國交上のいろいろの任務を果すのは、外交官で

外交官と領事官

ある。外交使節には、特命全權大使、特命全權公使、辦理公使、代理公使

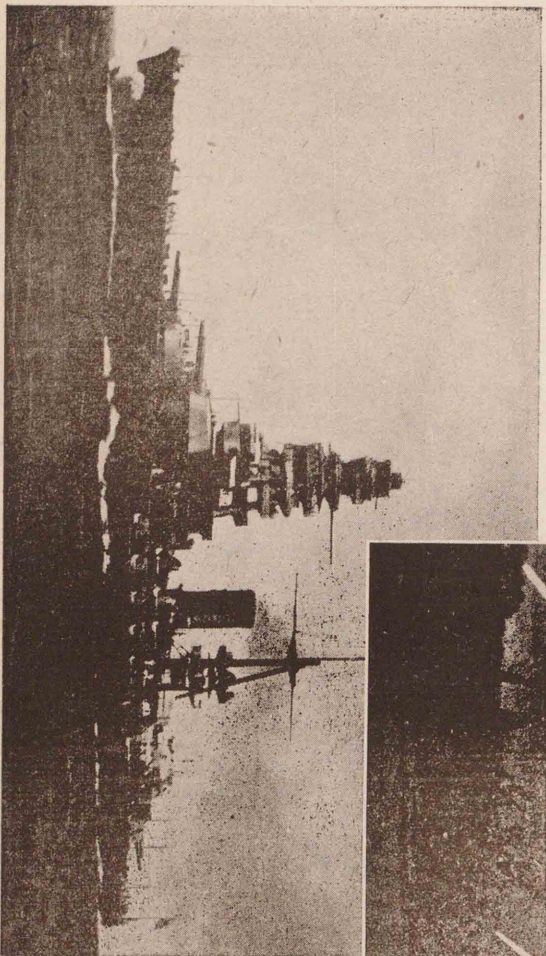
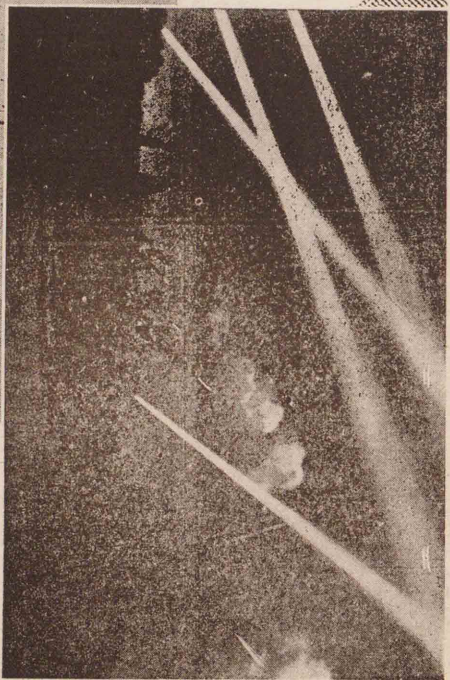
(京新) 館使大國帝本日大滿駐



および臨時代理公使の區別がある。大使および公使は、國の元首より派遣され、代理公使は、外務大臣より派遣される。大使および公使は、國の元首の發する國書たる信任狀を、任國の元首に捧呈し、その承認を得て任務につくのである。代理公使の信任狀は、外務大臣より任國の外務大臣に宛てるのである。外交使節とその隨員ならびに家族は、治外法權を有する。

外交使節のほか、本國人の經濟上の利益を擁護するため、外國に派遣されるのは、領事官である。領事官には、總領事、領事、副領事がある。領事官は、外交官のやうに、國を代表して交渉する權利はない。なほ、外國貿易を

況實の防攻間夜るけ於に練訓空防



(日四十月七年六十和) 報車車名六和 (新報) 經軍國帝

促進するため、外國の樞要な商工業地へ派遣されてゐる商務官や貿易事務官もある。

四、政治が國民の參與によつて動くやうに、外交も國民の支持によつて動く。國民全體の利益を目標とし、輿論の線に添つてゆく強い、明るい力が、國の外交を指導するのである。なほ、われらは、つねに國際人として、われらの一舉手一投足に注意しなければならぬ。

五、われらの經濟生活や、われらの文化は、世界的に融合されてゐる。われらは、一國內における共存共榮をはかるとともに、世界の共存共榮のために、國際協同の必要がある。そのために、文明諸國は、萬國郵便條約、國際電氣通信條約、航空條約および萬國農事協會、萬國工業所有權保護同盟などの諸條約に加盟して、政治上、交通上、文化上の發達につとめ、とくに、戰爭については、赤十字條約、平和會議、軍備縮小會議、國際聯盟などが結ばれてゐる。

國際聯盟は、世界平和の維持確立と、國際協同の促進とを目的とす

る團體である。それは、世界大戦争の結末を告げたパリ平和會議において、アメリカ大統領ウィルソンの代表的な提唱によつて創設され、一千九百二十年一月十日から實施し、本部をジュネーヴに置いてゐる。

國際聯盟への加入國は、國交斷絶にいたるおそれある國際紛争の解決を、聯盟に設けられた機關の審議に附し、戦争の手段に訴へない義務を有する。さらに、軍備制限に關する規定を設け、また、一切の條約の登録公表を規定してゐる。なほ、勞働状態の改善、土人の公正な待遇、婦人や兒童の賣買の監視などをなし、さらに、世界經濟の繁榮や、文化の促進のためにも努力したりしてゐる。國際聯盟の機關としては、その主要機關たる聯盟總會、聯盟理事會のほか、傍系の自治的機關たる常設國際司法裁判所と國際勞働會議とがある。

わが國は、はじめより國際聯盟に参加し、つねに理事國として重きをなし、平和事業に貢獻して來たが、滿洲事變に對し、わが國の執つた

正當な態度を諒解しないため、いくたびか折衝を重ねた後、つひに昭和八年三月二十七日、脱退を通知し、二個年の期限満了とともに、斷然袂を分つこととなつたのである。もとより、わが國は、從來どほり國際協同の精神にもとづく世界の共存共榮に向つて努力を惜しむものでなく、列國も、やがて東亞全局の平和のためにつくして來たわが國に、感謝する日のあるべきことを信じて疑はない。そして、われらは、長くも國際聯盟脱退に際し、たまはりし詔書の聖旨を奉戴して、誤ることなく、悖ることなきやうにしなければならぬ。

わが國は、國際聯盟を脱退したが、昭和十五年、日獨伊三國同盟を締結して、世界新秩序建設に邁進してゐる。

第十章 わが國の使命

一、ヒマラヤ山下や黄河の岸に芽生えした東洋文明と、メソポタミヤの野や、ナイルの河畔に咲き出でた西洋文明とは、あるひは東して

精神に深まり、あるひは西して物質に發展した。そして、歴史を閲すること三千年、想は磨かれ、學は興り、藝はあらはれ、業は榮えた。さらに、海を拓き、陸を貫いて發達した交通は、航空事業の發達や、ラヂオの出現と相俟つて、東西各國の文明を近接せしめ、まのあたりに見る二十世紀の世界文化を織りなしたのである。

しかるに、世界大戦は、有史以來の大慘事で、これがために人類文化の蒙つた損失は、實に量り知れぬものがある。この恐るべき戰禍は、やがて平和の思潮をもたらし、國際聯盟が結成されたが、それは、暫くの間にすぎなく、今日は、ほとんど無力化してしまつた。そして、再び軍備充實の氣運が各國にみなぎり、軍事科學の著しい進歩につれて、軍需工業の躍進を示した。また、大戦後に起つた民族自決の精神は、つひに國境の變化と、多くの新興獨立國の出現とを見た。そして、列國は、それぞれ國民經濟の更生に主力をそそぎ、利害相通ずるものは、たがひに結成して、ブロックをつくりつつある。

絶東の一小列島として、世界的に存在を認められてゐなかつたわが國は、日清戰爭によつて強國となり、日露戰爭により八大強國の列に入つた。さらに世界大戦に参加して三大強國となり、滿洲事變に生命線を死守して戦ひ、隣邦滿洲國の建設と發達とに力をつくした。そして、極東平和の維持を念とし、東亞の盟主として、國運日に月に進み、いまや、世界三大強國の一となつたのである。いふまでもなく、われらの願ふところは、平和の公道に則つた世界的の進出である。『四海同胞ノ誼ヲ敦ク』することである。いまや支那事變に際會し、一方に貴き犠牲を拂つて抗日政權を打倒しつゝ、他方に善隣友好共同防共、經濟提携のもとに新生中華民國の育成にとめてゐる。さらに南方諸地域を含めた大東亞共榮圈を築きあげ、もつて世界新秩序の建設に寄與せんとしてゐる。われらは、茨の道を踏み分けて目的の達成に邁進しなければならぬ。

二、思へ。花のごとく榮えたローマは、なにゆゑに亡びたか。それ

は、國民が崇高な理想と、剛健な氣象とを失つたからである。カルタゴムガール帝國・ポーランドの末路もまたさうである。われらは、まづ日本精神にもとづいて、日本独自の文化を創造し、これを世界に發揚し、光輝ある大日本帝國をして、萬邦に誇る道の國とし、理の進歩を加味して、ひろく世界によびかけ、あまねく人類の幸福に貢獻しなければならぬ。

太田實業公民教科書 新制版終

附 録

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ又文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項

附 録

ニ依ル

- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十八條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
- 第二章 臣民權利義務
- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ

一

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各種法律案ヲ提出スルコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナシテ逮捕セラレ、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラレ、コトナシ

提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

第六十三條 國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十四條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十五條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十六條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

- 第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
- 第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
- 第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得
- 第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ
- 第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
- 第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
- 第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
- 會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七章 補 則
- 第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
- 此ノ場合ニ於テ兩院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サ

皇室典範 (明治二十二年二月十一日)

- レハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
- 第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
- 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遑由ノ効力ヲ有ス
- 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル
- 第一章 皇位繼承
- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子不在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第五章 攝 政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
- 天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
- 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
- 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
 - 第一 親王及王
 - 第二 皇后
 - 第三 皇太后
 - 第四 太皇太后
 - 第五 內親王及女王
- 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
- 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
- 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
- 第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第二章 踐祚即位
- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ制定ニ從フ
- 第三章 成年立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
- 第四章 敬 稱
- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王王妃親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王王妃女王王女王女ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承ルルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲コトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ヲ稱ラ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシム勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚ス

ルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シ議長ヲ任シム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補 (昭治四十年二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範增補 (大正七年十一月二十八日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

市 制 (抄)

- 第一條 市ハ從來ノ區域ニ依ル
- 第二條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス
市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ
- 第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來市住民タル者ハ其ノ市公民トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 禁治産者及準禁治産者
 - 二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
 - 三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
 - 四 一定ノ住居ヲ有セサル者
 - 五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者 (下略)

第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セララル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ (下略)

第十二條 市ハ市住民ノ權利義務又ハ市ノ事務ニ關シ市條例ヲ設クルコトヲ得

市ハ市ノ營造物ニ關シ市條例ヲ以テ規定スルモノノ外市規則ヲ設クルコトヲ得 (下略)

第十三條 市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス議員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口五萬未満ノ市 三十人
 - 二 人口五萬以上十五萬未満ノ市 三十六人
 - 三 人口十五萬以上二十萬未満ノ市 四十人
 - 四 人口二十萬以上三十萬未満ノ市 四十四人
 - 五 人口三十萬以上ノ市 四十八人
- 人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス
- 第十四條 市公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者 (中略) ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十八條 選舉權ヲ有スル市公民ハ被選舉權ヲ有ス (下略)
- 第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
- 一 市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
 - 二 市費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事 (下略)
 - 三 歳入出豫算ヲ定ムル事

- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事
- 六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金數等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事
- 九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 十 市吏員ノ身元保證ニ關スル事
- 十一 市ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事
- 第四十三條 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得
- 第六十四條 市ニ市參事會ヲ置キ議長及名譽職參事會員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六十五條 名譽職參事會員ノ定數ハ十人トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ市條例ヲ以テ十五人迄之ヲ増加スルコトヲ得
- 名譽職參事會員ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ (下略)
- 第六十六條 市參事會ハ市長ヲ以テ議長トス市長故障アルトキハ市長代理人之ヲ代理ス
- 第六十七條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ
 - 一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

町村制 (抄)

- 二 市會閉會中市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ難易ナルモノヲ市會ニ代ハリテ議決スル事
 - 三 市會成立セザルトキ、第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市會ニ代ハリテ議決スルコト
 - 四 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件 (下略)
 - 第六十八條 市參事會ハ市長之ヲ召集ス名譽職參事會員定數ノ半數以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ市參事會召集ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ召集スヘシ
 - 第七十三條 市長ハ有給吏員トス但シ市條例ヲ以テ名譽職ト爲スコトヲ得
 - 市長ノ任期ハ四年トス (下略)
- 第一條 町村ハ從來ノ區域ニ依ル
- 第二條 町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第六條 町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス
町村住民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第七條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來町村住民タル者ハ其ノ町村公民トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 禁治産者及準禁治産者
- 二 破産者ニシテ復権ヲ得サル者
- 三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
- 四 一定ノ住居ヲ有セサル者
- 五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者(下略)

第八條 町村公民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ選舉セララル權利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ
左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ町村ハ一年以上四年以下其ノ町村公民權ヲ停止スルコトヲ得

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
- 二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者
- 三 年齢六十一年以上ノ者
- 四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
- 五 四年以上名譽職町村吏員、町村會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者
- 六 其ノ他町村會ノ決議ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(下略)

第十條 町村ハ町村住民ノ權利義務又ハ町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設クルコトヲ得
町村ハ町村ノ營造物ニ關シ町村條例ヲ以テ規定スルモノノ外町村規則ヲ設クルコトヲ得

第十一條 町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス議員ノ定數左ノ如シ

- 一 (削除)
- 二 人口五千未満ノ町村 十二人
- 三 人口五千以上一萬未満ノ町村 十八人
- 四 人口一萬以上二萬未満ノ町村 二十四人
- 五 人口二萬以上ノ町村 三十人

第十五條 選舉權ヲ有スル町村公民ハ被選舉權ヲ有ス
在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セス
選舉事務ニ關係アル官吏及町村ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス
町村ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ町村ノ町村會議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十六條 町村會議員ハ名譽職トス
議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス(下略)

第十九條 町村長ハ選舉ノ期日前七日目迄ニ選舉會場(投票分會場ヲ含ム以下之ニ同シ)、投票ノ日時及選舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ投票分會場ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示スヘシ(下略)

第二十條 町村長ハ選舉長ト爲リ選舉會ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任ス

第二十二條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル
選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ
投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得
選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス
自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得

投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ(下略)

- 第二十五條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
- 一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
- 二 現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第二十七條 町村會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス(下略)

第二十九條 當選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ(下略)
當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ(下略)

第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一 町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村稅又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事
- 六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事
- 九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アル

- 十 町村吏員ノ身元保證ニ關スル事
- 十一 町村ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事
- 第四十三條 町村會ハ町村ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ關係行政廳ニ提出スルコトヲ得
- 第四十五條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スヘシ(下略)
- 第四十七條 町村會ハ町村長之ヲ召集ス議員定數三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ町村會召集ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ召集スヘシ(下略)
- 第五十二條 町村會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁止シタルトキ
 - 二 議員二人以上ノ發議ニ依リ傍聽禁止ヲ可決シタルトキ(下略)
- 第六十條 町村ニ町村長及助役一人ヲ置ク但シ町村條例ヲ以テ助役ノ定數ヲ增加スルコトヲ得
- 第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス
- 町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得
- 第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス
- 第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス(中略)
- 助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ定ム町村長職ニ在ラサルトキハ第一項ノ例ニ依ル(中略)名譽職町村長及名譽職助役ハ其ノ町村公民中選舉權ヲ有スル者ニ限ル

- 有給町村長及有給助役ハ第七條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ町村ノ公民トス
- 第六十八條 町村ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得
- 區長及其ノ代理者ハ名譽職トス町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ定ム(下略)
- 第七十二條 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス
- 町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
 - 一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事
 - 二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
 - 三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
 - 四 證書及公文書類ヲ保管スル事
 - 五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スル事
 - 六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項
- 第七十三條 町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責及五圓以下ノ過怠金トス
- 第七十七條 町村長其ノ他町村吏員ハ從來法令又ハ將來法律勅令ノ定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共團體ノ事務ヲ掌ル(下略)
- 第七十九條 助役ハ町村長ノ事務ヲ補助ス
- 助役ハ町村長故障アルトキ之ヲ代理ス助役數人アルトキハ豫メ町村

府 縣 制 (抄)

- 長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス
- 第八十一條 區長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス(下略)
- 第八十九條 收益ノ爲ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ(下略)
- 第九十七條 町村稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ
 - 一 直接國稅及府縣稅ノ附加稅
 - 二 特別稅
- 直接國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第四百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス
- 第九十八條 三月以上町村内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ
- 第一百十三條 町村長ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ(下略)
- 第一百二十九條 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ職務ニ屬スル事項ナキニ至リタルトキハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス(下略)

- 第一條 府縣ハ從來ノ區域ニ依リ市町村及島嶼ヲ包括ス
- 第二條 府縣ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法律命令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ府縣ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第三條ノ二 府縣ハ府縣條例ヲ設クルコトヲ得
- 府縣ハ府縣ノ營造物ニ關シ府縣條例ヲ以テ規定スルモノノ外府縣規則ヲ設クルコトヲ得
- 府縣條例及府縣規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ
- 第四條 府縣會議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス
- 選舉區ハ市ノ區域又ハ從前郡長若ハ島司ノ管轄タル區域ニ依ル但シ東京市京都市大阪市其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル市ニ於テハ區ノ區域ニ依ル(下略)
- 第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口七十萬未滿ハ議員三十人ヲ以テ定員トシ七十萬以上百萬未滿ハ五萬ヲ加フル毎一人ヲ増シ百萬以上ハ七萬ヲ加フル毎一人ヲ増ス(下略)
- 第六條 府縣内ノ市町村公民ハ府縣會議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定

ヲ合ムニ依リ召集中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ
市町村公民権停止中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス
在職ノ檢察、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セス
選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス(下略)

第七條 府縣會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十三條 府縣會議員ノ選舉ハ府縣知事ノ告示ニ依リ之ヲ行フ其ノ告示ニハ選舉ヲ行フヘキ選舉區投票ヲ行フヘキ日時及選舉スヘキ議員ノ員數ヲ記載シ選舉ノ期日前二十日マテニ之ヲ發スヘシ(下略)

第十三條ノ二 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉期日前七日目マテニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ(下略)

第十三條ノ三 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキハ前項ノ供託物ハ府縣ニ歸屬ス(下略)

第十四條 市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第十八條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テハ確定裁決書若ハ判決書ヲ提示シテ投票ヲ爲スヘシ(下略)
第二十九條 府縣會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ノ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス(下略)

第四十一條 府縣會議員ノ議決スヘキ事件左ノ如シ

- 一 府縣條例及府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 - 二 歳入出豫算ヲ定ムル事
 - 三 決算報告ニ關スル事
 - 四 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料府縣稅及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事
 - 五 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事
 - 六 積立金數等ノ設置及處分ニ關スル事
 - 七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト
 - 八 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 九 其ノ他法律命令ニ依リ府縣會議員ノ權限ニ屬スル事項
- 第四十二條 府縣會議員ハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ府縣參事會ニ委任スルコトヲ得
- 第四十四條 府縣會議員ハ府縣ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ關係行政廳ニ呈出スルコトヲ得

第四十五條 府縣會議員ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ(下略)

第四十六條 府縣會議員ハ選舉人ノ指示若ハ委嘱ヲ受ケヘカラス

第五十一條 府縣會議員ハ府縣知事ノ召集スル議員定員ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ臨時會召集ノ請求アルトキハ府縣知事ハ之ヲ召集スヘシ(下略)

第五十二條 府縣會議員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第六十五條 府縣參事會ヲ置キ議長及名譽參事會員十人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條 府縣參事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一 府縣會議員ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
- 二 府縣會議員會中府縣會議員ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノヲ府縣會議員ニ代ハリテ議決スルコト
- 三 府縣會議員會成立セサルトキ、召集ニ應ゼサルトキ、第五十四條ノ除斥ノ爲會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ府縣知事ニ於テ府縣會議員ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキ府縣會議員ノ權限ニ屬スル事件ヲ府縣會議員ニ代ハリテ議決スルコト
- 四 府縣會議員會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財産及營造物ノ管理ニ關シ重要ナル事項ヲ議決スル事
- 五 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 府縣ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項

第七十八條 府縣知事ハ府縣ヲ統轄シ府縣ヲ代表ス

- 一 府縣知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
 - 二 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事
 - 三 府縣會議員及府縣參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スル事
 - 四 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之ヲ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
 - 五 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
 - 六 證書及公文書類ヲ保管スル事
 - 七 法律命令又ハ府縣會議員若ハ府縣參事會ノ議決ニ依リ使用料手数料府縣稅及夫役現品ヲ賦課徵收スル事
 - 七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣知事ノ權限ニ屬スル事項(下略)
- 第八十六條 府縣參事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時會召集ヲ要シ府縣知事ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府縣知事ハ專決處分シ次ノ會期ニ於テ其ノ處分ヲ府縣參事會ニ報告スヘシ(下略)
- 第九十九條 府縣會議員ハ營造物若ハ公共ノ用ニ供シタル財産ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ特ニ一個人ノ爲ニナル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第一百條 使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
- 第一百二條 府縣會議員ハ其ノ必要ナル費用及法律命令又ハ從來ノ慣例ニ依リ府縣ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第百三條 府縣稅及其賦課徵收方法ニ關シテハ法律ニ規定アルモノヲ除ク外勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百四條 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百九條 府縣稅賦課ノ細目ニ係ル事項ハ府縣會ノ議決ニ依リ關係市町村會ノ議決ニ付スルコトヲ得(下略)

第百十七條 府縣ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メハ府縣ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ要スル爲メ又ハ天災事變等ノ爲メ必要アル場合ニ限リ府縣會ノ議決ヲ經テ府縣債ヲ起スコトヲ得

府縣債ヲ起スニ付府縣會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

府縣ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲本條ノ例ニ依ラス府縣參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第百十八條 府縣知事ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始前府縣會ノ議決ヲ經ヘシ

府縣ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ

豫算ヲ府縣會ニ提出スルトキハ府縣知事ハ併セテ財産表ヲ提出スヘシ

第百十九條 府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加若ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第百二十條 府縣會ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ施行スヘキモノ又ハ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第百二十一條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ但シ府縣會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

第百二十二條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ並其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百二十三條 府縣ハ府縣會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第百二十四條 決算ハ翌翌年ノ通常會ニ於テ府縣會ニ報告スヘシ

決算ハ之ヲ内務大臣ニ報告シ並其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百二十七條 府縣ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

第百二十九條 内務大臣ハ府縣行政ノ法律命令ニ背戾セサルヤ又ハ公益ヲ害セサルヤ否ヲ監視スヘシ内務大臣ハ之ヲ爲行政事務ニ關シテ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徵シ並實地ニ就キ事務ヲ視察シ出納ヲ檢閱スルノ權ヲ有ス

内務大臣ハ府縣行政ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲スノ權ヲ有ス

第百三十一條 内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

府縣會解散ノ場合ニ於テハ三箇月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ(下略)

(略名) 富山太田公民

昭和十二年 八月二十日 初版印刷
 昭和十二年 八月二十四日 初版發行
 昭和十二年 十二月二十三日 訂正再版印刷
 昭和十二年 十二月二十六日 訂正再版發行
 昭和十六年 十月二十日 訂正三版印刷
 昭和十六年 十月二十五日 訂正三版發行

太田實業公民教科書
 定價 金九拾錢

著 者 太 田 正 孝
 發 行 者 東 京 市 麹 町 區 飯 田 町 二 丁 目 二 十 番 地
 中 等 學 校 教 科 書 株 式 會 社
 代 表 者 山 本 慶 治
 印 刷 者 東 京 市 神 田 區 錦 町 三 十 目 十 四 番 地
 (東 東 三 四 〇)
 梶 原 紫 朗



發 行 所

東 京 市 麴 町 區 飯 田 町 二 丁 目 二 十 番 地
 中 等 學 校 教 科 書 株 式 會 社
 日 本 出 版 文 化 協 會 會 員 番 號 一 一 七 五 二 二

配 給 元 日 本 出 版 配 給 株 式 會 社
 東 京 市 神 田 區 淡 路 町 2 / 9

K.T.5

5

2

有

用

久

計

広島大学図書

2000071233

